

目 次

序章	宿毛市都市計画マスタープランの改訂について	1
1	都市計画マスタープランとは	1
2	都市計画マスタープランの見直しの考え方	1
(1)	見直しの背景と目的	1
(2)	目標年次	1
(3)	位置づけ	2
(4)	対象範囲	2
第1章 宿毛市の現状と課題		3
1 - 1	宿毛市の現状	3
(1)	宿毛市の概要	3
(2)	人口・世帯数	4
(3)	産業	6
(4)	土地利用	7
(5)	市街地開発事業	9
(6)	都市施設等	10
(7)	土地利用規制等	16
(8)	災害リスク	18
1 - 2	市民意向調査	26
(1)	調査の目的	26
(2)	調査の概要	26
(3)	調査結果	26
1 - 3	今後の主要プロジェクト	30
1 - 4	都市づくりの課題	31
第2章 目指すべき都市像		33
2 - 1	都市づくりの理念	33
2 - 2	都市づくりの目標	33
2 - 3	将来フレーム	35
(1)	将来人口	35
(2)	将来的な市街地の規模	35
2 - 4	将来都市構造	36
(1)	将来都市構造のイメージ	36
(2)	将来都市構造	37

第3章 分野別の整備方針	40
3－1 都市防災の方針.....	40
(1) 災害に強いまちづくりの推進	40
(2) 風水害対策.....	41
(3) 火災対策.....	41
(4) 地震・津波対策	41
(5) 防災意識の醸成	42
(6) 復興まちづくりの事前準備	42
3－2 土地利用の方針.....	44
(1) 土地利用の区分	44
(2) 土地利用の方針	44
3－3 都市施設等の方針	48
(1) 交通施設.....	48
(2) 供給処理施設	52
(3) 河川・港湾施設	52
(4) その他の施設	53
3－4 自然的環境保全の方針	55
(1) 優れた自然環境の保全.....	55
(2) 主要公園の整備	56
3－5 市街地・居住地整備の方針	59
(1) コンパクトで良好な市街地の形成.....	59
(2) 良質な住宅・宅地の供給	60
3－6 景観形成の方針.....	62
(1) 景観形成の基本方針.....	62
(2) 景観行政の推進	62
第4章 地域別構想.....	63
4－1 地域別構想の考え方.....	63
(1) 地域別構想の役割.....	63
(2) 地域区分の考え方.....	63
4－2 中央地域	64
(1) 地域の特性とまちづくりの課題.....	64
(2) 地域づくりの目標.....	66
(3) 地域づくりの方針.....	66
(4) 地域づくりの方針図.....	72
4－3 西部地域	73
(1) 地域の特性とまちづくりの課題.....	73
(2) 地域づくりの目標.....	75
(3) 地域づくりの方針.....	75
(4) 地域づくりの方針図.....	80

4 – 4 東部地域	81
(1) 地域の特性とまちづくりの課題.....	81
(2) 地域づくりの目標.....	83
(3) 地域づくりの方針.....	83
(4) 地域づくりの方針図.....	88
4 – 5 小筑紫地域	89
(1) 地域の特性とまちづくりの課題.....	89
(2) 地域づくりの目標.....	91
(3) 地域づくりの方針.....	91
(4) 地域づくりの方針図.....	95
4 – 6 橋上地域	96
(1) 地域の特性とまちづくりの課題.....	96
(2) 地域づくりの目標.....	98
(3) 地域づくりの方針.....	98
(4) 地域づくりの方針図.....	101
4 – 7 沖の島地域	102
(1) 地域の特性とまちづくりの課題.....	102
(2) 地域づくりの目標.....	104
(3) 地域づくりの方針.....	104
(4) 地域づくりの方針図.....	107
第5章 実現化方策	108
5 – 1 目指すべき都市像の実現に向けて	108
(1) 災害に強いまちづくりへ向けた更なる取組.....	108
(2) 社会経済情勢に対応した具体的な都市計画等の推進	109
(3) 持続可能なまちづくりの推進	110
5 – 2 今後のまちづくりの進め方	110
(1) 市民等と行政の協働による取組.....	112
(2) エリアマネジメント活動等への支援	112
(3) 地区計画制度の活用	112
(4) 計画の進行管理	113
資料編 策定の経過	114

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指し、平成4年の都市計画法の改正により創設されたものです。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫をもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を示すとともに、地域別の課題に応じた方針等について定めるものになります。

都市計画マスタープランの役割

1. 都市の将来像を具体的に示します
2. 宿毛市の都市計画の指針となります
3. 都市計画の総合性・一体性を確保します
4. 都市づくりに対する住民の理解を深めます

2 都市計画マスタープランの見直しの考え方

(1) 見直しの背景と目的

宿毛市では平成12年に宿毛市都市計画マスタープランを策定し、道路網や公園整備、市街地開発事業の実施など、様々な都市計画事業を推進してきました。

一方、計画策定から概ね20年が経過しており、人口減少や高齢化の更なる進展、インフラ老朽化問題、幡多圏域都市計画区域マスタープランや振興計画等の上位・関連計画の改訂、四国横断自動車道の整備や庁舎等の高台移転事業など、宿毛市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、宿毛市が抱える課題も多様化しています。

そこで、これらの課題や今後の時代潮流に対応した計画とするため、当初の都市計画マスタープランを見直し、新たな宿毛市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」といいます。）の策定を行います。

(2) 目標年次

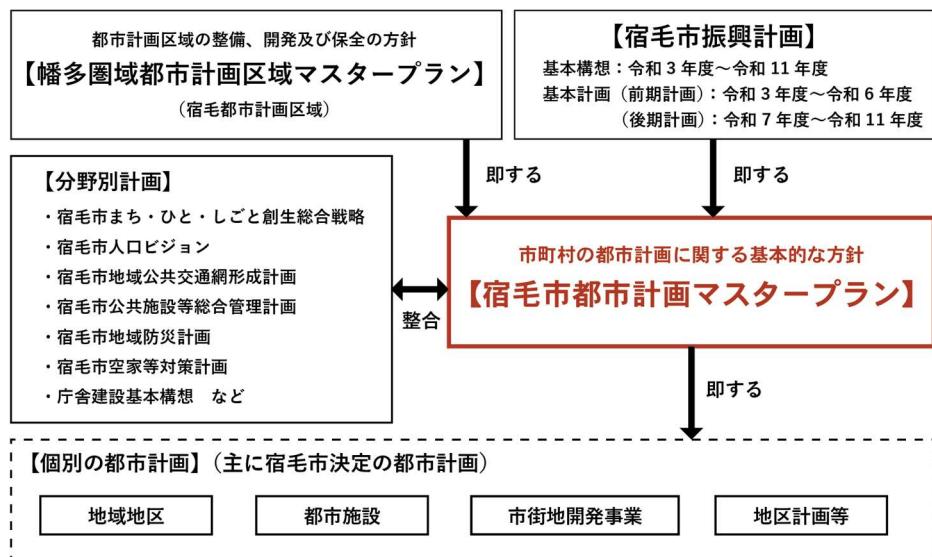
本計画の目標年次は、20年後の令和22年度（2040年度）とします。

なお、上位計画の改訂や社会経済情勢に大きな変化がみられた場合など、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 位置づけ

本計画は、幡多圏域都市計画区域マスターplanや宿毛市振興計画に即しながら、宿毛市の定める都市計画の方針を定めるものです。

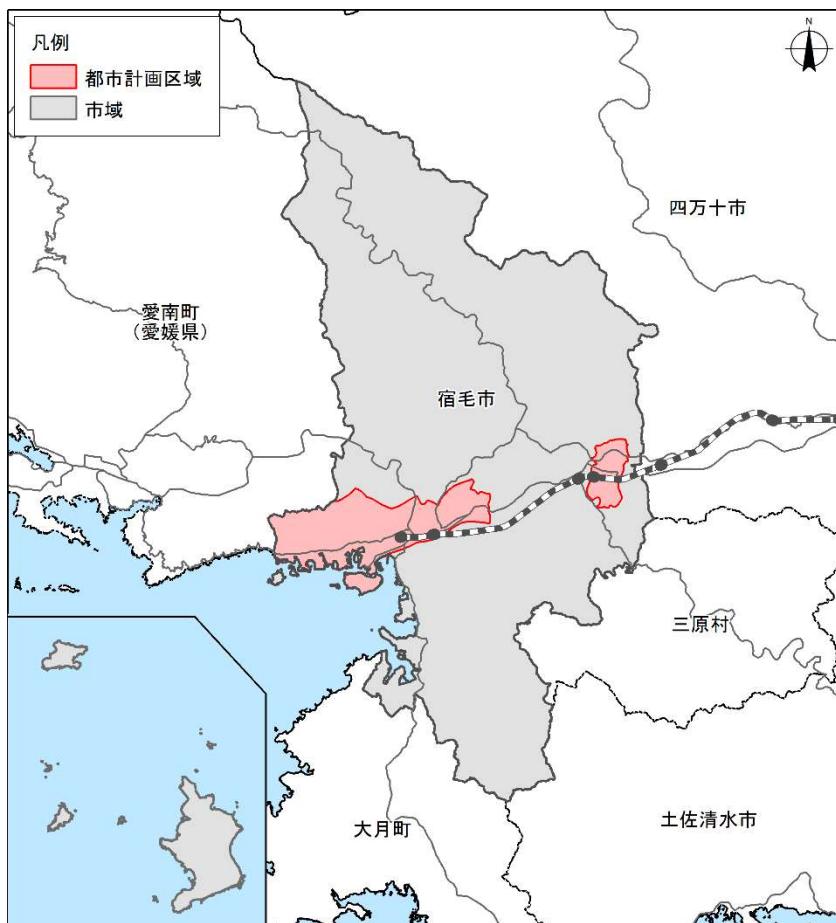
■ 計画の位置づけ



(4) 対象範囲

本計画の対象範囲は、都市計画区域とします。なお、将来都市構造や地域別構想等では都市計画区域外を含めた市域全体についても対象とします。

■ 対象範囲



第1章 宿毛市の現状と課題

1-1 宿毛市の現状

(1) 宿毛市の概要

本市は四国の最南端に位置し、高知県の四万十市、三原村、土佐清水市、大月町、愛媛県の愛南町、宇和島市に接しています。

地形は全般的に山岳、丘陵地帯により構成され、総面積 286.2 km²（令和 2 年 7 月時点）のうち 8 割以上が森林地帯となっています。

平野部は市域の 2 割弱で、2 級河川の松田川をはじめとする河川の流域に沿って集落と農耕地が開けています。

■ 宿毛市の位置

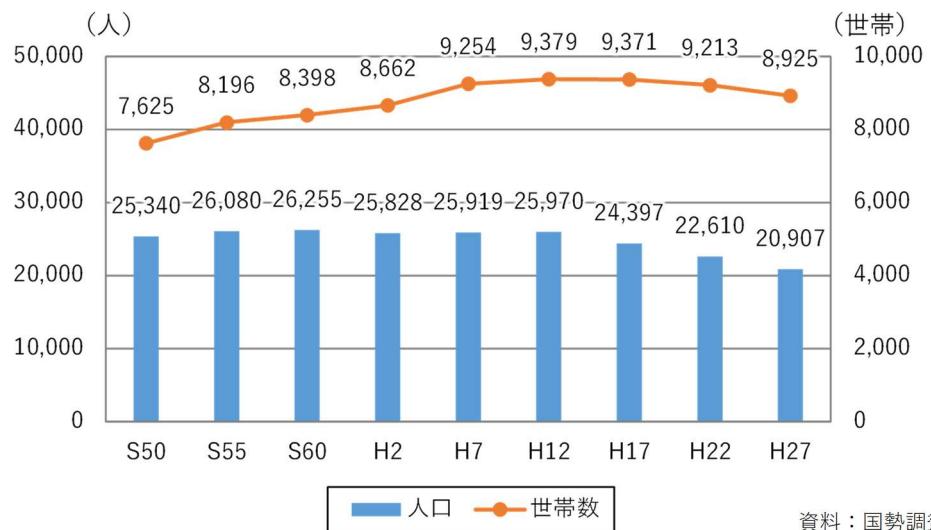


(2) 人口・世帯数

本市の人口は平成 12 年までは概ね横ばいで推移していましたが、近年は減少傾向が顕著であり、平成 27 年は 20,907 人となっています。

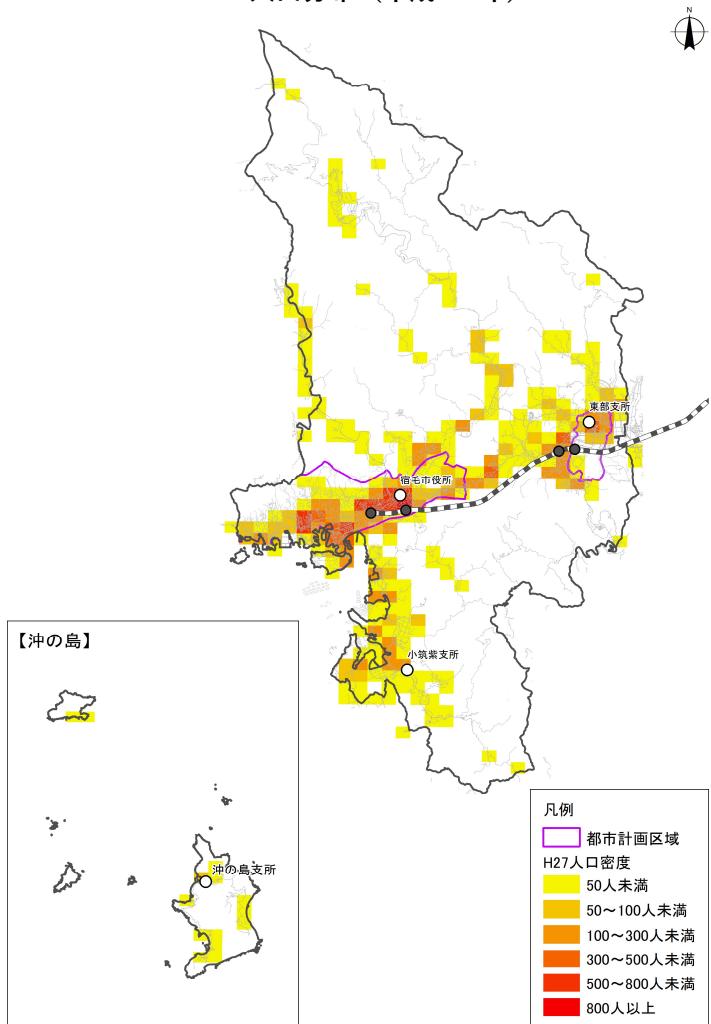
世帯数は平成 12 年をピークに減少に転じており、平成 27 年には 8,925 世帯となっています。

■ 人口・世帯数の推移



平成 27 年における人口の分布状況*をみると、宿毛駅から東宿毛駅周辺や片島地区、住宅団地が形成されている自由ヶ丘地区、西町地区、港南台地区等において、人口の集積がみられます。

*平成 27 年国勢調査結果を都市地域土地利用細分メッシュデータ（国土数値情報）の建物用地に分類されるメッシュ（100m）に対して人口を配分

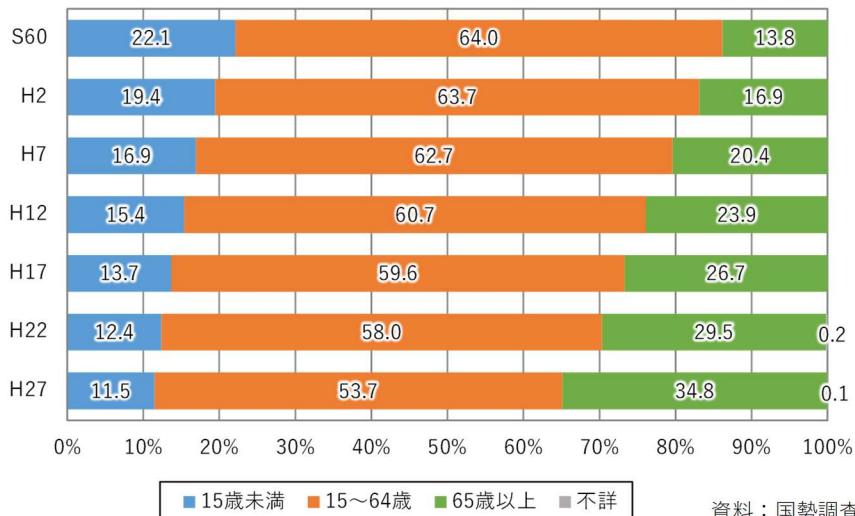


年齢階級別人口

年齢階級別人口をみると、平成 27 年の 15 歳未満（年少人口）比率は約 1 割である一方、65 歳以上（老人人口）比率は 3 割以上となっており、少子高齢化が進行しています。

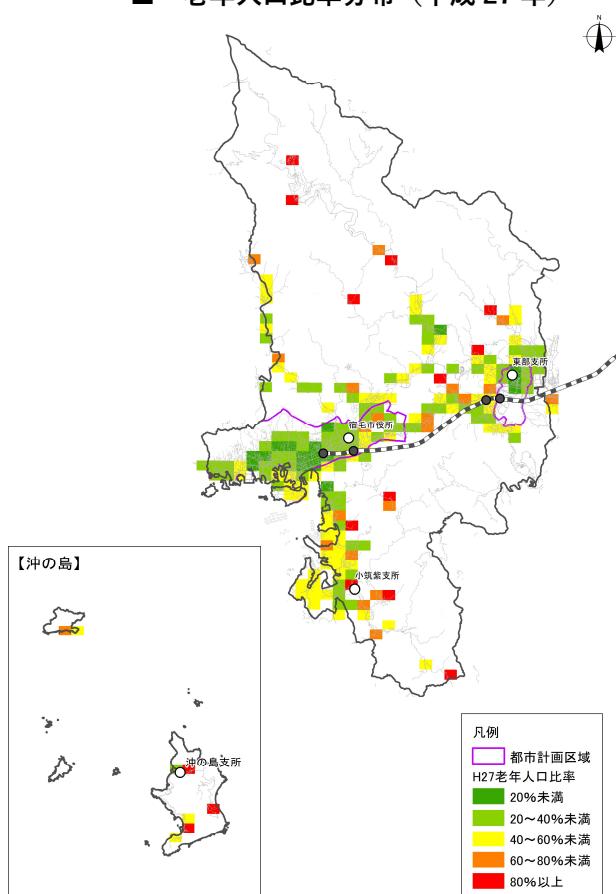
老人人口比率の分布状況をみると、都市計画区域外で比較的高くなっていますが、老人人口（実数）は、都市計画区域内やその周辺、小筑紫地区の沿岸部等で比較的多くなっています。

■ 年齢 3 区分別人口割合の推移

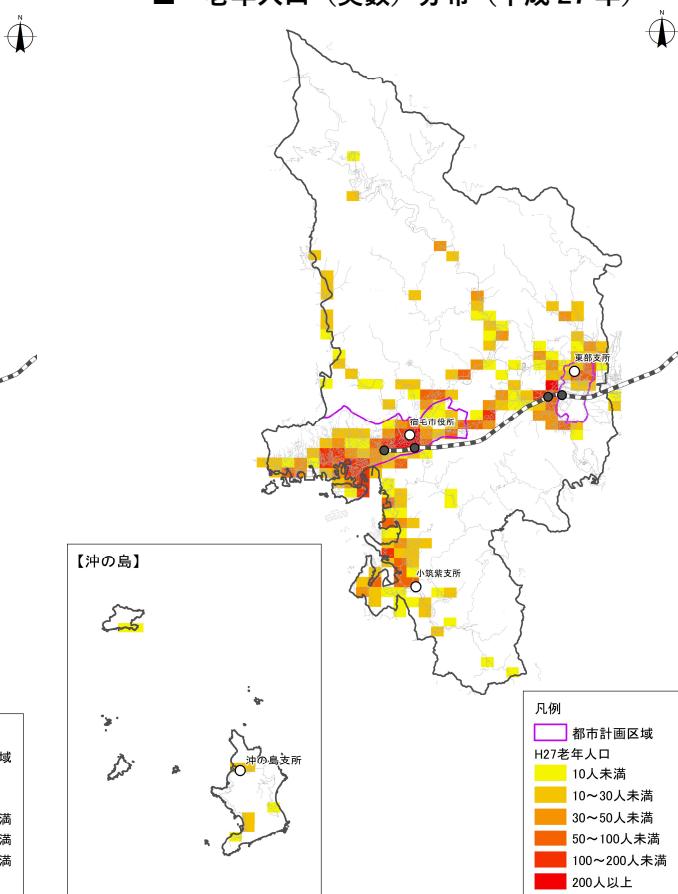


資料：国勢調査

■ 老年人口比率分布（平成 27 年）



■ 老年人口（実数）分布（平成 27 年）



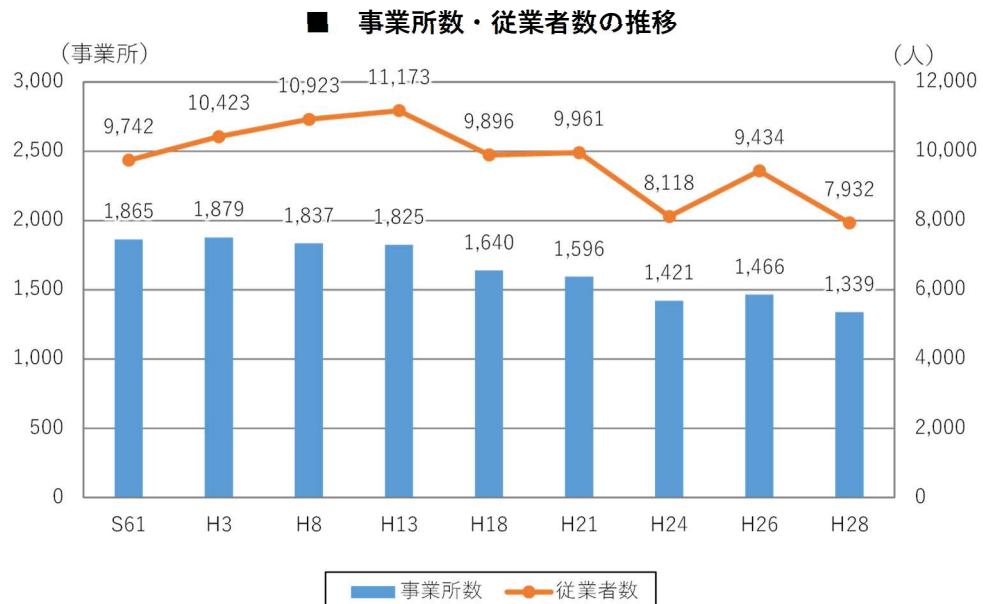
※平成 27 年国勢調査結果を都市地域土地利用細分メッシュデータ（国土数値情報）の建物用地に分類されるメッシュ（100m）に対して人口を配分

資料：国勢調査、国土数値情報

(3) 産業

事業所・従業者数の推移をみると、平成 13 年以降は概ね減少傾向にあり、事業所数は 1,339 事業所、従業員は 7,932 人となっています。

平成 28 年における産業大分類別事業所、従業者数をみると、事業所数では「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」が、従業者数では「卸売業、小売業」、「医療、福祉」が多くなっています。



※平成 24 年・平成 28 年は経済センサス（活動調査）であるため民間のみの数値

資料：経済センサス、事業所・企業統計調査

■ 産業大分類別事業所数・従業者数の推移

産業大分類	平成 21 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業、林業	10	185	9	157	11	166	8	90
漁業	14	120	12	112	14	125	18	168
鉱業、採石業、砂利採取業	1	9	***	***	0	0	***	***
建設業	144	768	134	773	118	680	107	667
製造業	104	1,183	111	1,215	116	1,206	117	1,257
電気・ガス・熱供給・水道業	4	28	2	13	3	19	2	38
情報通信業	8	46	5	57	5	57	5	67
運輸業、郵便業	41	432	40	427	42	398	37	333
卸売業、小売業	443	1,911	401	1,854	376	1,763	357	1,723
金融業、保険業	24	250	20	203	19	174	17	175
不動産業、物品賃貸業	58	152	59	140	59	157	54	123
学術研究、専門・技術サービス業	30	152	22	65	29	137	23	67
宿泊業、飲食サービス業	258	1,139	236	941	240	991	243	991
生活関連サービス業、娯楽業	173	472	165	405	158	369	145	365
教育、学習支援業	61	485	30	72	52	391	27	74
医療、福祉	97	1,872	72	1,242	105	2,119	84	1,402
複合サービス事業	18	179	14	102	12	119	11	103
サービス業（他に分類されないもの）	86	328	88	331	86	281	84	289
公務（他に分類されるものを除く）	22	250	-	-	21	282	-	-
合計	1,574	9,961	1,421	8,109	1,445	9,434	1,339	7,932

※***は秘匿値、平成 24 年・平成 28 年は経済センサス（活動調査）であるため民間のみの数値

資料：経済センサス

(4) 土地利用

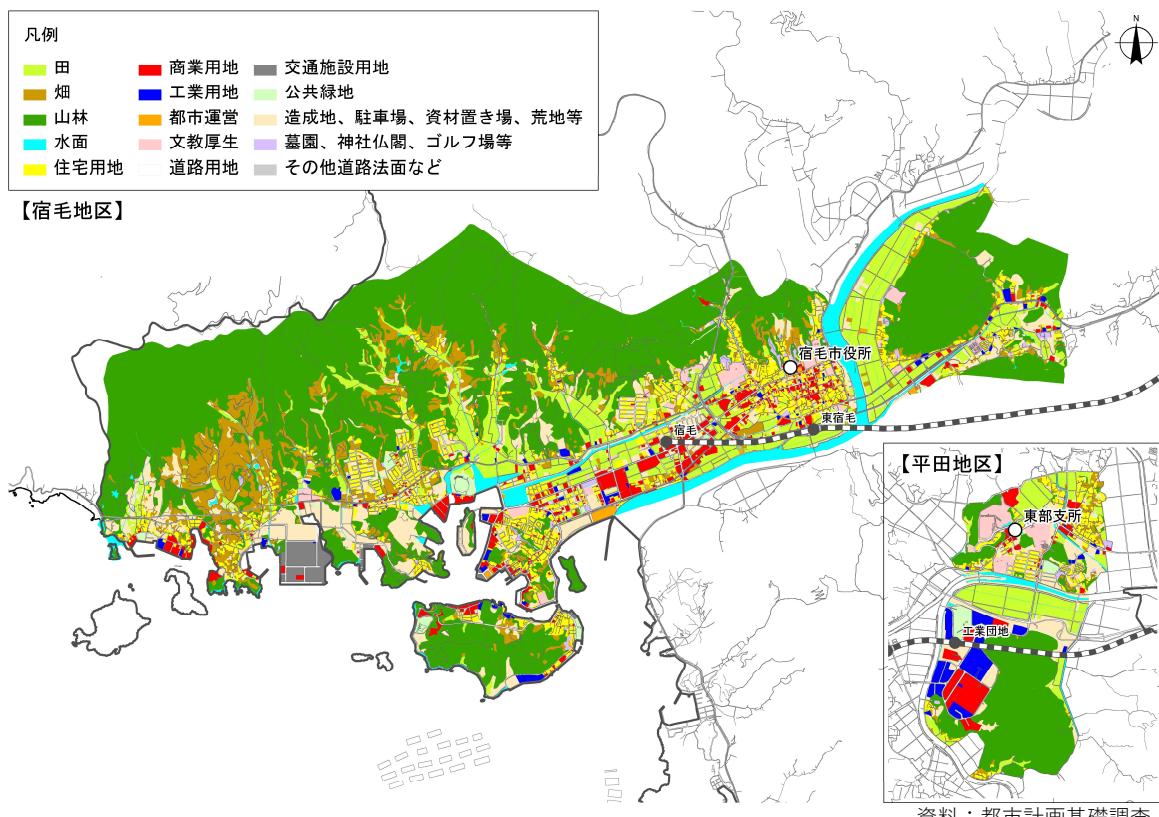
土地利用現況をみると山林が最も多く、田、畠、水面を含めると都市計画区域の約3分の2を自然的土地利用が占めています。

また、未利用地であるその他A(造成地、駐車場、資材置き場、荒れ地等)は9.1%と、住宅用地(7.4%)より多くなっています。

■ 土地利用現況の割合(平成27年度)

		面積(ha)	構成比(%)	摘要
自然的 土地利用	農地	田	258	10.8 田
		畠	190	7.9 畠、樹園地、採草地等
			448	18.7 -
	山林	1,088	45.4 樹林地	
	原野	0	0.0 原野	
	水面	88	3.7 河川、湖沼、ため池等	
		1,623	67.8 -	
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	177	7.4 住宅、共同住宅、店舗兼用住宅等
		商業用地	89	3.7 業務施設、商業施設、集合販売施設、宿泊施設等
		工業用地	35	1.5 重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設等
			301	12.6 -
	都市運営	7	0.3 官公庁施設、通信施設等	
	文教厚生	40	1.7 学校等	
	道路用地	153	6.4 道路、駅前広場	
	交通施設用地	16	0.7 自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地等	
	公共緑地	19	0.8 公園・緑地、広場、運動場	
		536	22.4 -	
その他	その他A	219	9.1 造成地、駐車場、資材置き場、荒れ地等	
	その他B	13	0.5 墓園、神社仏閣、ゴルフ場等	
	その他C	3	0.1 道路法面など他に分類されないもの	
		234	9.8 -	
	合計	2,393	100.0	-

■ 土地利用現況(平成27年度)



空き家

宿毛市空家等対策計画（令和2年3月）における調査結果をみると、本市全体の空き家率は6.7%となっています。中でも沖の島地域の空き家率が27.9%と高くなっています。

倒壊の危険性の高いランクEは、小筑紫地域や西地域で多くなっています。

■ 空家等実態把握調査の結果

地域	建築物合計(戸)	空き家数合計(戸)	危険度ランク*						空き家率(%)
			ランクA	ランクB	ランクC	ランクD	ランクE	判別不能	
宿毛	3,300	343	224	87	25	6	1	0	10.4
西	4,916	236	162	31	16	9	18	0	4.8
和田	2,193	112	78	18	7	3	6	0	5.1
橋上	1,021	79	54	14	4	1	1	5	7.7
沖の島	423	118	76	20	4	3	9	6	27.9
平田	2,240	61	49	6	4	1	0	1	2.7
山奈	1,672	44	29	6	3	3	2	1	2.6
小筑紫	2,786	245	155	38	20	7	24	1	8.8
合計	18,551	1,238	827	220	83	33	61	14	6.7

※危険度ランクについて

ランクA…目立った損傷は見られない

ランクB…危険な損傷は見られない

ランクC…部分的に危険な損傷が認められる

ランクD…建築物全体に危険な損傷が認められ、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる

ランクE…建築物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられる

■ 大字ごとの空家等件数と空家等率

	大字名	件数	家屋棟数	空家等率		大字名	件数	家屋棟数	空家等率		大字名	件数	家屋棟数	空家等率
宿毛	坂ノ下	15	246	6.1%	西	西町1丁目	4	183	2.2%	橋上	橋上町京法	7	27	25.9%
	駅前町1丁目	0	28	0%		西町2丁目	9	154	5.8%		橋上町還住藪	1	26	3.8%
	駅前町2丁目	0	31	0%		西町3丁目	4	95	4.2%		小計	79	1,021	7.7%
	駅東町1丁目	0	8	0%		西町4丁目	0	9	0%	沖の島	沖の島町鵜来島	24	52	46.2%
	駅東町2丁目	0	6	0%		西町5丁目	4	149	2.7%		沖の島町母島	49	151	32.5%
	駅東町3丁目	0	6	0%		自由ヶ丘	1	154	0.6%		沖の島町弘瀬	45	220	20.5%
	駅東町4丁目	0	30	0%		大深浦	7	302	2.3%		小計	118	423	27.9%
	貝塚	19	322	5.9%		小深浦	1	165	0.6%		平田町東平1丁目	1	141	0.7%
	幸町	22	265	8.3%		錦	1	161	0.6%		平田町東平2丁目	0	8	0%
	長田町	15	132	11.4%		大島	49	519	9.4%		平田町戸内	45	1,509	3.0%
	与市明	17	251	6.8%		高砂	13	338	3.8%		平田町黒川	11	431	2.6%
	萩原	32	216	14.8%		四季の丘1丁目	0	82	0%		平田町中山	4	151	2.6%
	桜町	26	186	14.0%		四季の丘2丁目	1	100	1%		小計	61	2,240	2.7%
	松田町	16	165	9.7%		片島	97	994	9.8%	山奈	山奈町山田	30	1,247	2.4%
	南沖須賀	6	37	16.2%		西片島	3	86	3.5%		山奈町芳奈	14	425	3.3%
	中央1丁目	20	162	12.3%		小計	236	4,916	4.8%		小計	44	1,672	2.6%
	中央2丁目	11	160	6.9%	和田	さくらが丘	1	111	0.9%	小筑紫	小筑紫町田ノ浦	8	269	3.0%
	中央3丁目	21	152	13.8%		押ノ川	8	436	1.8%		小筑紫町小浦	4	62	6.5%
	中央4丁目	22	190	11.6%		和田	45	671	6.7%		小筑紫町内外ノ浦	20	183	10.9%
	中央5丁目	27	170	15.9%		中角	6	173	3.5%		小筑紫町呼崎	8	120	6.7%
	中央6丁目	36	240	15.0%		二ノ宮	17	440	3.9%		小筑紫町湊	14	108	13.0%
	中央7丁目	37	225	16.4%		野地	7	168	4.2%		小筑紫町小筑紫	40	412	9.7%
	中央8丁目	1	72	1.4%		山北	26	156	16.7%		小筑紫町伊与野	28	388	7.2%
	小計	343	3,300	10.4%		草木藪	2	38	5.3%		小筑紫町栄喜	29	427	6.8%
西	藻津	6	262	2.3%		小計	112	2,193	5.1%		小筑紫町石原	31	170	18.2%
	宇須々木	13	339	3.8%		橋上町平野	1	82	1.2%		小筑紫町福良	24	299	8.0%
	新港	0	17	0%		橋上町橋上	12	275	4.4%		小筑紫町大海	21	270	7.8%
	樺	1	67	1.5%		橋上町奥奈路	13	130	10.0%		小筑紫町都賀川	18	78	23.1%
	池島	11	142	7.7%		橋上町神有	12	178	6.7%		小計	245	2,786	8.8%
	宿毛	9	357	2.5%		橋上町坂本	2	108	1.9%		合計	1,238	18,551	6.7%
	港南台1丁目	1	107	0.9%		橋上町楠山	27	159	17.0%					
	港南台2丁目	1	134	0.7%		橋上町出井	4	36	11.1%					

資料：宿毛市空家等対策計画

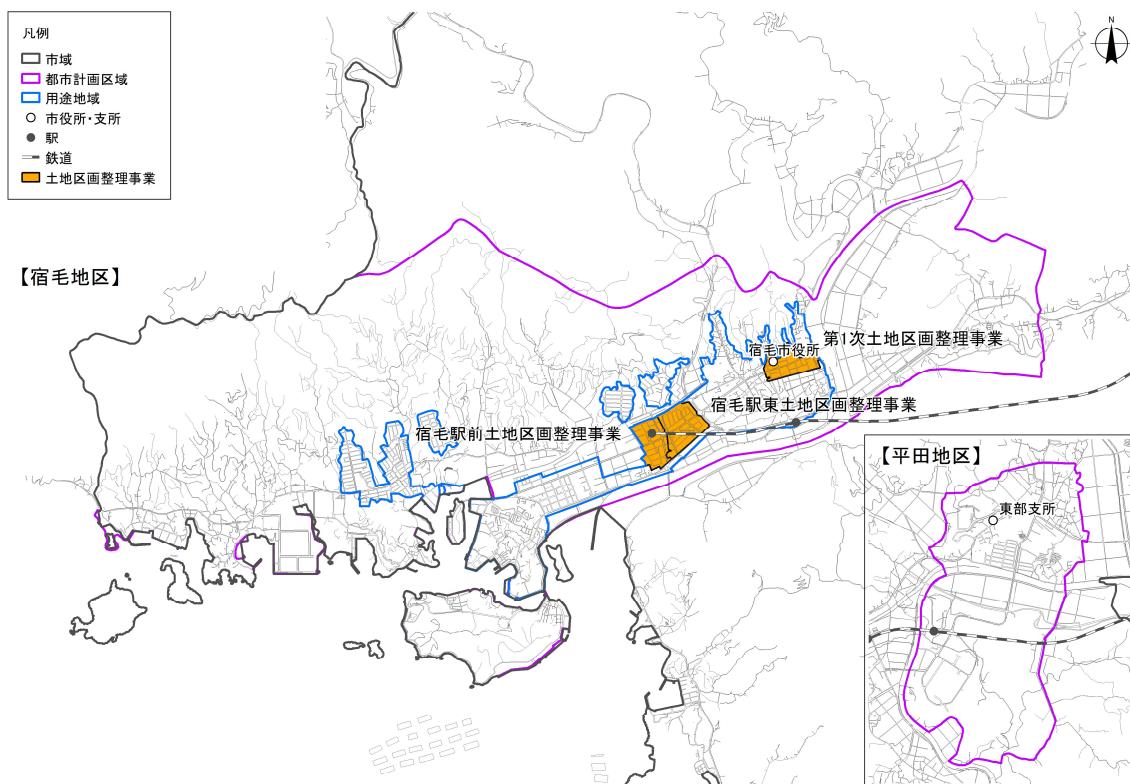
(5) 市街地開発事業

市街地開発事業の動向をみると、宿毛駅及び東宿毛駅の周辺の3箇所で土地区画整理事業が実施され、いずれも整備は完了しています。

■土地区画整理事業の一覧

番号	計画名	施行者	施行面積	施行期間	実施状況
1	第1次土地区画整理事業	宿毛市	11.3ha	昭和31年～昭和55年	整備済
2	宿毛駅前土地区画整理事業	宿毛市	12.7ha	昭和63年～平成8年	整備済
3	宿毛駅東土地区画整理事業	宿毛市	15.5ha	平成9年～平成29年	整備済

■土地区画整理事業の実施箇所



(6) 都市施設等

都市計画道路

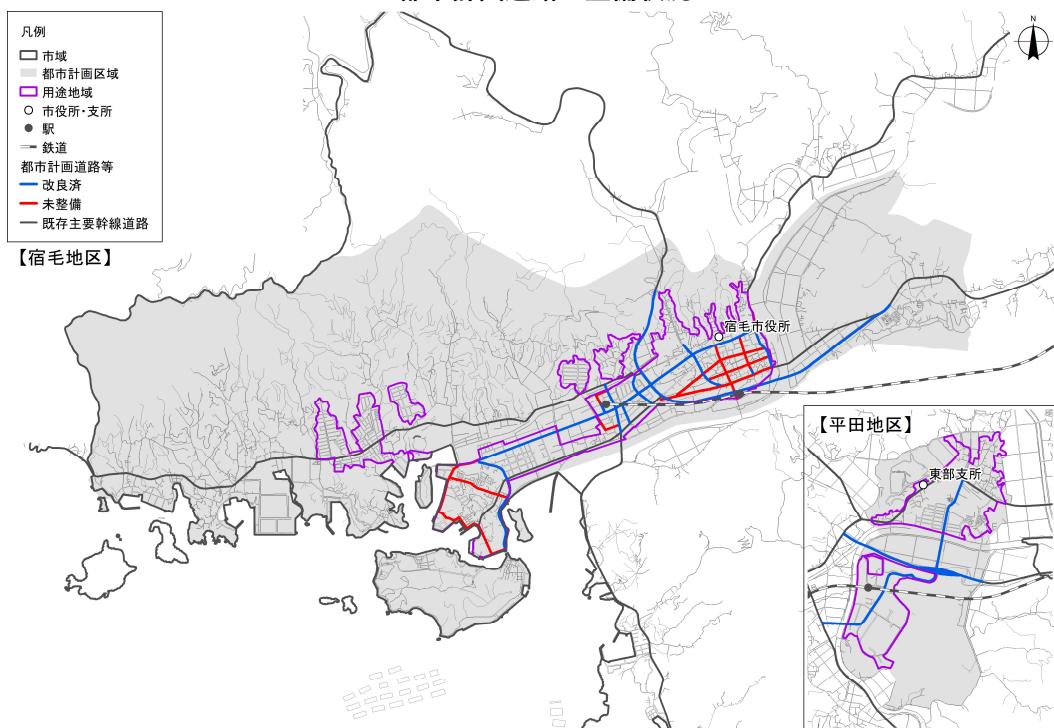
都市計画道路の整備状況をみると、計画延長は 21.69km で改良率は 71.9% となっています。

19 路線が都市計画道路に指定され、改良済みは 12 路線、一部改良が 3 路線、未整備が 4 路線となっており、東宿毛駅周辺や片島地区において未整備の路線が多くなっています。

■都市計画道路の整備状況（平成 30 年 3 月 31 日時点）

種別	道路名称	最終告示年月日	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)	整備率 (%)
3.3.10	(都) 宿毛中央線	S56.4.3	25	4,000	4,000	0	100.0%
3.3.11	(都) 平田中央線	S58.3.31	27	1,550	1,550	0	100.0%
3.3.15	(都) 駅前通線	S63.4.19	22	100	100	0	100.0%
3.4.1	(都) 桜町藻津線	S60.3.31	16	3,390	3,390	0	100.0%
3.4.13	(都) 平田 2 号線	H4.2.18	16	950	950	0	100.0%
3.4.18	(都) 駅東 1 号線	H9.5.23	16	370	370	0	100.0%
3.4.19	(都) 駅東 2 号線	H9.5.23	16	210	210	0	100.0%
3.5.2	(都) 宿毛宇和島線	S49.2.22	12	670	670	0	100.0%
3.5.3	(都) 上町片島線	S49.3.30	12	1,850	450	470	24.3%
3.5.12	(都) 平田 1 号線	H1.9.22	12	1,550	1,550	0	100.0%
3.5.14	(都) 貝塚表通線	S63.4.2	12	530	530	0	100.0%
3.6.4	(都) 片島線	H10.6.15	11	2,780	1,220	1,040	43.9%
7.6.5	(都) 桜町沖須賀線	H27.1.1	8	410	60	350	14.6%
3.6.6	(都) 萩原沖須賀線	S60.4.18	8	580	0	580	0.0%
3.6.7	(都) 中央線	S60.4.18	8	960	0	370	0.0%
3.6.8	(都) 中田塩浜線	S60.4.18	8	580	0	290	0.0%
3.6.9	(都) 三浦線	S60.4.18	8	670	0	0	0.0%
7.6.16	(都) 駅北通線	S63.4.2	8	230	230	0	100.0%
7.6.17	(都) 鶯州通線	H1.9.22	8	310	310	0	100.0%
合計				21,690	15,590	3,100	71.9

■都市計画道路の整備状況



公共交通機関

本市の公共交通をみると、鉄道、路線バス（5路線）、コミュニティバス（5路線）、スクールバス（3路線）のほか、航路が運行しています。

鉄道は土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が運行しており、特急列車も停車する宿毛駅と平田駅のほか、東宿毛駅、工業団地駅の計4箇所の駅があります。

路線バスは、高知西南交通による4路線と宇和島自動車による1路線が運行しています。

コミュニティバスは、一部デマンド運行区間（予約制）が運行しています。

市が運行するスクールバスでは、児童生徒のほか、一般市民も使用可能となっており、各地域における移動手段として活用されています。

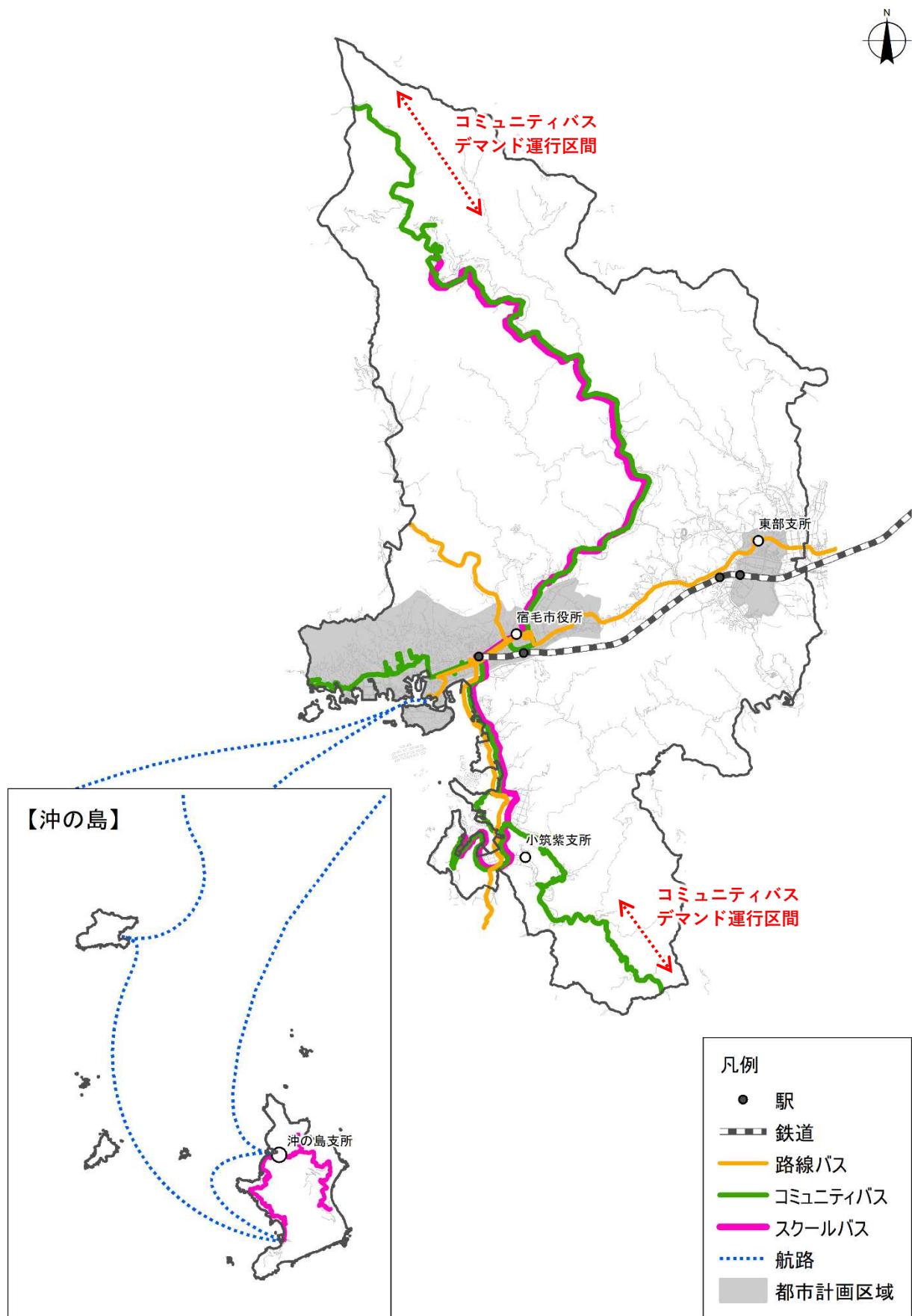
■公共交通の路線一覧

種別	路線名	運行事業者	平日運行本数
鉄道	中村・宿毛線	土佐くろしお鉄道株式会社	上り15本・下り14本
路線バス	宿毛－中村線	高知西南交通株式会社	7往復
	宿毛－大月線		3往復
	宿毛－清水線		6往復
	片島岸壁線		6往復
	宇和島－城辺・宿毛線	宇和島自動車株式会社	10往復
コミュニティバス	楠山線	宿毛市	4往復（週1回）
	栄喜線		4往復（週1回）
	舟ノ川線		4往復（週1回）
	出井線		4往復（週1回）
	藻津線		4往復（週1回）
スクールバス	橋上線		1往復
	栄喜地区スクールバス		行き1本・帰り2本
	県道沖の島循環線 (スクール・ゆるりんバス)		2往復（水・木のみ診療所行きの便あり）
航路	沖の島－片島航路		2便



宿毛市営定期船「スクモ」

■公共交通の運行状況



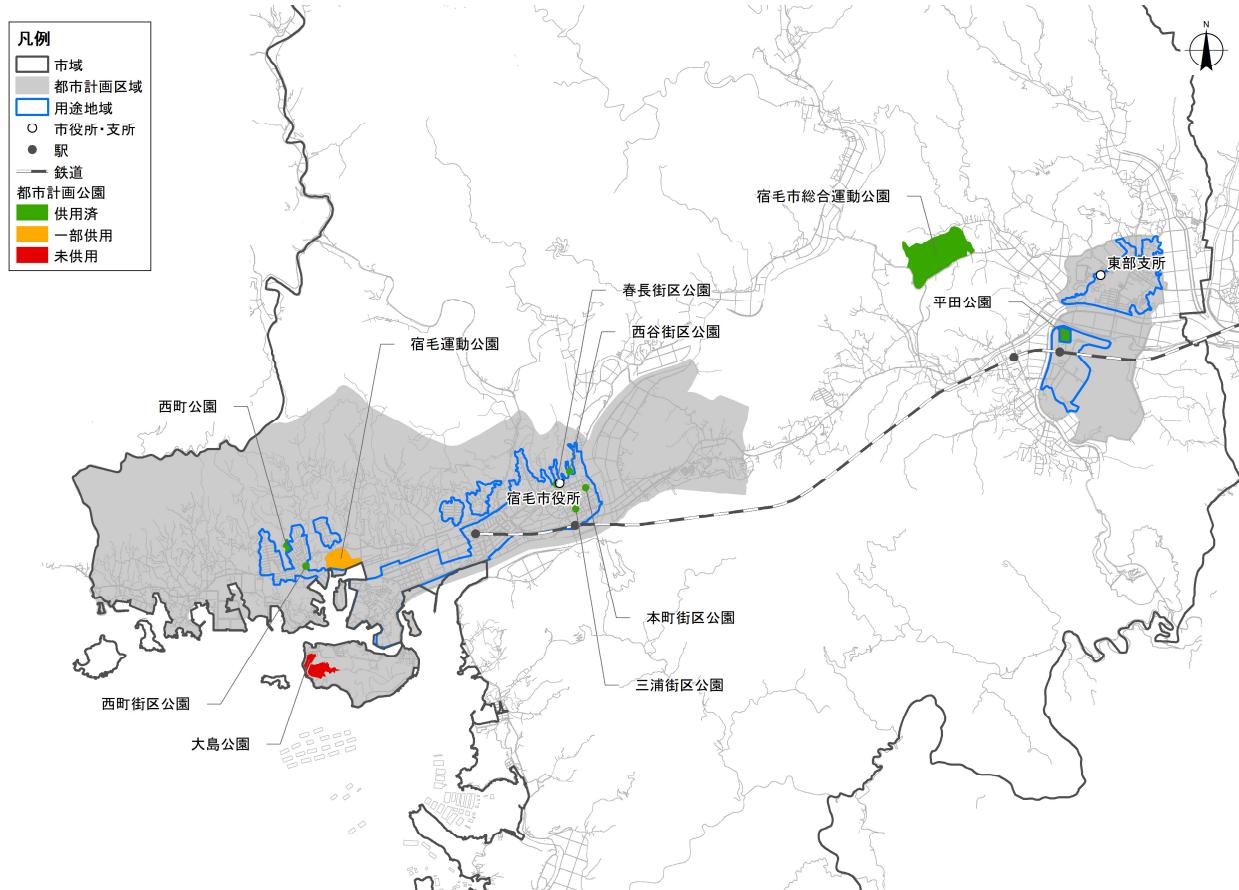
都市計画公園

都市公園の整備状況をみると、街区公園5箇所、近隣公園2箇所、地区公園、総合公園、運動公園がそれぞれ1箇所の合計10箇所(計画面積67.28ha)となっています。このうち、地区公園が未供用、運動公園が一部供用、その他の公園は供用済となっています。

■都市計画公園の整備状況(平成30年3月31日時点)

種類	種別	計画		供用	
		箇所数(件)	面積(ha)	箇所数(件)	面積(ha)
基幹公園	街区公園	5	0.48	5	0.48
	近隣公園	2	5.20	2	5.20
	地区公園	1	7.90	0	0.00
	総合公園	1	43.50	1	43.50
	運動公園	1	10.20	1	4.10
合計		10	67.28	9	53.28
供用率(%)					79.2

■都市計画公園の整備状況



公共下水道

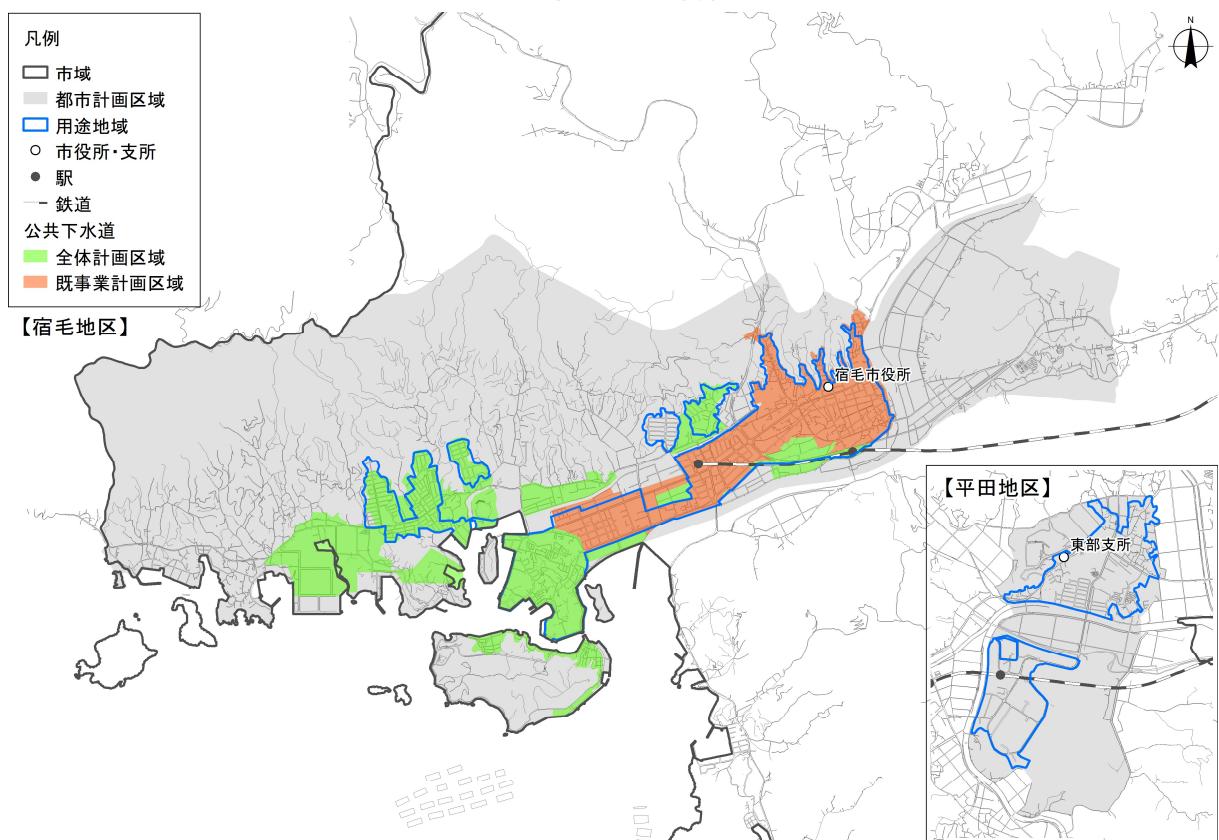
公共下水道の整備状況をみると、排水区域は 160ha となっており、整備率は 56.1% となっています。主に宿毛地区が既事業計画区域となっています。

都市下水道の整備状況については、排水区域は 92ha、管渠延長は 4,390m となっており、整備率は 100% となっています。

■公共下水道の整備状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

方式	排水区域 (ha)	ポンプ場				汚水処理場				整備率	
		箇所数		面積 (m ²)		箇所数		面積 (m ²)			
計画	供用	計画	供用	計画	供用	計画	供用	計画	供用		
分流	285	160	3	2	10,470	8,270	1	1	22,300	18,500	56.1%

■公共下水道の整備状況



■都市下水道の整備状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

排水区域 (ha)	管渠延長 (m)	整備率
92	4,390	100.0%

公共施設

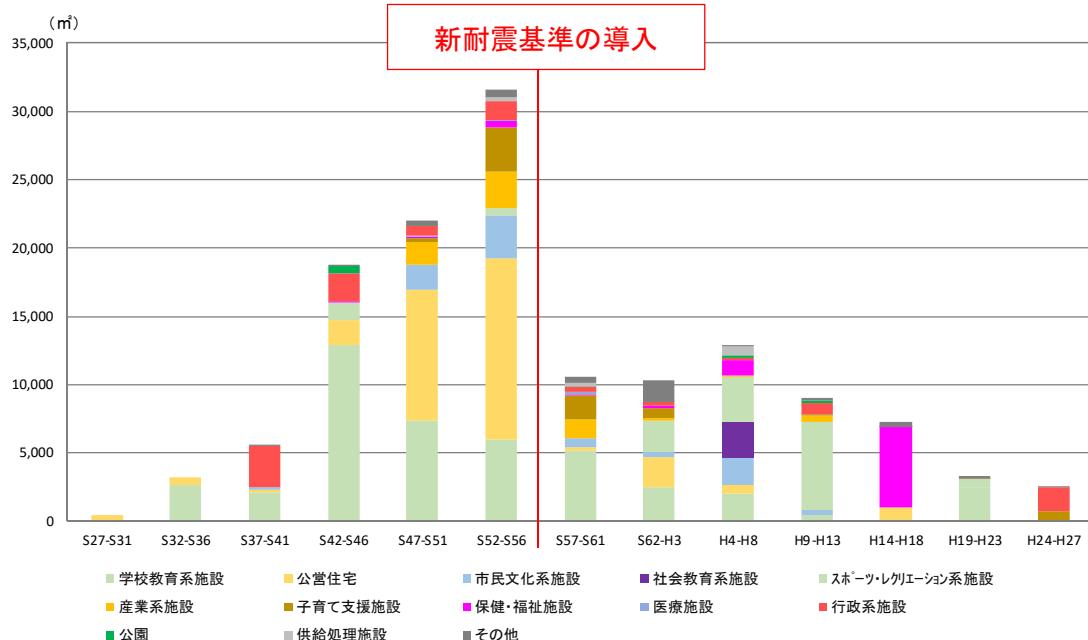
公共施設の保有状況をみると、本市が保有する公共建築物は総延床面積が 137,615 m²で、そのうち構成比が最も大きいのは学校教育系施設で 31.9%、次いで公営住宅の 21.8%となっています。

年度別整備延床面積をみると、新耐震基準の導入前である昭和 52 年から昭和 56 年に建てられたものが多く、今後は施設の機能と安全性を保つために改修・更新時期が集中することが予測されます。

■公共施設の保有状況（平成 29 年 3 月）

施設区分	延床面積 (m ²)	構成比 (%)
学校教育系施設	43,871	31.9
公営住宅	29,936	21.8
市民文化系施設	7,789	5.7
社会教育系施設	2,505	1.8
スポーツ・レクリエーション系施設	14,583	10.6
産業系施設	7,056	5.1
子育て支援施設	6,791	4.9
保健・福祉施設	8,030	5.8
医療施設	217	0.2
行政系施設	10,622	7.7
公園	1,044	0.8
供給処理施設	1,228	0.9
その他（職員住宅・斎場等）	3,943	2.9
合計	137,615	100.0

■年度別整備延床面積



資料：宿毛市公共施設等総合管理計画

(7) 土地利用規制等

土地利用規制

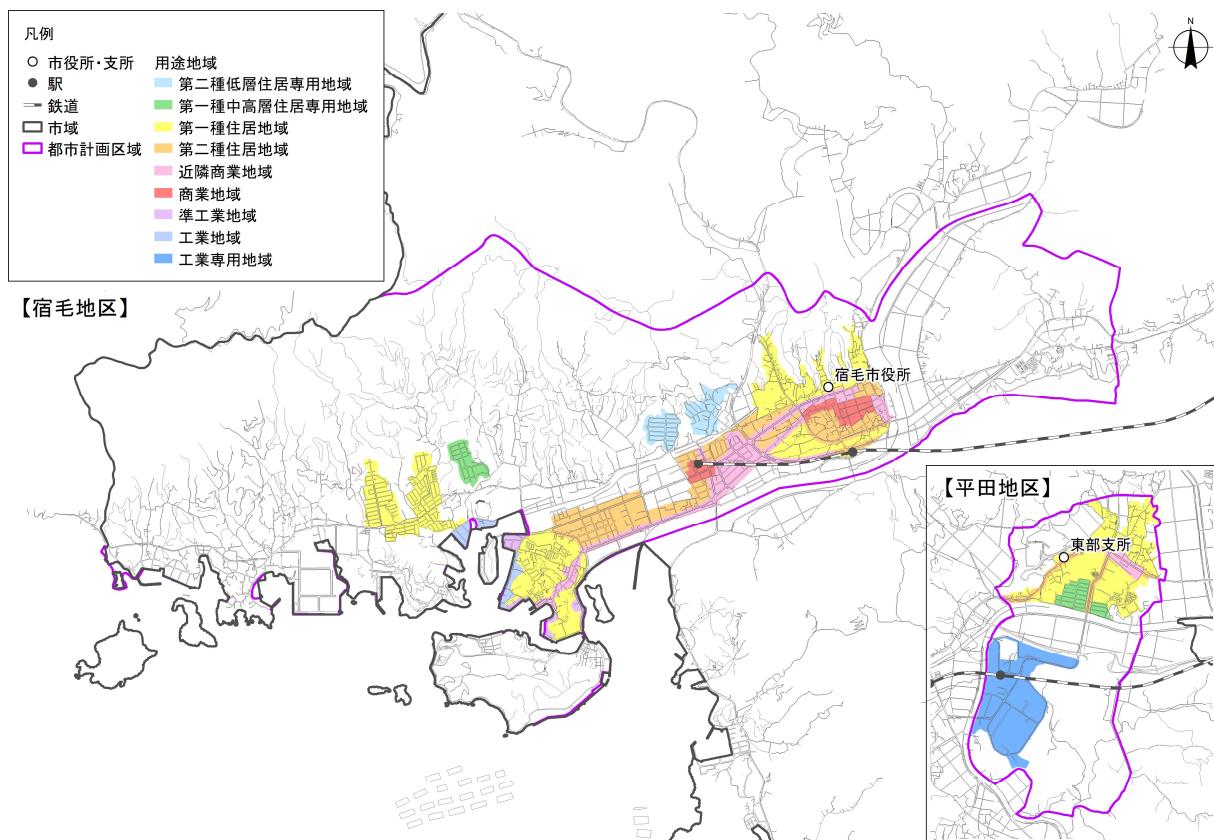
本市では宿毛都市計画区域として、宿毛地区と平田地区の2地区が指定されています。また、地域地区として、「用途地域」、「準防火地域」及び「臨港地区」が定められています。

用途地域は市域の約1.5%、都市計画区域の約17.4%を占め、指定状況の構成比をみると、「第一種住居地域」が39.7%と最も多く、次いで「第二種住居地域」が19.5%となっています。

■用途地域の指定状況

名称	容積率(%)	建ぺい率(%)	面積(ha)	構成比(%)
第二種低層住居専用地域	100	60	19	4.5
第一種中高層住居専用地域	200	60	17	4.0
第一種住居地域	200	60	167	39.7
第二種住居地域	200	60	82	19.5
近隣商業地域	300	80	54	12.8
商業地域	400	80	13	3.1
準工業地域	200	60	6	1.4
工業地域	200	60	7	1.7
工業専用地域	200	60	56	13.3
合計	-	-	421	100.0

■用途地域の指定状況



また、その他地域地区として準防火地域及び臨港地区が指定されています。

■その他地域地区の指定状況

名称	面積 (ha)
準防火地域	21.4
臨港地区	55.3
新田地区	3.9
片島地区	2.6
池島地区	48.8

その他法規制等

都市計画区域をはじめ国土利用計画法に即して定められる、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という）、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別規制法に基づく土地利用規制の状況は以下のとおりです。

■土地利用規制の状況

個別規制法	地域・区域等	面積 (ha)	備考
都市計画法	宿毛都市計画区域	2,458	
農振法	農業振興地域	12,018	
	農用地区域	1,583	
森林法	国有林	4,823	
	地域森林計画対象民有林	19,024	
	保安林	5,259	
自然公園法	足摺宇和海国立公園	11,345	宿毛市を含む2県5市4町にまたがる
	普通地域	357	
	特別地域	10,988	
	宿毛県立自然公園	233	

(8) 災害リスク

主な災害履歴

本市は台風の進路となることが多く、これまで多くの水害や土砂災害に見舞われてきました。これまでに災害救助法が適用された災害が4件、激甚災害に指定された災害が3件起こっています。

「平成30年7月豪雨」では市街地の家屋浸水や土砂災害が発生し、災害救助法適用と激甚災害指定の両方が行われています。

■主な災害履歴（火災・水害・土砂災害）

発生年月	災害種類	災害名称	概況
S38.3	林野火災	山火事	・橋上町西谷山、松谷山など約100haを焼失
S38.8	水害	台風9号	・最大瞬間風速は41.8m、雨量は291.5mm ・県道宿毛-清水線が10mに渡って崩れたため通行止めが発生 等 〔災害救助法適用〕
S46.8	水害	台風23号	・最大瞬間風速は37.4m、雨量は24時間で183.0mm ・国道56号が和田付近と山奈町において冠水し通行止めが発生 等 〔激甚災害指定〕
S47.7	水害	台風9号	・最低気圧985.3mb、最大瞬間風速は48.0m、総雨量は289.0mm ・河川の氾濫がひどく橋梁流出が28箇所に上る 等 〔災害救助法適用〕
S50.8	水害	台風5号・6号	・台風5号は、中心気圧が950.0mb、最大風速は40.0mの勢力を保って上陸 ・台風6号は発生からわずか5日後に室戸岬の東海上を北北東に通過し大雨をもたらした〔災害救助法適用〕
S53.8	水害	集中豪雨	・雨量が降り始めから8月5日午後5時までに412.0mmに達し、沖の島、大月町柏島を中心に被害を出した ・宿毛航路標識事務所沖の島灯台の観測では、降り始めからの総雨量が805.0mmに達し、この内5日午前5時から1時間の雨量が50.0mmになり、同灯台での観測開始以来の最高雨量を記録 ・沖の島で、交通、通信、水道、送電が断絶 等
S57.8	水害	台風13号	・最大瞬間風速は42.0m、台風の中心気圧は979.0mbを記録 ・松田川の氾濫により一面の田畠に冠水、また国道56号とその迂回路でも冠水したため四万十市との交通が断絶 等
H13.9	水害・土砂災害	高知県西南豪雨災害	・雨量は1時間に71.0mmとなり、降り始めからの総雨量は248.0mmを記録 ・福良川、伊与野川の氾濫、県道28号のがけ崩れによる損壊 等 〔激甚災害指定〕
H30.7	水害・土砂災害	平成30年7月豪雨	・3時間雨量は263mmとなり、観測記録を更新し、「大雨特別警報」が発表〔災害救助法適用〕 ・市街地の家屋浸水や、沿岸部を中心に土砂災害の発生 等 〔激甚災害指定〕

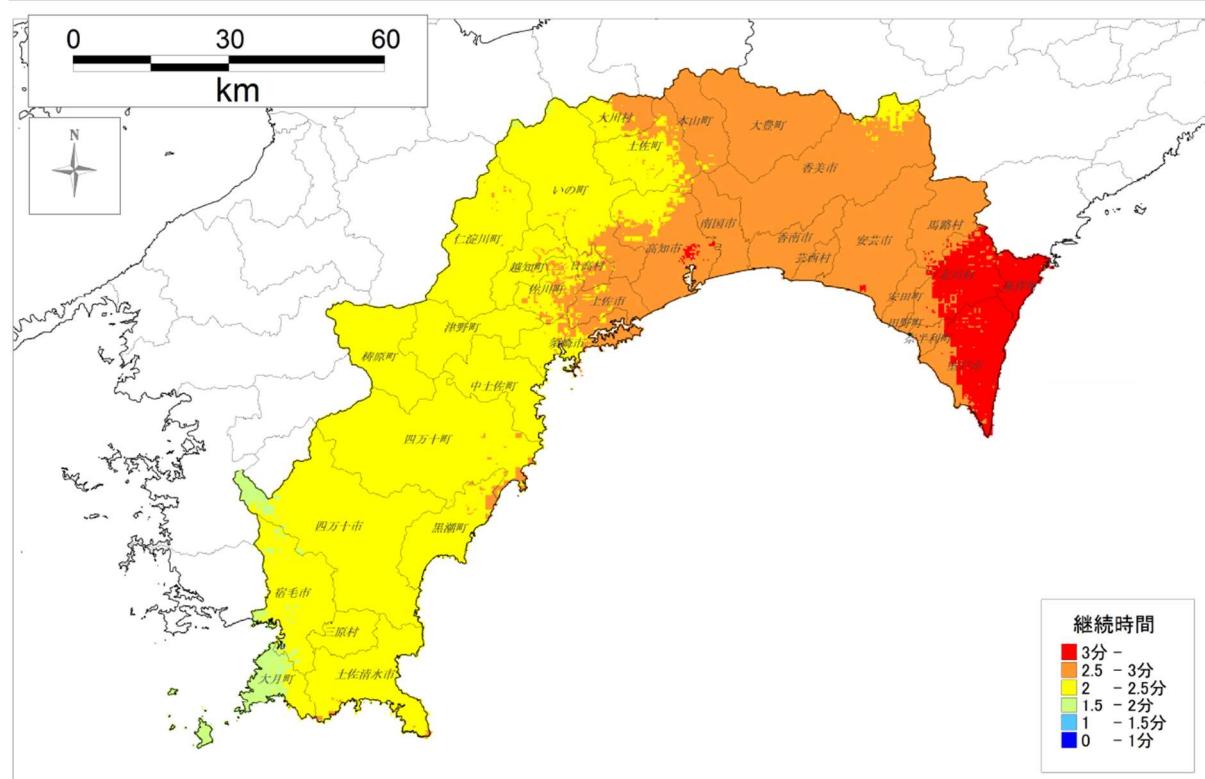
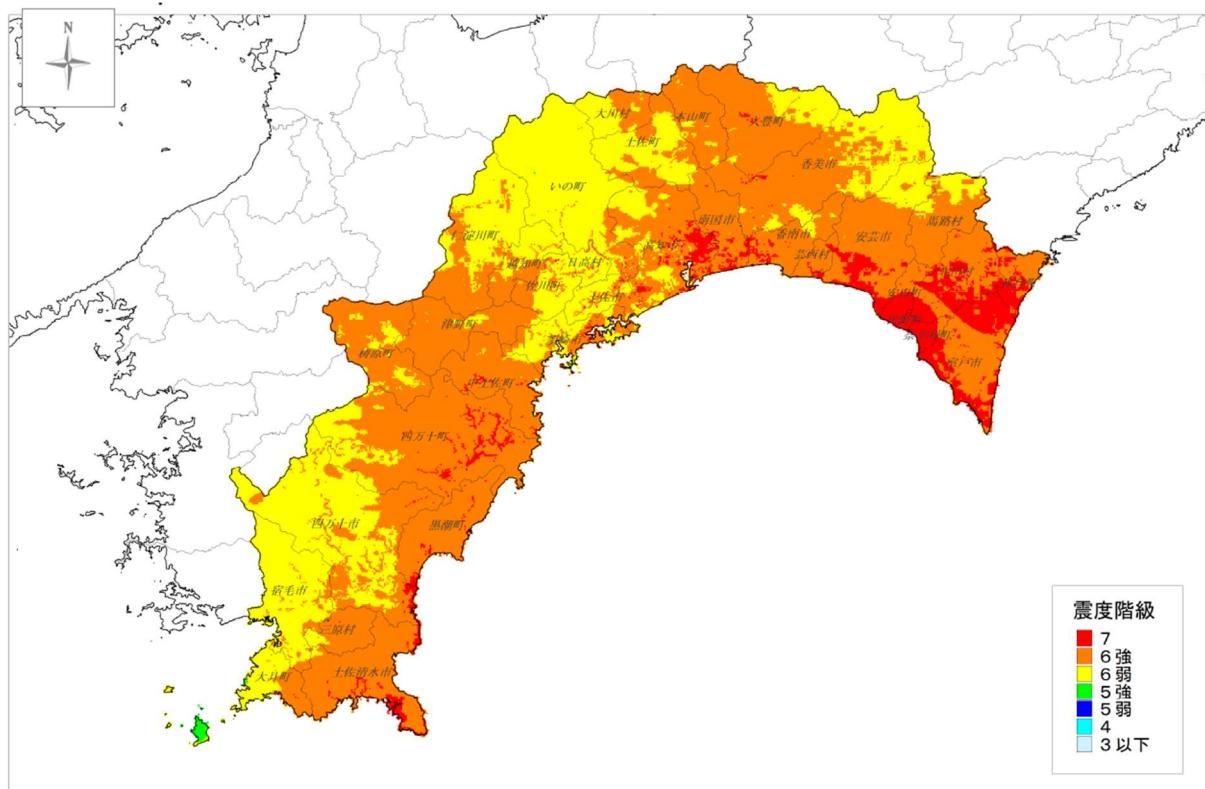
資料：宿毛市地域防災計画

地震

南海トラフ地震（最大クラス重ね合わせ）が発生した場合、本市では震度5強から6強の発生が想定されています。

地震継続時間（震度3相当以上の揺れ）は、1.5分から2.5分と予測されています。

■震度分布（上）及び地震継続時間分布（下）

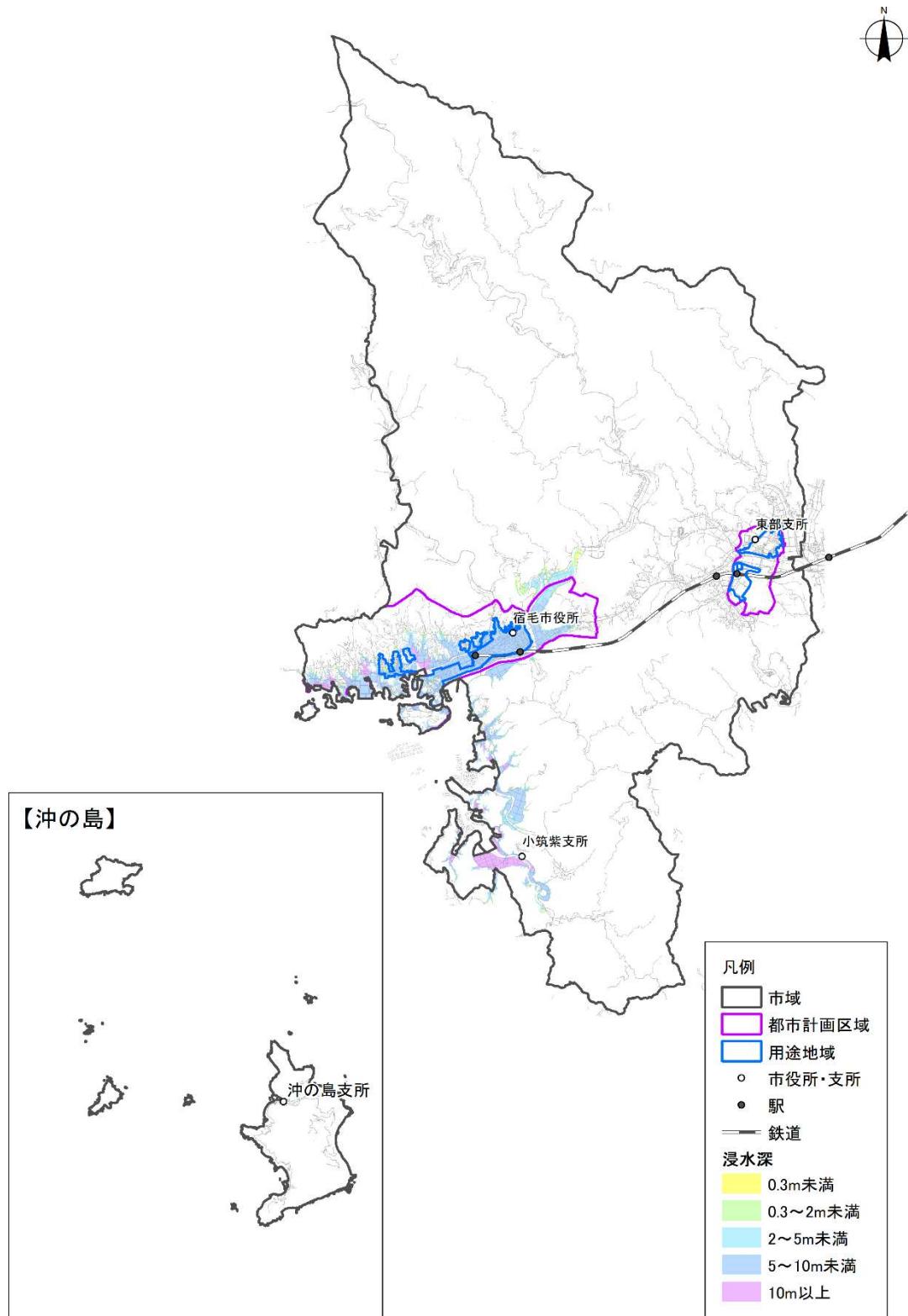


資料：高知県震度分布・津波浸水予測

津波浸水

地震発生後、約8分で津波高1mの津波が海岸線に到達し、沖の島地区の海岸線での最大津波高は25mと予測されています。

■津波浸水想定区域

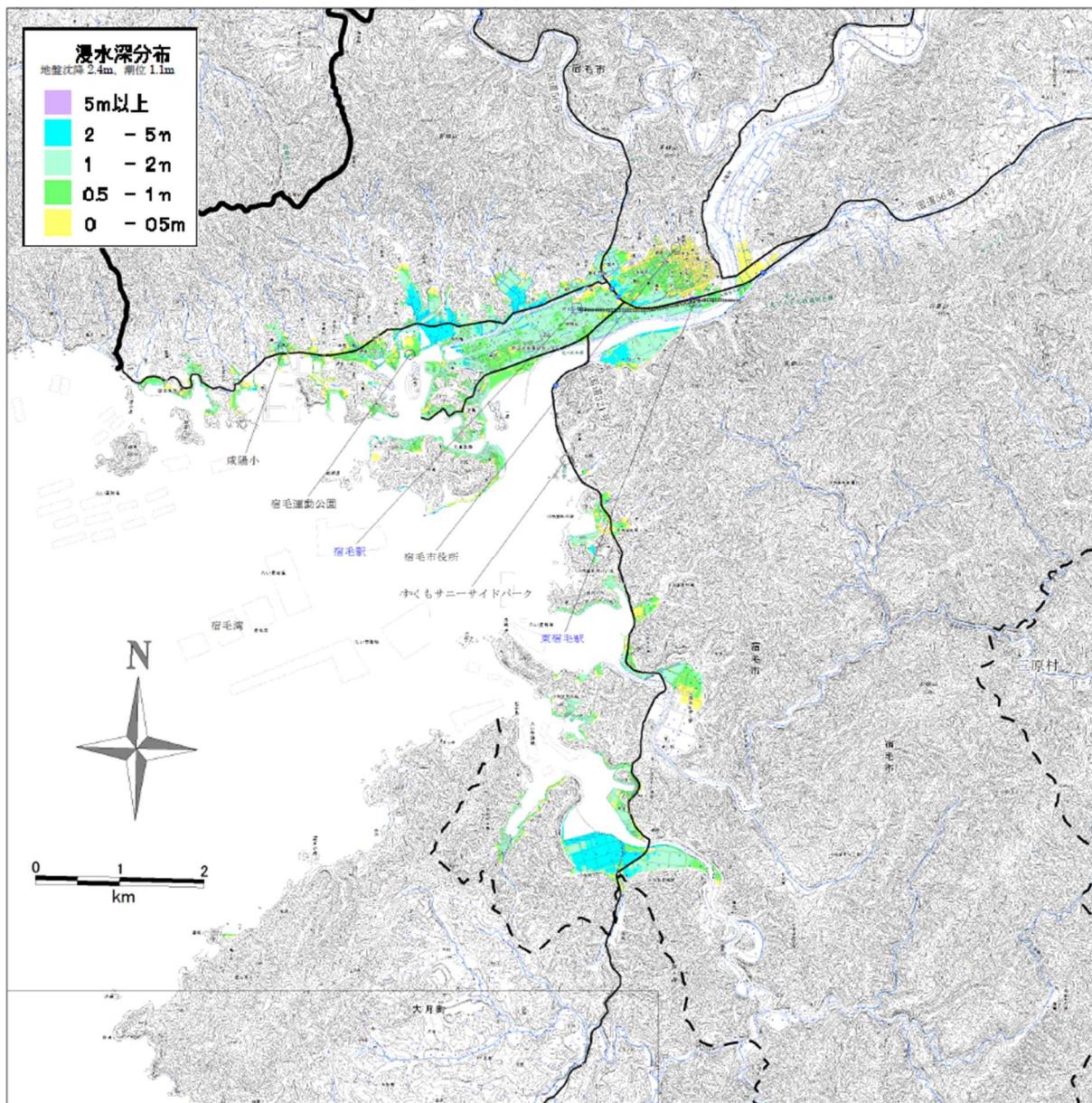


資料：高知県震度分布・津波浸水予測

長期浸水

本市では、地震が発生すると最大 2.4mの地盤沈降により、標高が海面より低くなり、被災した堤防や排水機場がその機能を失うと、進入した海水を排水できなくなるため、約 559ha で浸水が継続（長期浸水）することが予想されています。

■ 長期浸水予測（最大クラスの地震による予測）



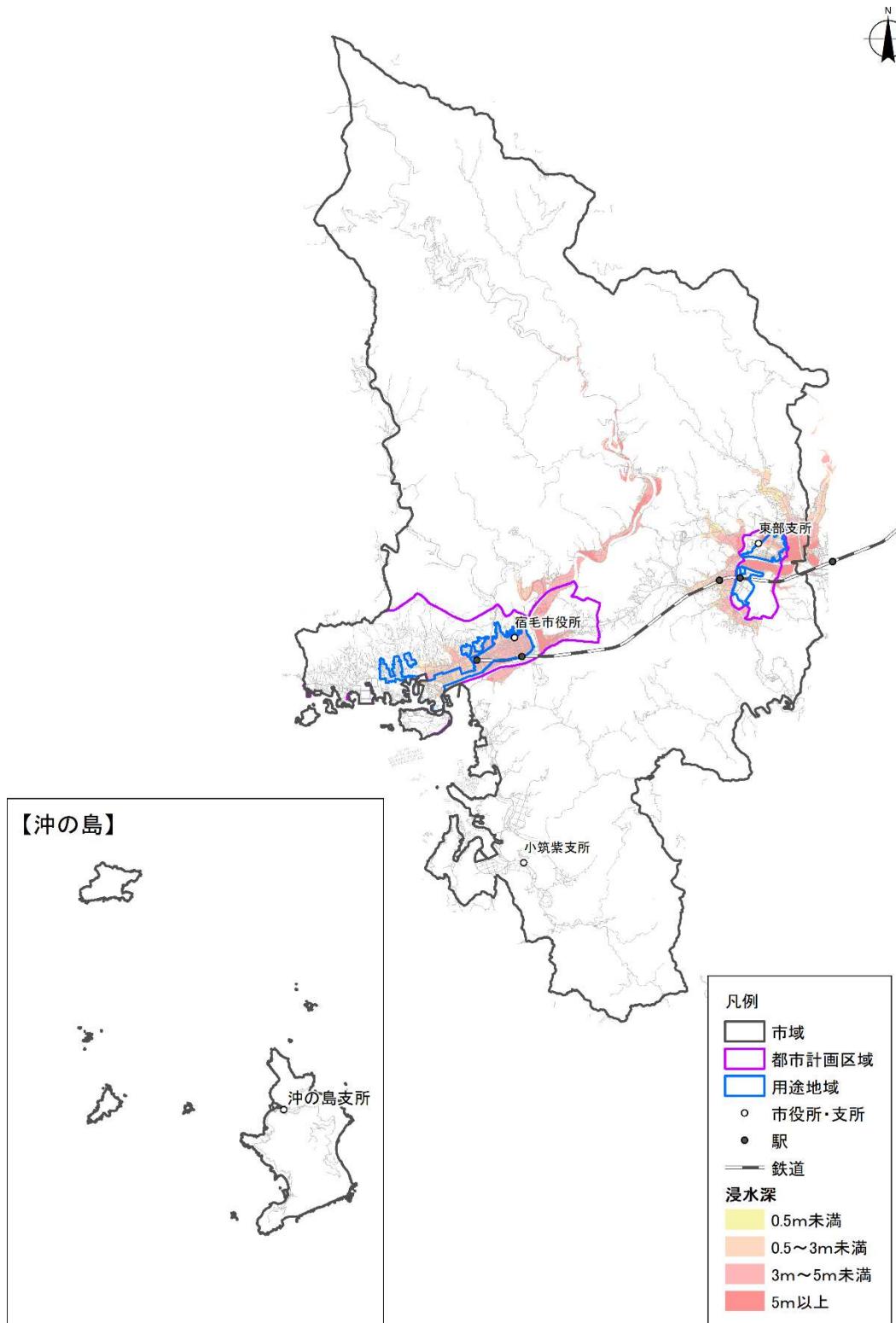
資料：高知県南海トラフ地震長期浸水予測図

河川浸水

河川の浸水想定として、松田川及び中筋川における浸水想定区域図が令和2年8月に公表されました。

南海トラフ地震による津波浸水のリスクが低い市北部や東部においても、浸水リスクが懸念されています。

■ 松田川及び中筋川における浸水想定区域（想定最大規模）



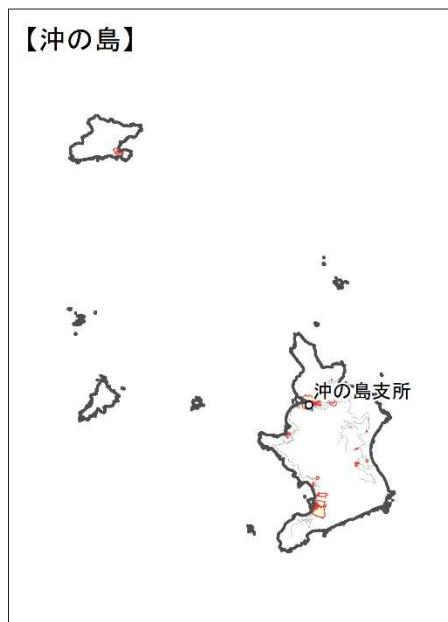
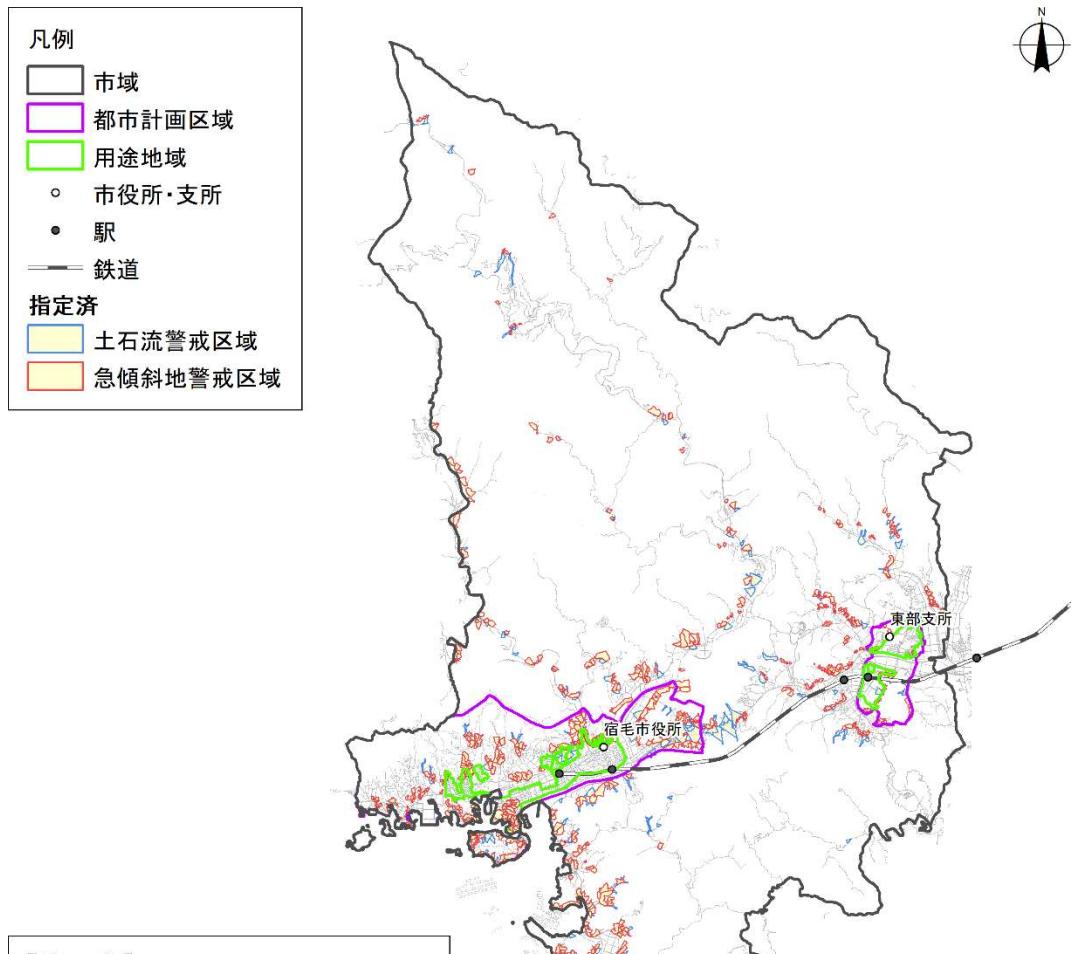
資料：国土交通省四国地方整備局、高知県

土砂災害

本市は8割以上が森林であり、急峻地が多くあるため、台風や集中豪雨による土砂災害が懸念されています。

都市計画区域内では、市街地北部の山すそに急傾斜地警戒区域が指定されています。

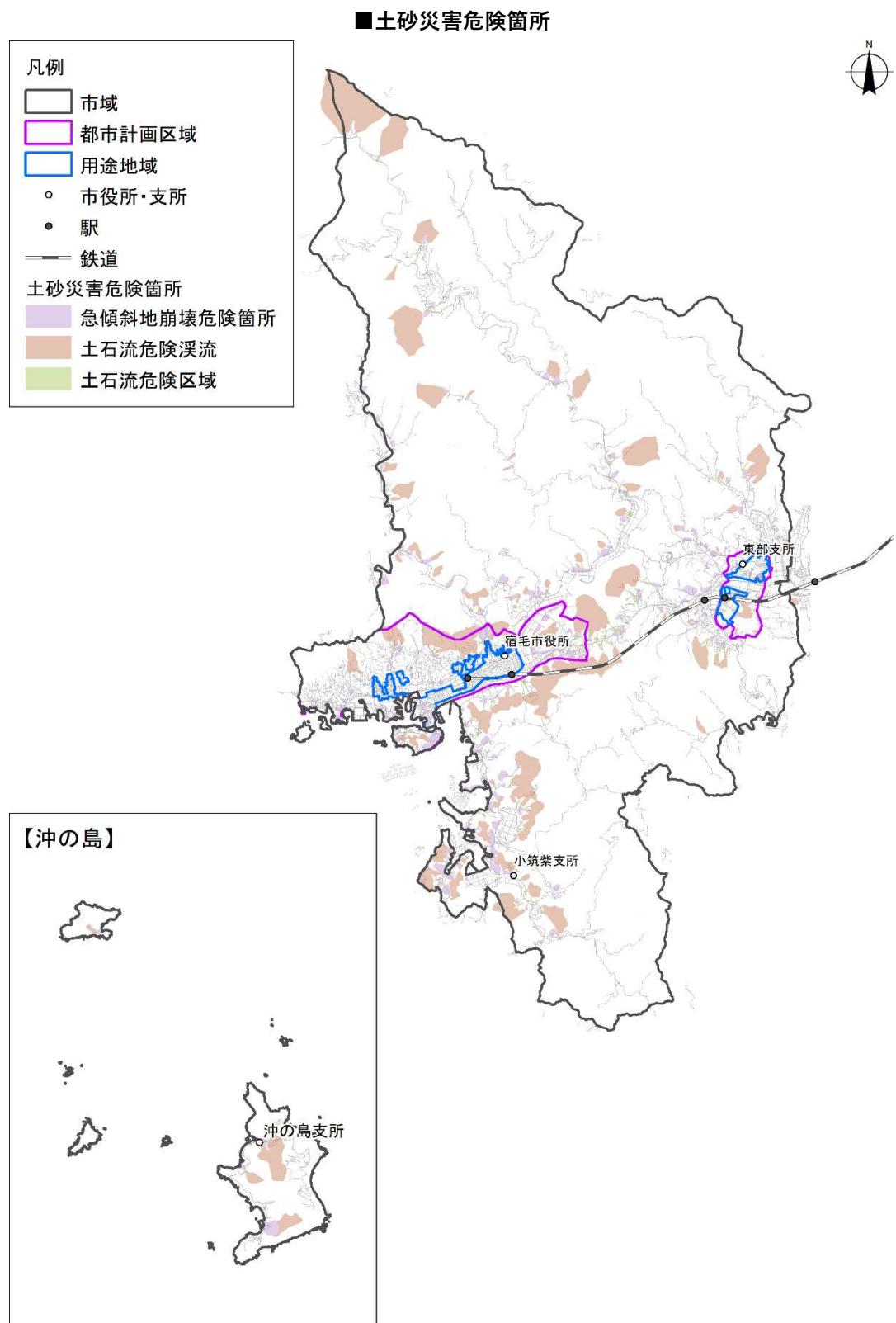
■土砂災害警戒区域



資料：高知県防災マップ

土砂災害危険箇所をみると、市内の河川に沿って土石流危険渓流や土石流危険区域が分布しています。

都市計画区域内では、市街地北部の山すそに急傾斜地崩壊危険区域が分布しています。

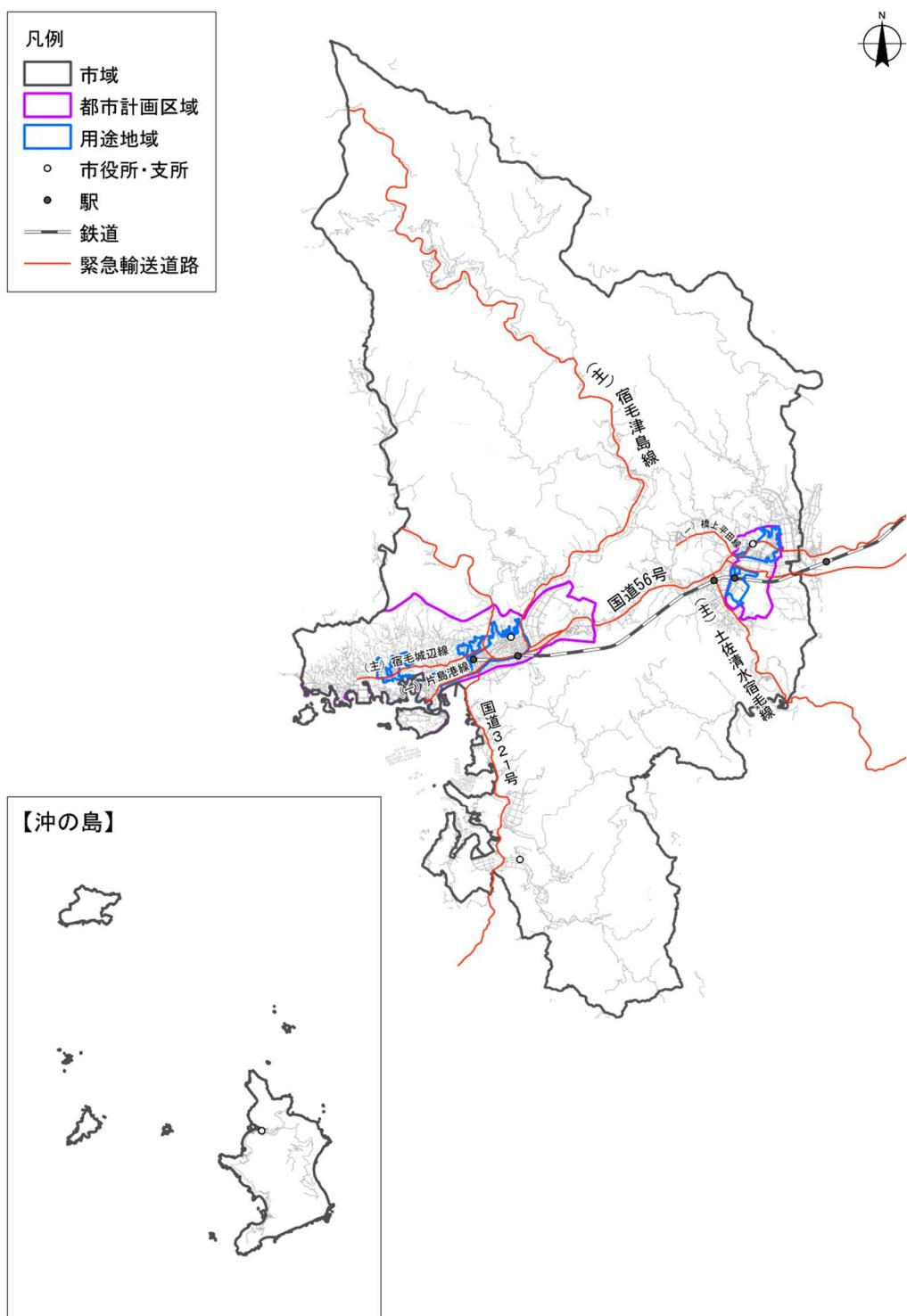


資料：高知県防災マップ

緊急輸送道路

本市では緊急輸送道路として、国道56号、国道321号、（主）宿毛津島線、（主）宿毛城辺線、（主）土佐清水宿毛線、（一）橋上平田線、（一）片島港線が指定されています。

■ 緊急輸送道路



※（主）は主要地方道、（一）は一般県道を指す

資料：宿毛市地域防災計画

1 – 2 市民意向調査

(1) 調査の目的

本計画策定に係る基礎資料として、生活環境に対する満足度や土地利用上の問題点など、市民の住みやすさに対する問題意識、まちづくりの方向に対する意向等を把握するため、宿毛市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

調査の概要は以下のとおりです。

■ 調査概要

項目	内容
調査対象	宿毛市内居住者（18歳以上） 2,000世帯（無作為抽出）
調査方法	調査票の郵送配布、郵送回収
調査期間	令和元年11月15日（金）から12月2日（月）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・基本属性（問1）・お住いの地域について（問2～問6）・宿毛市全域について（問7～問15）・今後のまちづくりについて（問16～17）・自由意見（問18）
配布数と回収数	<ul style="list-style-type: none">・配布数：2,000票・回収数：664票・回収率：33.2%

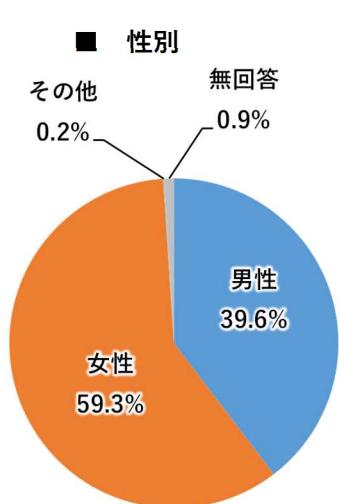
※nは回答者数を示す

(3) 調査結果

性別・年齢

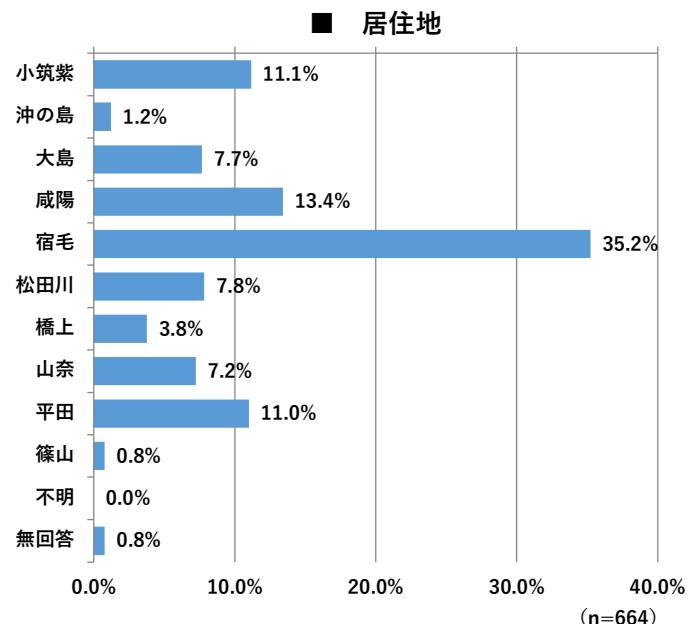
性別は男性が4割、女性が6割と女性の方が多くなっています。

年齢は70歳代以上が最も多く、60歳代以上で過半数を占めています。



居住地

居住地をみると、宿毛地区が3割以上と最も多くなっており、次いで咸陽地区（13.4%）、小筑紫地区（11.1%）、平田地区（11.0%）となっています。

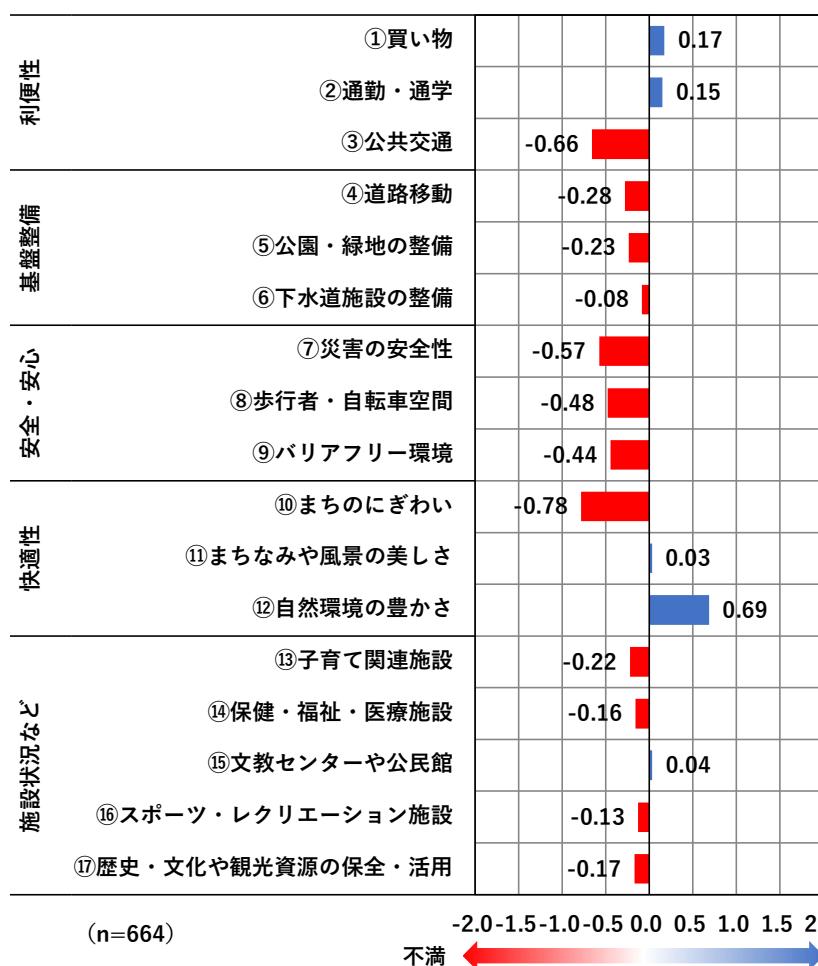


生活環境の満足度

生活環境の評価結果をみると、評価が高い（満足度が高い）項目は、「⑫自然環境の豊かさ」が0.69、次いで「①買い物」（0.17）、「②通勤・通学」（0.15）となっています。

評価が低い項目として「⑩まちのにぎわい」（-0.78）、「③公共交通」（-0.66）、「⑦災害の安全性」（-0.57）等が挙げられます。

■ 生活環境の満足度



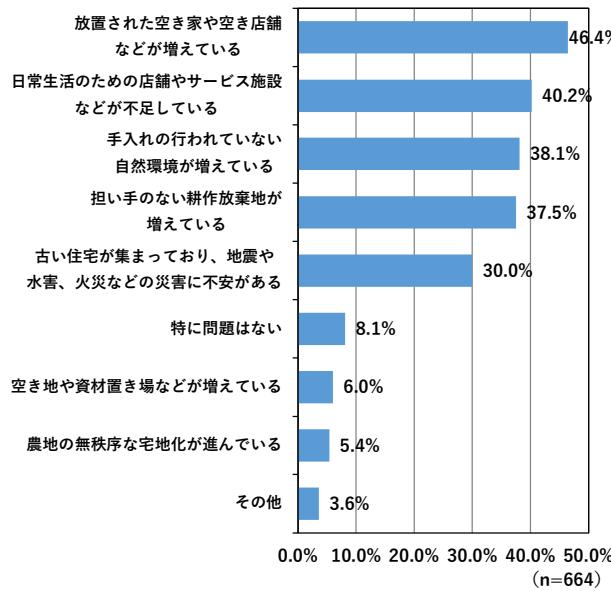
※満足=2点、やや満足=1点、どちらでもない=0点、やや不満=-1点、不満=-2点とし、それぞれの回答者数に点数を乗じたものを合算し、回答者一人あたりに割り戻した値

まちづくり上の課題・地域の将来像

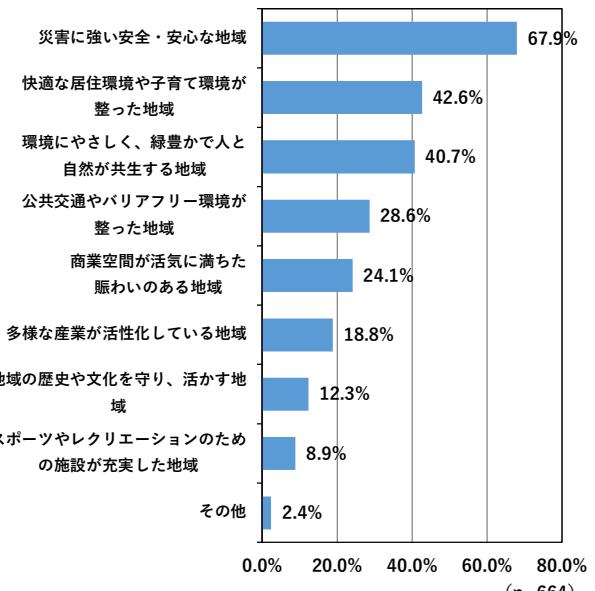
まちづくり上の課題は、「放置された空き家や空き店舗などが増えている」が最も多く、次いで「日常生活のための店舗やサービス施設などが不足している」となっています。

地域の望ましい将来像については、「災害に強い安全・安心な地域」が過半数を占めています。

■ まちづくり上の課題（複数回答）



■ 地域の将来像（複数回答）

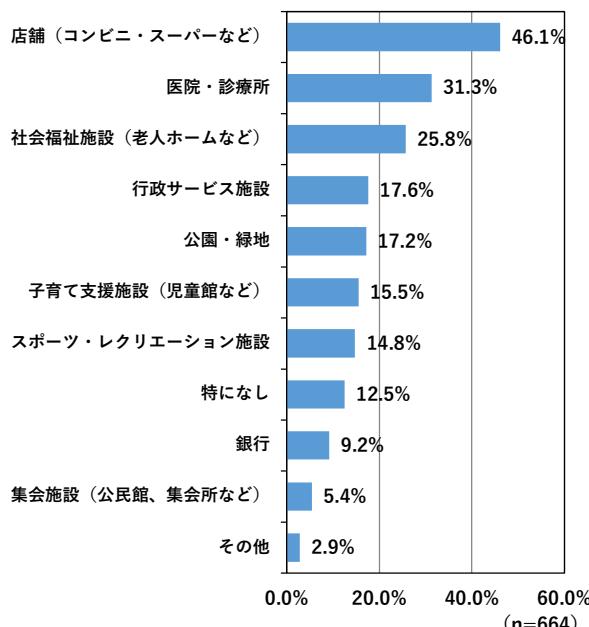


日常に必要な施設・重点的に進めるべき分野

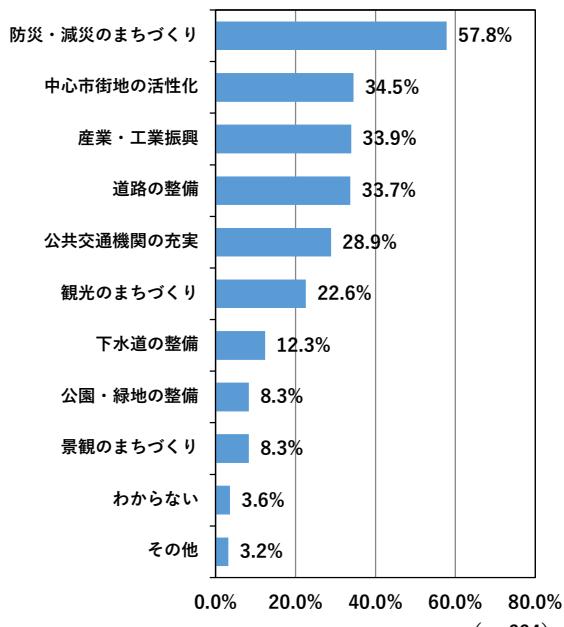
日常生活に必要な施設については、「店舗（コンビニ・スーパーなど）」が最も多く、次いで「医院・診療所」となっています。

今後、宿毛市が重点的に進めるべき分野については、「防災・減災のまちづくり」が最も多く、次いで「中心市街地の活性化」、「産業・工業振興」となっています。

■ 日常に必要な施設（複数回答）



■ 重点的に進めるべき分野（複数回答）

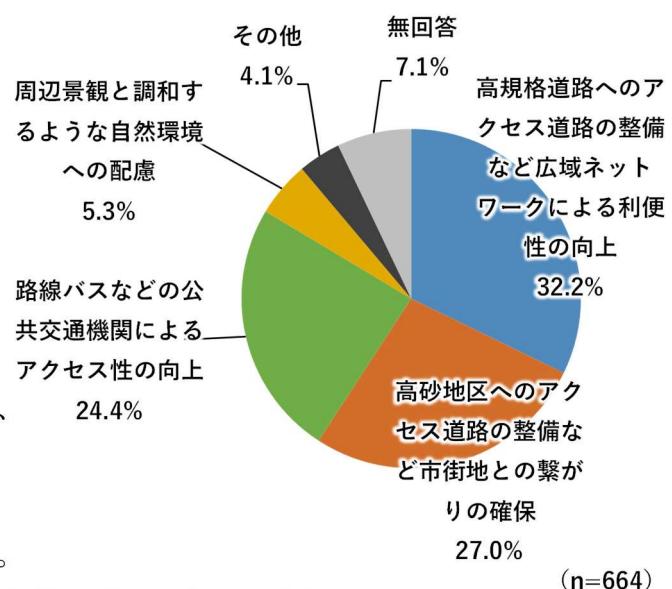


市役所庁舎・旧県立病院跡地などの活用策

市役所等の移転先周辺で特に重視すべきことについては、「高規格道路へのアクセス道路の整備など広域ネットワークによる利便性の向上」や「高砂地区へのアクセス道路の整備など市街地との繋がりの確保」が多くなっています。

市役所庁舎及び旧県立病院跡地等の活用策について、年齢別にみると市役所庁舎では「災害時の避難場所となる場」がいずれの年齢層でも上位に挙げられており、旧県立病院跡地等では「様々なイベントを開催したり参加したりできる場」が各年齢層で比較的上位に挙げられています。

■ 高台移転先周辺で特に重視すべきこと



■ 市役所庁舎及び旧県立病院跡地等の活用策

項目	市役所庁舎					旧県立病院跡地等				
	10~30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	10~30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
食料品や日用品など生活必需品の買い物ができる場	1.4%	5.0%	2.4%	3.2%	2.4%	5.5%	3.0%	1.2%	1.3%	2.0%
子どもを預けるなど子育ての支援が受けられる場	12.3%	9.0%	11.9%	9.6%	6.9%	5.5%	4.0%	6.0%	4.5%	4.0%
様々な医療・保健サービスが受けられる場	12.3%	5.0%	4.8%	4.5%	6.9%	8.2%	9.0%	13.1%	6.4%	8.1%
高齢者や障がい者などに対する福祉サービスを受けられる場	5.5%	6.0%	15.5%	12.8%	17.3%	6.8%	15.0%	9.5%	11.5%	20.6%
災害時の避難場所となる場	12.3%	14.0%	15.5%	16.0%	12.5%	9.6%	13.0%	10.7%	12.8%	12.1%
美術館やサテライトキャンパスなど文化・教育・学習の場	4.1%	7.0%	13.1%	10.3%	3.6%	2.7%	7.0%	4.8%	7.1%	4.4%
体を動かしたりスポーツを行い健康づくりができる場	5.5%	7.0%	2.4%	3.2%	4.0%	15.1%	9.0%	15.5%	8.3%	7.7%
屋外で縁などの自然にふれあい楽しむことができる場	2.7%	5.0%	4.8%	4.5%	2.0%	2.7%	3.0%	2.4%	5.1%	3.6%
様々なイベントを開催したり参加したりできる場	8.2%	14.0%	6.0%	5.8%	7.3%	9.6%	16.0%	13.1%	11.5%	5.2%
わからない	12.3%	6.0%	7.1%	9.0%	7.7%	15.1%	9.0%	10.7%	11.5%	9.3%
その他	9.6%	12.0%	8.3%	9.0%	0.4%	9.6%	4.0%	3.6%	9.0%	1.6%

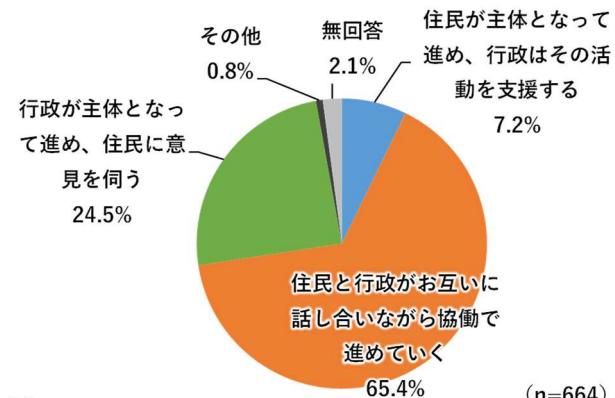
※10~30歳代 (n=73)、40歳代 (n=100)、50歳代 (n=84)、60歳代 (n=156)、70歳代以上 (n=248)

※年齢別 第1位 第2位

今後のまちづくりの進め方

今後のまちづくりの進め方については、「住民と行政がお互いに話し合いながら協働で進めていく」が6割以上となっています。

■ 今後のまちづくりの進め方



1 – 3 今後の主要プロジェクト

今後、本市で計画されている主要なプロジェクトは以下のとおりです。

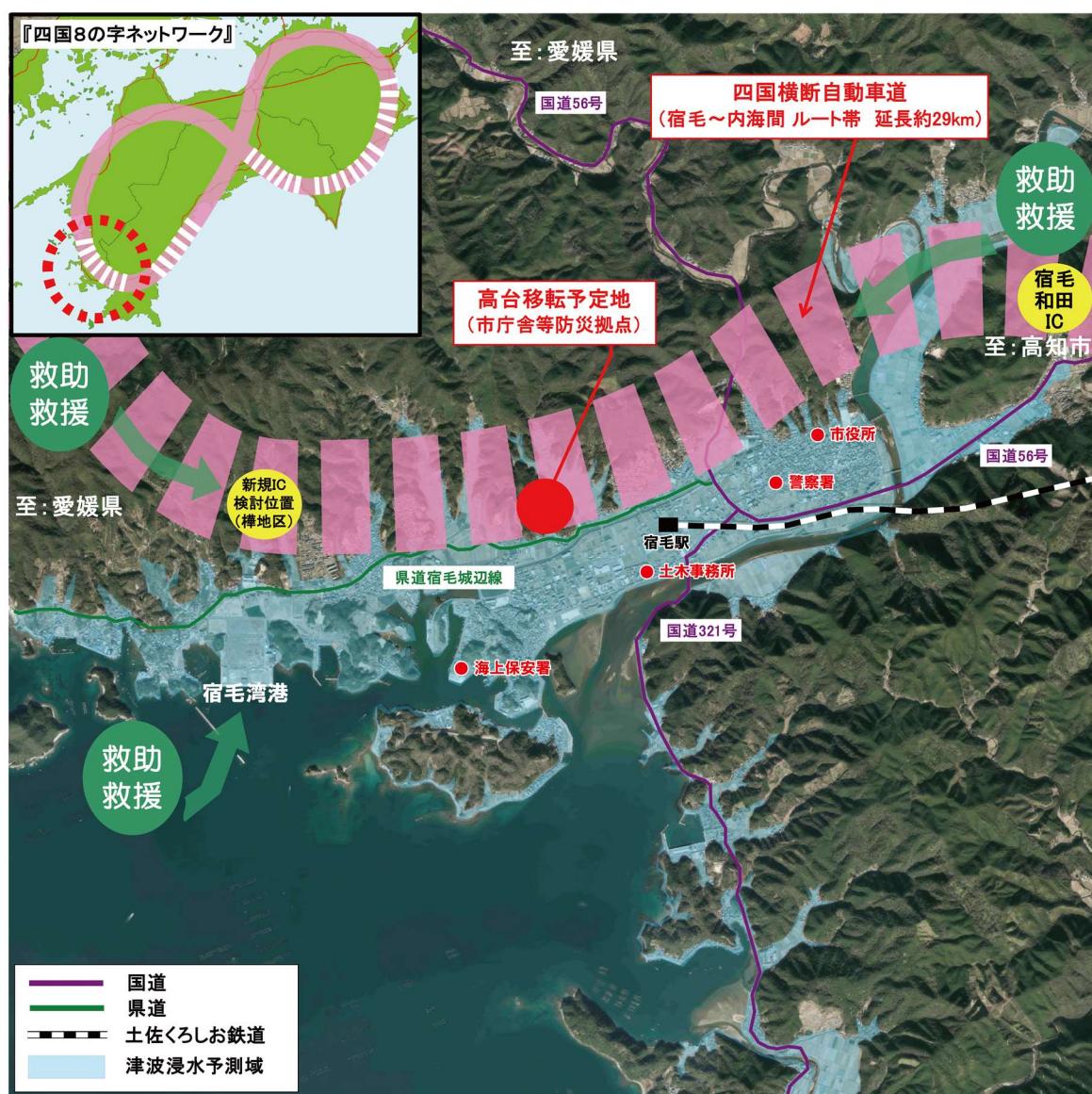
四国横断自動車道の整備

四国 8 の字ネットワークに基づく自動車専用道路として、四国横断自動車道の整備が検討されています（中村宿毛道路の宿毛和田 IC から内海 IC（仮称）までの約 29 km）。

庁舎等の高台移転

浸水区域外である高台に防災拠点としての形成を図るため、宿毛市役所及び保育園のほか、警察署、海上保安署、土木事務所等と併せて移転を行います。

■ 主要プロジェクトの概要



1－4 都市づくりの課題

これまでに示した本市の現状や市民の意向、今後の主要なプロジェクト等を踏まえ、本市の都市づくりの課題について以下に整理します。

課題1 災害への備え

【本市の現状】

- ・南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内で70～80%と想定されており、本市の市街地の大部分では津波浸水が予測されています
- ・市民アンケートでは、重視すべき分野として「防災・減災」が最も多く挙げられ、防護施設の整備や河川改修、避難路や緊急輸送路等の補強等が望まれています
- ・今後の主要なプロジェクトとして、庁舎等の高台移転が計画されているほか、各種防災事業が実施されています

など

今後発生が懸念される南海トラフ地震を踏まえ、津波浸水や土砂災害等の災害に備えた安全・安心なまちづくりが求められています。

課題2 人口減少、高齢化の更なる進行

【本市の現状】

- ・人口減少は近年特に顕著であり、今後もその傾向は続くと予測されています
- ・少子高齢化が進行しており、高齢世帯は平成7年からは約4割増加しています
- ・高齢化の進行に伴い、今後は交通弱者も増加すると予測されますが、市民意向調査では公共交通の満足度は低くなっています
- ・市民意向調査では地域に必要な施設として「店舗」が多く挙げられています

など

人口減少、高齢化が進行する中、公共交通や生活利便施設の維持・確保を図り、利便性が高く快適な居住環境を形成する必要があります。

課題3 施設跡地・低未利用地の利活用

【本市の現状】

- ・空き家率は宿毛地区や沖の島地区で多くなっています
- ・土地利用現況では未利用地（造成地、駐車場、資材置き場、荒れ地等）の割合が比較的多くなっています
- ・今後は、庁舎等の移転により市街地に残る庁舎建物の利活用が課題となるほか、旧県立病院などの市街地内にある土地の活用については、多くの年齢層で「様々なイベントを開催したり参加したりできる場」という意見が多くなっています

など

空き家・空き地等の低未利用地を有効活用し、賑わいがあふれたまちづくりを行う必要があります。

課題4 効率的かつ効果的な都市経営

【本市の現状】

- ・都市計画道路の改良率は 71.9% であり、幅員が 4m 以下の生活道路もみられます
- ・都市計画公園の供用率は 79.2%、公共下水道の整備率は 56.1% となっています
- ・公共施設は新耐震基準以前の昭和 56 年以前に建築されたものが多くなっています
- ・現在、四国横断自動車道（宿毛～内海）の整備が進められています
- ・高台移転周辺で特に重視すべきこととして、市内や四国横断自動車道へのアクセス道路の整備が求められています

など

限られた財源の中で、真に整備が必要なものについては引き続き整備を推進するとともに、必要に応じて見直しを検討するなど、効率的かつ効果的な都市経営を推進する必要があります。

課題5 地域資源の保全

【本市の現状】

- ・宿毛市は有形文化財 20 件、民俗文化財 4 件、史跡 9 件、記念物 22 件が指定されています。また、日本遺産に認定されている四国遍路について、宿毛市内には四国霊場三十九番札所延光寺を有しています。
- ・土地利用現況では自然的利用が 6 割以上を占めており、市民意向調査では、いずれの地域においても「自然環境」の満足度は高くなっています
- ・宿毛市が全国に誇れる魅力や地域資源として、「だるま夕日」や文旦・小夏等の「柑橘類」、キビナゴ等の「海産物」等が多く挙げられています

など

文化財や日本遺産といった歴史・文化的資源や海、山、川等に代表される自然資源など、本市に数多く存在する地域資源を保全・活用し、観光の視点も含めたまちづくりが必要となっています。

第2章 目指すべき都市像

2-1 都市づくりの理念

上位計画である宿毛市振興計画と整合を図り、以下のとおり設定します。

都市づくりの理念

人が輝き 自然と生きる 共感・共創のまち “宿毛”

2-2 都市づくりの目標

目標1 四国横断自動車道や新しい拠点と連携したまちづくり

- 今後の主なプロジェクトとして、四国横断自動車道（宿毛～内海）の整備や庁舎、警察署、海上保安署、土木事務所等の高台移転が計画されています。
- これらの大規模なプロジェクトを宿毛市の活性化への契機として捉え、高台移転による防災性の向上とあわせて広域交通の利便性を活かした雇用の創出と産業の振興等を図り、まちの活力を育みます。また、施設跡地等の低未利用地を活用した既成市街地との連携や地域資源を活用した郊外からの交流人口の増加を図ることで、まちの賑わいの創出を推進します。

取組方針

- 四国横断自動車道の整備促進による広域交通の利便性向上
- 高台整備の推進による防災性の向上
- 宿毛新港等の既存工業地への誘致及び雇用の創出による都市活力の維持
- 低未利用地や地域資源を活用したまちなかの賑わい創出 など

目標2 安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

- 宿毛市では、発生確率が今後30年以内で70～80%と想定されている南海トラフ大地震による甚大な被害が予測され、長期浸水への対応も大きな課題となっています。また、近年多発している豪雨災害などへ適切に対応することが求められています。
- 市民が安全・安心に暮らせるまちを実現するため、緊急輸送ネットワークの確保、防災上重要な都市施設の適切な維持管理や更新、住宅等の耐震化・不燃化等を推進し、総合的な防災・減災対策に取り組みます。また、それらの対策とあわせて、復興まちづくりの事前準備を検討するなど、今後発生が予測される大規模災害へ備えた取組を推進します。

取組方針

- 避難所や緊急輸送道路を結ぶ防災ネットワークの確保
- 水害・洪水災害に対応するための防護施設や避難タワー等の整備促進
- 木造・老朽化・密集家屋の改善、狭隘道路の解消促進
- 復興まちづくりの事前準備の検討 など

目標3 人や環境に優しい持続可能なまちづくり

- ・人口減少や高齢化の更なる進行が今後も予測されるため、地域の特性を踏まえつつ、都市経営の視点を持ち、持続可能なまちを形成することが必要となります。
- ・商業・医療・福祉施設等の都市機能が集積する市街地においては、鉄道やバス、航路等の公共交通結節機能を活かし、今後も利便性が高いエリアとしての維持を図ります。また、周辺の地域や集落については、地域コミュニティや生活関連サービス等を維持する観点から、生活の拠点となる地域を形成し、居住の誘導や日常生活に必要な施設等の立地を図るとともに、生活の拠点から市街地等へアクセスできるよう、環境負荷が少なく、バリアフリーにも配慮した移動しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。

取組方針

- 交通結節点などのアクセス利便性の高いエリアへの都市機能の集約
- 誰もが移動しやすい交通体系の確立のための公共交通の維持・確保
- 生活拠点における地域の人口定着を支える生活利便施設の確保
- 多様な住居のニーズに対応した住み替え支援 など

目標4 豊かな地域資源を活用した魅力があふれるまちづくり

- ・宿毛市には、国立公園に指定されている沖の島、鵜来島や「だるま夕日」を望む風景、様々な農産物・海産物、国指定文化財である「浜田の泊り屋」など、市民が誇る固有の地域資源や景観があります。
- ・これらの地域資源を保全し、居住地としての魅力向上を図るとともに、スポーツ振興や自転車まちづくり等の取組と連携させることで、交流人口の拡大を促進します。また、今後は行政だけではなく、市民、企業、NPO等の多様な担い手との協働によるまちづくりが重要となるため、地域の価値の向上に資する取組の促進や地域資源の担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。

取組方針

- 宿毛市固有の自然環境や歴史・文化的資源の保全・活用
- 市民が誇る地域資源や景観の保全による居住地としての魅力の向上
- スポーツツーリズム及び自転車活用の推進に伴う交流人口の拡大
- 担い手育成のための住民等が関わり合いを持つ交流機会の創出 など

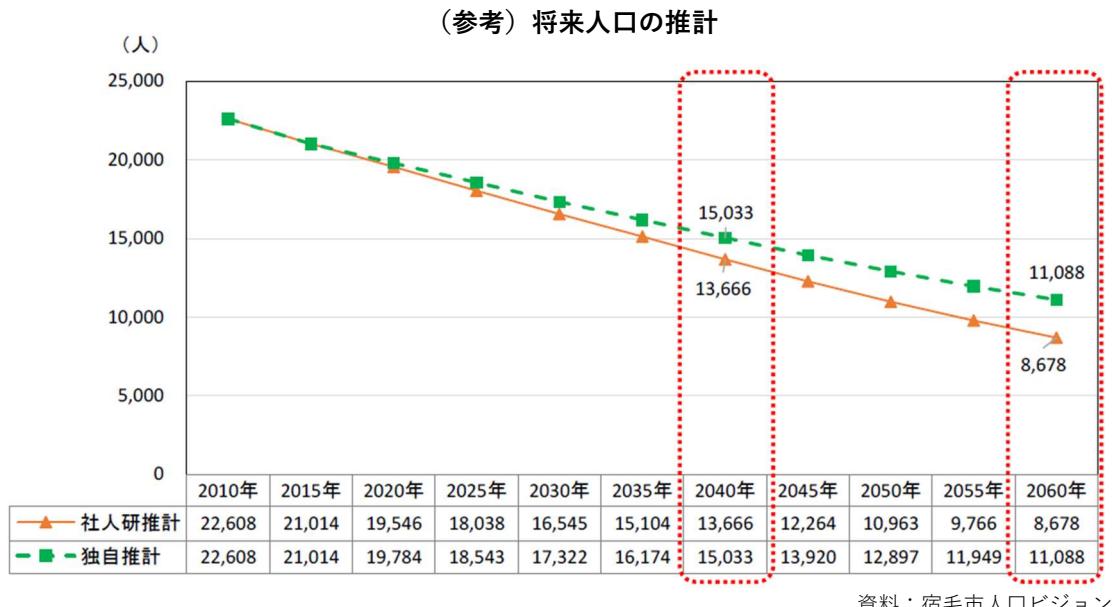
2-3 将来フレーム

(1) 将来人口

将来人口については、上位計画である幡多圏域都市計画区域マスタープランの考え方の基となっている宿毛市人口ビジョンの値を用いることとします。

将来人口

2040年（令和22年）の人口：約15,000人

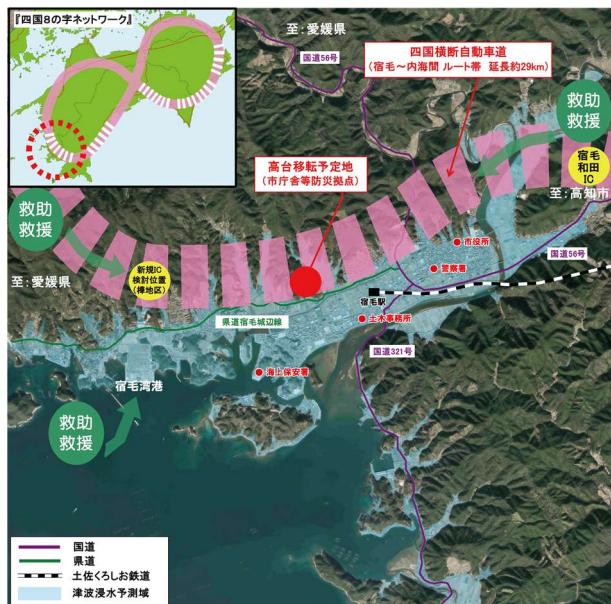


(2) 将来的な市街地の規模

現在の宿毛市では都市計画区域が設定されていますが、住居系・商業系・工業系の市街地フレームとなる用途地域は一部の区域に限定して指定されています。

本市では、地形的条件、将来人口動向等から市街地が大きく拡大する可能性は低いものの、庁舎等の高台移転及び四国横断自動車道の整備が検討されているため、良好な地域環境が維持された市街地の形成を図る必要があります。

以上のことから、原則として既存の市街地フレームを維持することとしますが、無秩序な開発の進行や用途混在による環境の悪化等を防ぎ、社会経済情勢に合った適正な土地利用の形成を図るために、必要に応じて用途地域の指定など、市街地の拡大について検討します。



必要に応じて用途地域の指定など、市街地の拡大について検討します。

2-4 将来都市構造

(1) 将来都市構造のイメージ

国では都市が抱える課題に対応するため『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市構造による都市づくりを推進しています。

そこで、本市においても『コンパクト・プラス・ネットワーク』を意図した集約型都市構造を目指すこととします。

■ 宿毛市の将来都市構造のイメージ



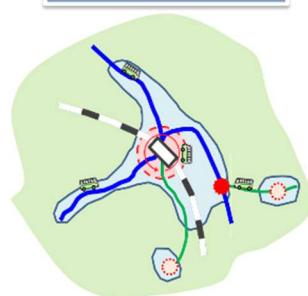
コラム

『コンパクト・プラス・ネットワーク』とは

薄く広がった市街地を抱えたまま、今後人口が減少すると、医療、商業等の生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、歩いて又は公共交通で日常生活を営むことが困難となるおそれがあります。

そこで、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導することで、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民の生活利便性の向上を目指します。

コンパクトシティ
生活サービス機能と居住を
集約・誘導し、人口を集積
+
ネットワーク
まちづくりと連携した公共交通
ネットワークの再構築



資料：国土交通省

(2) 将来都市構造

都市機能が集積し都市活動を支える「拠点」、それらを結びつける交通網や自然環境等からなる「軸」、土地利用の基本的な方向を定める「ゾーン」の3つを設定します。

拠点

中心拠点…宿毛駅・東宿毛駅周辺

- ・商業・業務機能等の都市機能が集積し、鉄道やバス等の交通結節機能を活かしたアクセス利便性が高く、まちの活力や賑わいの創出を図るエリア

生活拠点…支所周辺等

- ・居住の誘導や日常生活に必要な施設等の立地を許容し、地域コミュニティや生活関連サービス施設等の維持を図るエリア

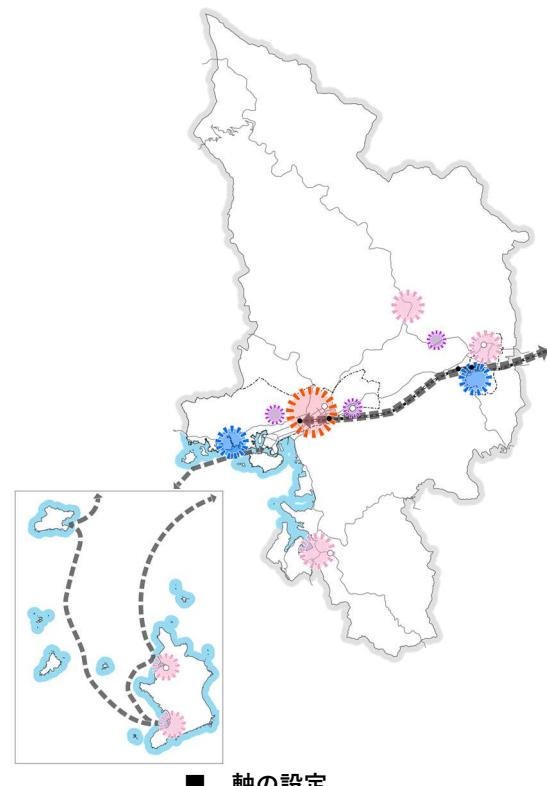
防災拠点…市役所・消防庁舎・宿毛市総合運動公園

- ・防災上重要な都市施設等が立地し、交通軸によって各拠点や集落等とネットワークを形成し、大規模災害へ備えた取組を図るエリア

産業拠点…宿毛港湾工業流通団地・高知西南中核工業団地

- ・広域交通の利便性を活かした産業集積や新たな企業の誘致により、雇用の創出と産業振興を図るエリア

■ 拠点の設定



■ 軸の設定

軸

広域交通軸…四国横断自動車道・国道 56 号

- ・主に広域的な連携・相互補完を担う幹線道路

都市間交通軸…国道 321 号、主要地方道

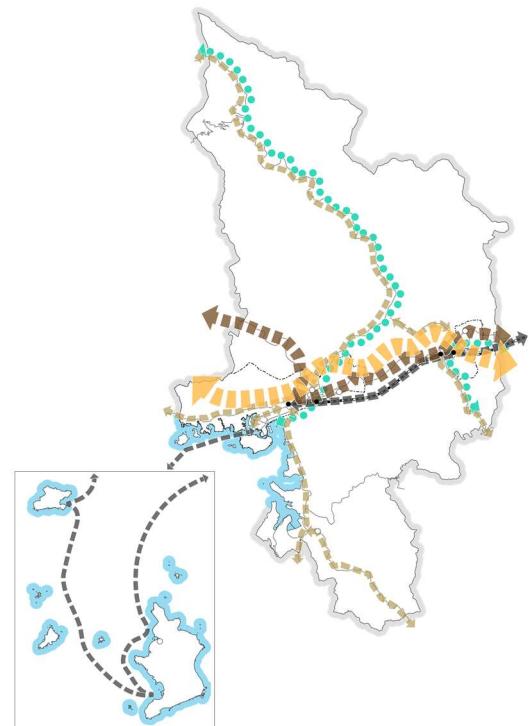
- ・主に幅多圏域内の相互補完・機能分担を支援・連携する道路

公共交通軸…土佐くろしお鉄道、宿毛市営定期船

- ・鉄道及び島しょ地域を含めた各拠点の連携を担う航路による軸

自然環境軸…松田川・中筋川

- ・水と緑のネットワークを形成し、生活に潤いを与える、良好な自然環境と景観の保全を図る軸



ゾーン

■ ゾーンの設定

■ 市街地ゾーン…用途地域指定エリア等

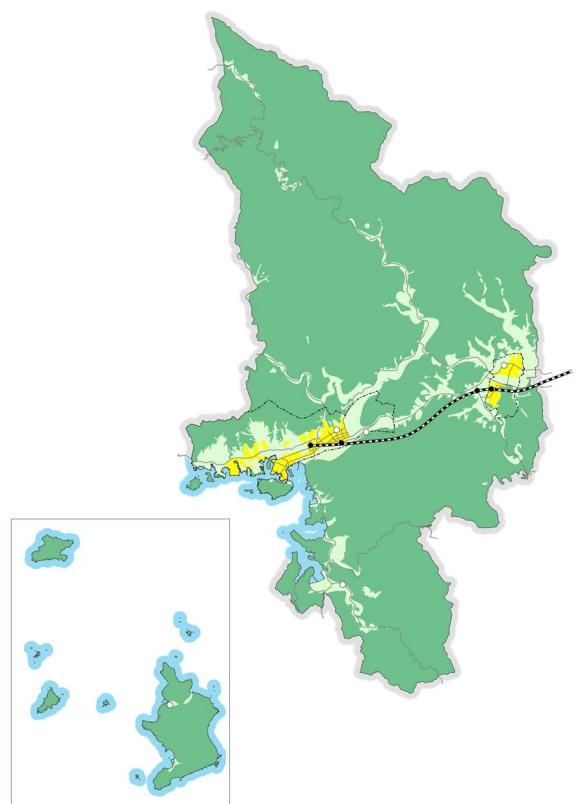
- ・まとまりのある市街地の形成と安全で快適な住環境の創出を図るゾーン

■ 農業・集落ゾーン…農地、集落地等

- ・農業の進行と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における生活環境の維持・改善に努め、田園環境と生活の共生を図るゾーン

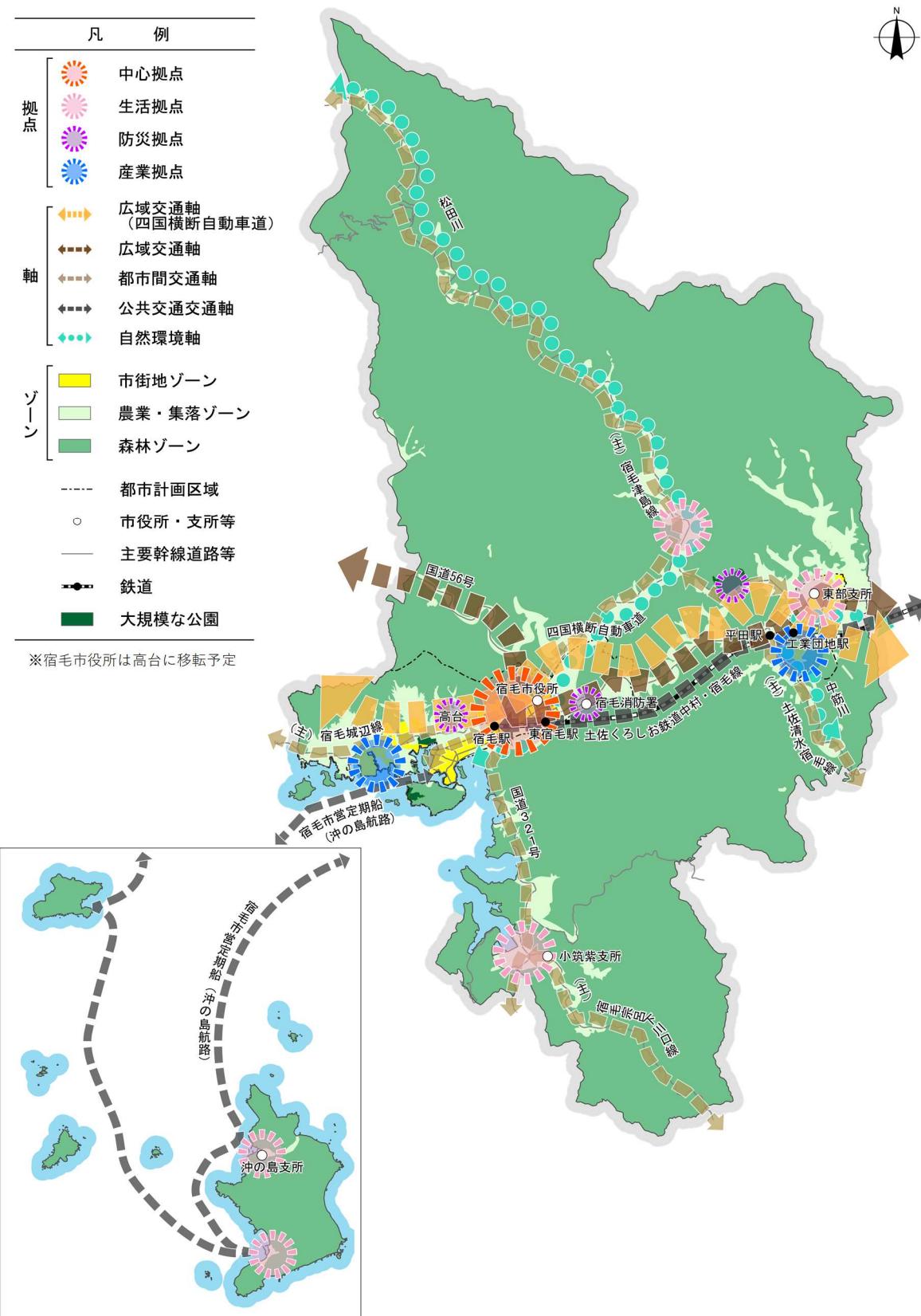
■ 森林ゾーン…山地、丘陵地等

- ・都市生活に潤いを与えてくれる大切な自然環境として、適切な保全・活用を図るゾーン



以上の「拠点」、「軸」、「ゾーン」を踏まえた宿毛市の将来都市構造は次頁に示すとおりです。

■ 宿毛市の将来都市構造



第3章 分野別の整備方針

3-1 都市防災の方針

基本的な考え方

- 市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、ハード・ソフトを組み合わせた、災害発生時の安全性を確保した防災・減災対策を推進します。また、平時から災害発生時を想定し、被災後速やかに対応できるよう、復興まちづくりの事前準備に取り組みます
- 災害に強く、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、各地域における防災活動の活発化及び市民の防災意識の高揚を図ります

(1) 災害に強いまちづくりの推進

防災拠点等の整備

- ・ 災害発生時の対策本部となる市庁舎は、高台を整備し、警察署、海上保安署、土木事務所等と併せて一体的な高台移転を図り、防災拠点としての整備を推進します。なお、高台へのアクセス道については、災害発生時ににおける電柱の倒壊等による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進します。



高台整備による新たな拠点

- ・ 消防庁舎及び防災センターは、災害発生時における避難所や備蓄倉庫としての機能も有しているため、防災拠点として適正な維持・管理を行います。
- ・ 宿毛市総合運動公園は、豊かな自然に囲まれた市民に親しまれる大型運動公園であるとともに、幡多圏域の広域的な総合防災拠点及び災害医療拠点（広域医療搬送拠点）として位置づけ、今後も適正な維持・管理を図ります。
- ・ 主な鉄道駅、港湾、漁港等については、災害発時の救助物資等の備蓄拠点又は集積拠点として位置づけます。
- ・ 主な病院・診療所については、災害医療拠点として位置づけます。なお、幡多けんみん病院を災害拠点病院とし、他の主な病院・診療所を救護病院とします。
- ・ 避難所及び不特定多数の者が使用する施設等については、計画的な整備を図るとともに、各種災害に対する防災機能を強化し、施設の安全確保に努めます。

防災ネットワークの構築

- ・ 災害発時における安全性・信頼性の高い輸送手段を確保するため、緊急輸送路等の耐震化等を優先して進めるとともに、代替性・補完性を確保し、各交通施設の連携の強化等を図ることで、各地域と避難所及び防災拠点等を結ぶ防災ネットワークの構築を推進します。

- ・四国横断自動車道については、大規模震災に備えた緊急輸送体制の構築が可能となるよう早期整備を促進するとともに、より効果的な避難や救助・救援活動を推進するため、アクセス道路等により防災拠点等との連携を推進します。
- ・災害発生時に円滑な避難行動等を図るため、緊急輸送道路や避難路の沿道にある建築物の耐震化や住宅敷地等にあるブロック塀の撤去等への支援を検討します。
- ・災害発生時に孤立が懸念される集落等については、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策等を計画的に推進します。
- ・通信ネットワークの安全性の向上を図るため、ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等に関連する施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実を図ります。

(2) 風水害対策

- ・浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るため、国や県等の関係機関と連携し、河川改修事業など、治水と環境のバランスに配慮した治水対策を促進します。
- ・波浪、高潮、津波等による災害を防止するため、防波堤等の整備を図るなど、港湾・漁港施設の適正な維持・管理を促進します。
- ・降雨時における市街地等の排水不良地区を解消するため、都市下水路及び排水ポンプの整備・改修の促進を図ります。
- ・土砂災害危険箇所等及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、建築物の立地制限や移転の促進、土砂災害防止施設の整備など、必要な対策事業の実施を検討します。

(3) 火災対策

- ・災害発時の安全性を確保するため、避難路の整備及び無電柱化、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備、防火活動拠点ともなる都市公園等の整備を検討します。
- ・準防火地域内の建築物については、不燃化の促進に努めます。

(4) 地震・津波対策

- ・地震発時における安全性の確保のため、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の耐震性の確保を推進します。また、新耐震基準以前に建築された防災上重要な建築物における耐震性等の診断及び点検を促進します。
- ・住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発時に倒壊するおそれの



津波避難タワー

ある空き家等については、宿毛市空家等対策計画に基づき、適切な対策を推進します。

- ・南海トラフ地震等の津波災害から市民の生命、安全を確保するため、「宿毛市津波避難計画」に基づき、円滑な津波避難対策を推進するとともに、「地域津波避難計画」の作成支援を検討します。
- ・津波浸水想定区域の大部分においては、地震発生後の地盤沈降による長期浸水が想定されているため、海岸（港湾）と河川堤防の一体的な整備を促進するとともに、排水機場の耐震・耐水化など、各地域における止水・排水対策を推進します。
- ・「宿毛市津波避難計画」により特定された避難困難地域には、津波避難タワー等を設置するなど、適切な避難場所を確保するとともに、海岸や河川の保全施設等の整備を促進し、津波被害の軽減に努めます。
- ・大規模な地震が発生した直後における避難者及び緊急物資の海上輸送を確保するため、「宿毛湾港港湾計画」に基づき、耐震強化岸壁の整備等を促進します。

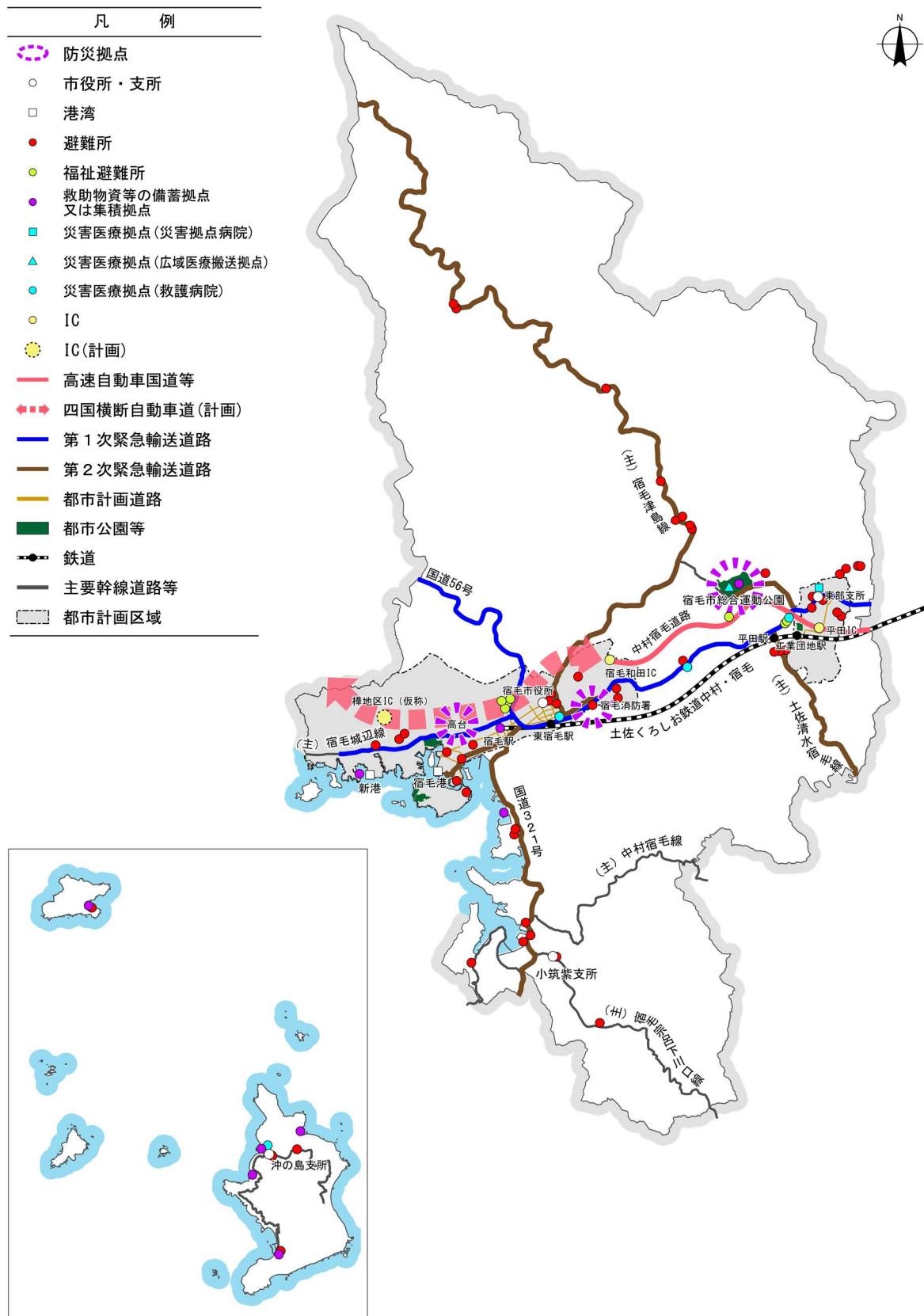
（5）防災意識の醸成

- ・地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、避難訓練の継続実施や避難計画の作成検討を行うなど、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図ります。
- ・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行うことで、防災情報の周知徹底を図り、日頃からの防災意識を醸成し、地域防災力の向上に努めます。
- ・自助、公助とともに、地域コミュニティにおける共助の推進を図るため、地区住民等が行う自発的な防災活動である地区防災計画制度の活用を検討します。

（6）復興まちづくりの事前準備

- ・南海トラフ地震などの大規模災害が発生した際、平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要することが想定されます。そのような災害からの復興まちづくりを早期かつ的確に進めるために、防災・減災対策と並行して「復興まちづくりの事前準備」（被災後の復興まちづくりを考えながら、災害復興への備えとして事前に準備すること）の取組を推進する必要があります。
- ・宿毛市では、市役所庁舎及び保育園のほか、警察署、土木事務所及び海上保安署の庁舎が移転する高台の造成を行う中で、災害発生後も迅速に復旧・復興の司令塔となる「災害に強い市庁舎」の建設にも取り組んでいます。
- ・また、災害時には四国横断自動車道と高台が連結できるようアクセス道の整備を促進していきます。
- ・今後もそのような取組の継続を図るとともに、高知県震災復興都市計画指針などの「復興まちづくりの方針」を踏まえ、復興まちづくりの体制や手順等を明確にした「復興まちづくり計画」の策定に努めます。

■ 都市防災の方針



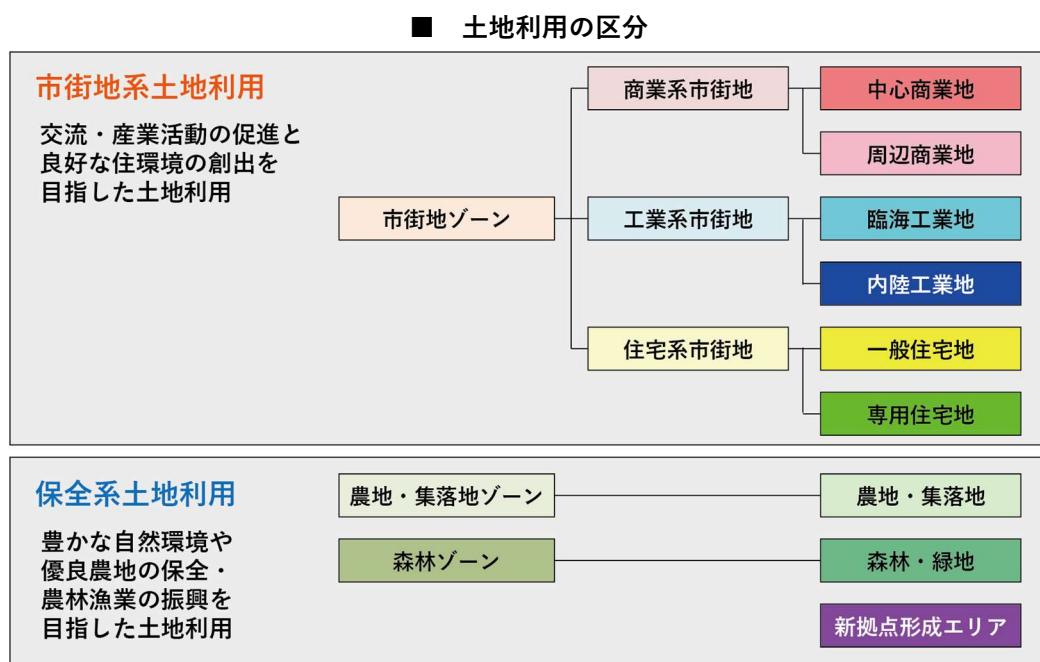
3 – 2 土地利用の方針

基本的な考え方

- 自然環境の保全に配慮しつつ、公共の福祉や健康で文化的な生活環境の確保並びに地域の特色に応じた発展を図るため、目指すべき都市像の実現に向けた土地利用の方針を示します

(1) 土地利用の区分

将来都市構造に基づく土地利用の区分を以下のとおり設定します。



(2) 土地利用の方針

商業系市街地

中心商業地

- ・宿毛駅周辺及び宿市役所周辺の市街地について
は、交通結節機能を有する中心商業地として、商
業・業務機能等の都市機能の集積を図るとともに、
利便性が高いエリアとして中高層を含むまちなか
居住を推進します。
- ・中心市街地活性化の観点から、関係団体等と連携
し、空き家・空き店舗等の既存ストックを活用する
など、魅力ある市街地環境の再構築を推進しま
す。



宿毛駅周辺

周辺商業地

- ・中心商業地周辺及び幹線道路沿道、高砂地区周辺等については、利便性や魅力を兼ね備えた周辺住宅地として、商業系施設や沿道サービス施設等の立地による生活利便性の維持・集積を図ります。
- ・施設跡地等の低未利用地については、住民の意見を取り入れつつ、防災機能やまちの賑わいを向上させる場としての活用を検討します。

工業系市街地

臨海工業地

- ・宿毛湾周辺及び宿毛湾港工業流通団地については、海上交通と陸上交通の結節点にある立地条件を活かした産業集積の形成を図ります。
- ・四国横断自動車道に係る新規 IC の配置案が示されているため、宿毛港湾との連携による広域交通の利便性を活かし、工場等の企業誘致を推進します。



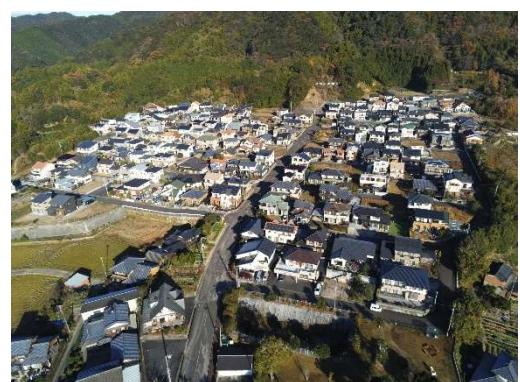
宿毛港湾周辺

- ・高知西南中核工業団地については、製造業及び物流センターが立地する内陸工業地として、既存工場等の操業環境の保全及び新規産業の誘致を図ります。

住宅系市街地

一般住宅地

- ・一定規模以内の生活利便施設等が立地する住宅地については、多様なニーズに対応した魅力ある住環境の形成を目指し、商業・業務施設などと共に存した一般住宅地として位置づけます。



専用住宅地

- ・丘陵部にある住宅地として専用度の高い地区については、戸建て住宅を中心とした周辺環境と調和のとれた専用住宅地として、安全・快適な居住環境の形成を図ります。

保全地

農地・集落地等

- ・将来都市構造で示した農業・集落ゾーンを位置づけ、農業の振興と優良農地の保全を図る

とともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。

森林・緑地等

- 将来都市構造で示した森林ゾーンを位置づけ、集落及び市街地等の環境を保持する重要な資源として保全を図るとともに、レクリエーションの場としても活用を図ります。

新拠点形成エリア

- 庁舎等の高台移転が計画されている周辺エリアについては、市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点として、周辺の環境と調和した新規拠点の整備を図ります。
- 無秩序な開発の進行や用途混在による環境の悪化等を防ぐため、必要に応じて用途地域の指定等の土地利用規制の導入又は地区計画制度の活用等を検討します。

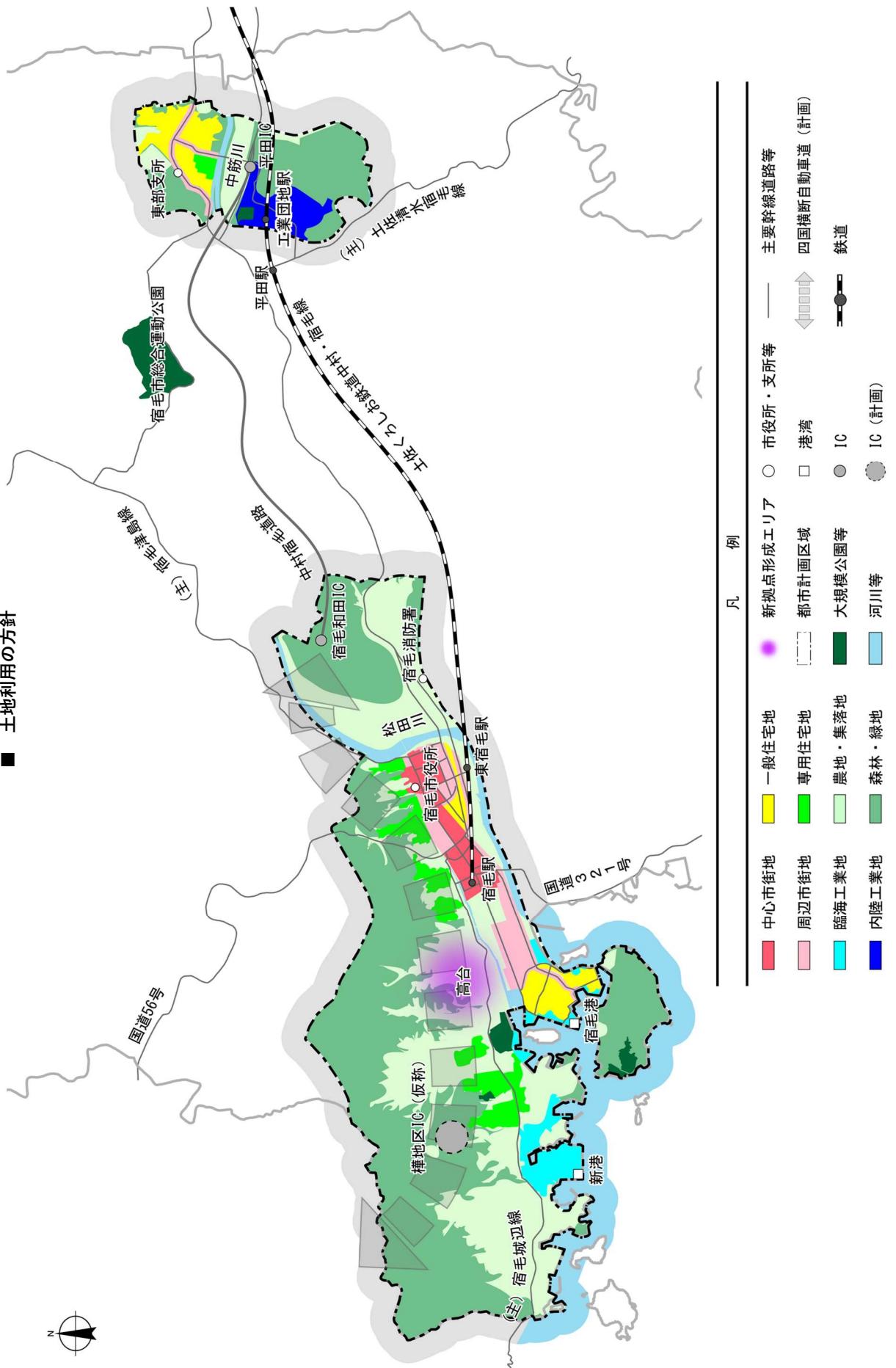


宿毛市役所（新庁舎外観イメージ）



宿毛市役所（新庁舎内観イメージ）

■ 土地利用の方針



3－3 都市施設等の方針

基本的な考え方

- 地域産業の円滑な物流活動や市民の安全で快適な生活環境を確保するため、地域の実情に配慮しながら、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります
- 地域経済の好循環に繋がる四国横断自動車道等の整備を促進するとともに、老朽化が進行する既存ストックに対して適切な維持管理・更新等を実施します。また、長期未着手のままとなっている都市計画道路の見直しのほか、必要と判断された箇所は新たに都市計画道路として位置付けるなど、将来の交通需要に対応した取組を推進します

(1) 交通施設

主要幹線道路

広域幹線道路

- ・宿毛市の交通軸を形成するうえで骨格となり、広域的な連携・相互補完を担う広域幹線道路として、自動車専用道路である中村宿毛道路や国道56号を位置づけます。
- ・四国横断自動車道（宿毛～内海）については、災害発生時における地域の分断・孤立を解消し、円滑な救命・救助活動のアクセスを確保できるとともに、地域の産業及び観光振興に寄与するこ^ととから、引き続き事業化の促進に努めます。
- ・インターチェンジの配置においては、防災拠点や市街地及び集落、観光地、流通施設等と円滑に連絡できる権地区周辺とされており、アクセス道の整備を併せて検討します。
- ・庁舎等の移転先である高台へ緊急時に利用できる緊急輸送進入路などの整備を検討します。



中村宿毛道路

都市間幹線道路

- ・都市間や拠点間における都市活動や産業活動などの交流・連携を支えるとともに、災害発生時の緊急輸送ルートとなる幹線道路として、国道321号や（主）宿毛津島線、（主）宿毛城辺線、（主）土佐清水宿毛線、（一）片島港線、（一）橋上平田線等を位置づけ、関係団体等と連携し、適切な整備・維持管理を促進します。

幹線道路

- ・市内の各拠点と地域を繋ぐネットワークを形成し、市街地の骨格を形成する幹線道路として、県道や主要な都市計画道路を位置づけ、流入出交通の円滑化を推進します。
- ・長期未着手となっている都市計画道路については、必要性について十分考慮したうえで、適宜見直しを検討します。一方で、四国横断自動車道等の整備を踏まえ、必要と判断された箇所は新たに都市計画道路として位置付けるなど、今後の社会経済情勢に応じた適正な見直しを検討します。

補助幹線道路

- ・地域住民が日常的に利用する生活道路については、安全で快適な道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理を行い、既存ストックの長寿命化を推進します。
- ・重要構造物については、「宿毛市橋梁長寿命化計画」及び「宿毛市トンネル維持管理計画」に基づき、合理的かつ効率的な維持管理を推進し、可能な限りコスト縮減を図りながら安全性、信頼性を確保します。
- ・庁舎等の移転先である高台と市街地の連携強化を図るため、既存路線について、必要な道路整備を促進するとともに、高砂地区へのアクセス道の新規整備を検討します。

公共交通機関

- ・人にやさしく、持続可能で、利便性が高い公共交通網を実現するため、「宿毛市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の交通事業者や関係団体等が連携し、公共交通の維持・充実を図ります。
- ・基幹系幹線（広域交通）については、鉄道と路線バスの2つの交通モードにより公共交通の維持・確保がなされていることから、一層の利用促進と経営の安定化を図ります。
- ・フィーダー系路線（郊外と市街地を結ぶ路線）については、地域の利用者のニーズや地域資源などの実情に応じた運行形態を考慮し、デマンドバス（乗降区間や乗車希望時刻など利用者の状況に応じて運行）や混乗方式の活用による路線維持を図るとともに、市内交通空白地区解消に向けた仕組みづくりを検討します。
- ・市営定期船（沖の島一片島航路）については、本土と離島を結ぶ唯一の交通手段であり、離島住民や観光客の交通手段としてだけでなく、生活必需品や郵便、新聞なども輸送しており、離島住民の生活に必要不可欠な航路であるため、新船を建造するなど、更なる利便性の向上を図ります。また、観光PR等を通じて交流人口拡大に努めるなど、利用促進に取り組みます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けた鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者については、運行費用の支援だけでなく、感染対策に対しての助成や事業者に応じた対策を検討するなど、今後も公共交通の維持・確保を図る取組を推進します。



宿毛駅とコミュニティバス

自転車・歩行者空間

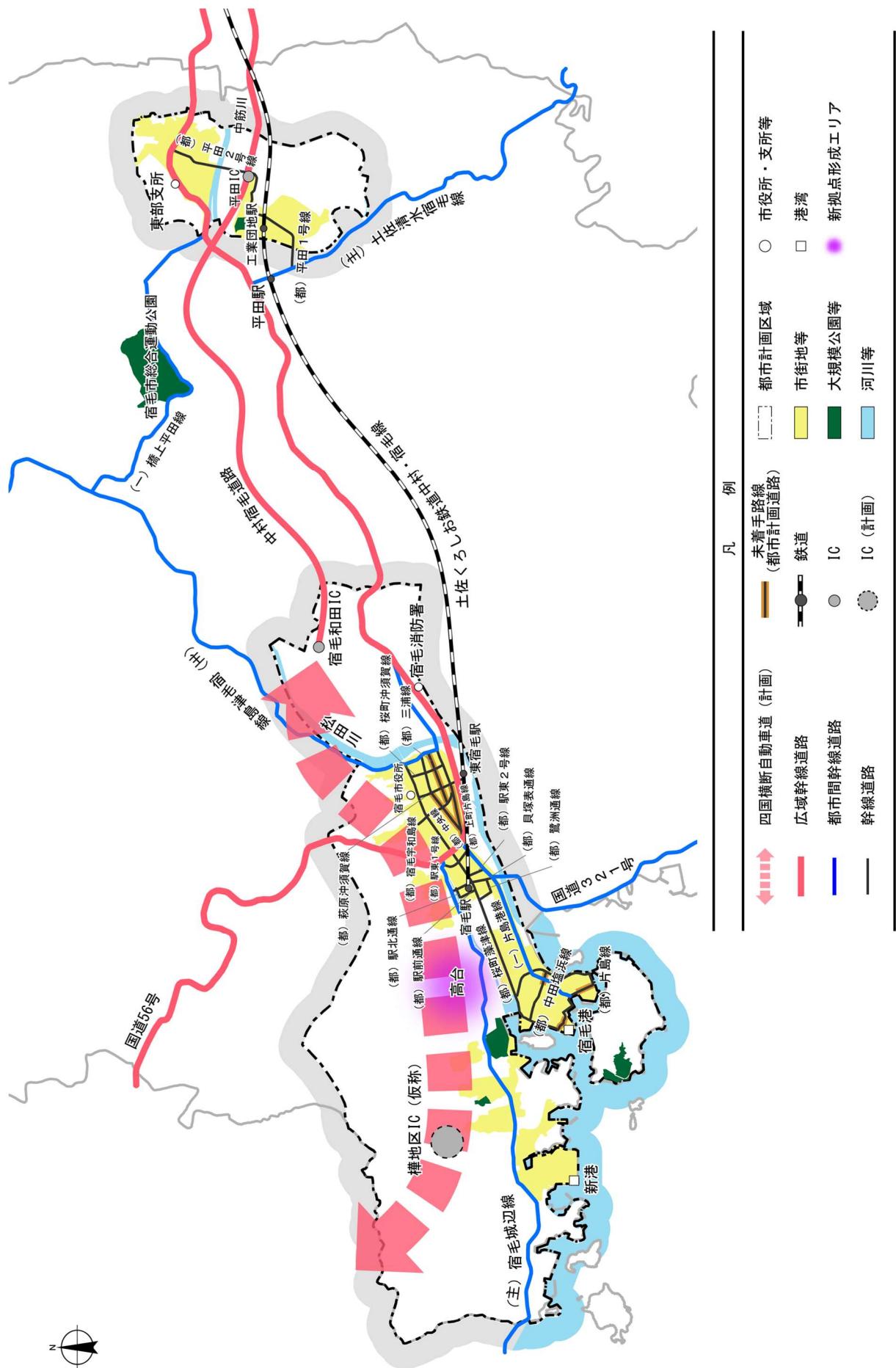
- ・都市計画道路の整備に併せて歩道等の設置を進め、歩行者・自転車に配慮した安全で快適な道路環境の確保を図ります。
- ・交通安全対策を図るため、カーブミラー、ガードレール等を設置し、交通安全施設による道路環境の整備を促進します。
- ・居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進するため、歩行者・自転車空間の充実を図るとともに、施設跡地等を活用し、市民に開かれた公共空間の提供を検討するなど、滞在環境の向上を図ります。
- ・自転車を活用したまちづくりを推進するため、「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画」に基づき、自転車通行空間におけるサイン設置のためのルール作りの検討や通行路面等の整備を行います。また、まちのえき林邸等のサイクルオアシスを拠点として、市内に点在する観光資源や施設、サイクリングコース等をつなぐ自転車ネットワークを形成し、安全で快適な自転車通行空間を整備します。

■ 宿毛市自転車を活用したまちづくり計画における施策の展開イメージ



資料：宿毛市自転車を活用したまちづくり計画

■ 幹線道路ネットワークの方針



(2) 供給処理施設

上水道

- ・災害に強い水道施設の構築及び良質で安全な水の安定供給のため、計画的な整備・維持更新を推進します。
- ・津波浸水想定区域外に水源地施設がある東部広域簡易水道を基幹に据えた非常時供給体制の構築を図ります。

公共下水道等

- ・河川や海域などの公共用海域の水質保全と、生活環境の改善を図るため「高知県全域生活排水処理構想」に基づき、より効率的な生活排水処理施設の整備を推進します。
- ・ストックマネジメントの観点から、公共下水道及び集落排水事業施設の老朽化に伴う修繕・改築計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図ります。
- ・浸水被害を防止するため、「雨水管理総合計画」の策定を検討するとともに、バイパス管や導水渠を設置するなど、雨水排水幹線管渠の浸水対策を図ります。

し尿・廃棄物処理施設

- ・環境管理センターについては、予防保全的維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- ・不燃物処理場については、今後も缶プレス工場として利用するため、適切な維持管理に努めます。
- ・焼却場については、広域処理へ移行したため、未使用となっている松風苑焼却場及び高石焼却場の2か所の除却及び跡地活用について検討します。
- ・公共用海域の水質保全や快適な生活環境を保つため、引き続きし尿や汚泥の適正処理を行うとともに、公共下水道事業認可区域及び集落排水事業実施区域以外の地域における浄化槽の普及に努めます。また、離島地域住民の生活環境向上のため、し尿処理体制の改善を図ります。

(3) 河川・港湾施設

河川

- ・河川については、治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境の形成を図ります。
- ・中筋川、松田川及び横瀬川のダム等の河川管理施設については、地域経済に大きな損害が発生する浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、観光資源として活用するダムツーリズムの視点も含め、関係団体等と連携しながら適切な維持管理を促進します。

港湾施設

- ・港湾施設については、維持管理計画を基にした適切な維持修繕を促進し、地域経済を下支えする海上交通の拠点機能を維持するとともに、災害発生時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図ります。
- ・重要港湾宿毛湾港については、開口性の良好な港湾条件を活かし、流通業、製造業などの企業誘致及び地域の産業を支える海上輸送の拠点施設として、整備を促進します。



宿毛港湾周辺

(4) その他の施設

行政施設

- ・宿毛市役所については、来庁者等の安全を確保するとともに、災害応急対策活動の拠点としての機能を十分に発揮できるよう、高台への移転を図ります。
- ・その他支所については、老朽化等の対策を行い、適切な維持管理を図ります。



宿毛市役所（新庁舎外観イメージ）



宿毛市役所（新庁舎内観イメージ）

学校教育施設

- ・小中学校については、「宿毛市立小中学校再編計画」に基づき、児童生徒数の推移や、地区ごとの状況、社会情勢のあり方等に応じた適正規模及び適正配置等について検討します。なお、子どもたちの安全を守る観点から、津波浸水が予測される学校については、高台移転を検討します。

文化・コミュニティ施設

- ・文化・コミュニティ施設については、市民の文化意識の高揚及び地域のコミュニティ活動の充実を図るため、今後も適正な維持管理を図ります。

- ・子どもから高齢者までより多くの市民が気軽に集える場とするため、宿毛文教センターを中心とする文化・コミュニティエリアとして（仮称）奥谷美術館等の施設整備を検討します。



宿毛市文教センター

医療施設及び保健・福祉施設

- ・医療施設については、幡多けんみん病院との機能分担及び連携が重要であることから、引き続き市民への理解を求める取組を継続し、効果的で能率的な医療体制の構築を促進します。
- ・沖の島や無医地区におけるべき地医療サービスは、島民に必要不可欠であるため、施設の適切な維持管理又は移転等による医療機能の維持を図ります。
- ・保健・福祉機能については、地域包括ケアシステムの強化及び高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を推進するため、「宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターの機能強化や誰もが利用できる支え合いの拠点施設であるあったかふれあいセンターの充実等を図ります。

観光施設

- ・咸陽島公園や横瀬川ダムのクライミング施設など、既存施設を活用し、市全体を通した体験型観光の拠点機能の充実に努めます。
- ・道の駅すくもサニーサイドパークや新たな道の駅の整備構想の検討により、市外から誘客できる観光・交流拠点の整備・充実を図り、交流人口の拡大を図ります。



道の駅すくもサニーサイドパーク

斎場

- ・宿毛市斎場は今後も必要な施設であるため、計画的な改修等を実施し、適切な維持管理を図ります。

3－4 自然的環境保全の方針

基本的な考え方

- 宿毛市の山林や農地、河川、海岸などの豊かな自然環境を活かすとともに次代に継承し、市民生活に潤いを与える緑の保全・創出を総合的かつ体系的に推進するとともに、これら魅力的な自然資源を活かし、人口の定着や交流人口の増加による地域の活性化を図ります
- 宿毛市総合運動公園等を活用し、各種スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を促進することで、スポーツを通じた交流人口の拡大を図る「スポーツツーリズム」を推進します

(1) 優れた自然環境の保全

丘陵・樹林地

- ・国土保全や生物多様性の確保といった観点から、緑の骨格を形成する、美しく個性豊かな海岸線や市街地の後背に迫る奥深い山地及び河川の保全に努めます。
- ・良質な自然環境の保全を目的として指定されている足摺宇和海国立公園や高知県立自然公園等の貴重な自然環境を保全するとともに、開発等により自然環境の喪失が懸念される緑地については、自然公園法や都市緑地法など各種法や条例等に基づき、適切な保全及び維持管理を図ります。
- ・健全な森づくりを進め、山崩れの防止や水源のかん養、木材生産など、森林の多面的な機能を高めるため、森林経営管理制度の活用を図ります。
- ・高台や四国横断自動車道の整備など、まちの発展に伴う開発動向に配慮し、周辺環境との調和を図りながら、豊かな自然環境の保全活用を検討します。

農地等

- ・農業の健全な発展を図るとともに、資源の合理的な利用に寄与するため、「宿毛市農業振興地域整備計画」に基づき、必要な施策を計画的に推進します。なお、市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などにより生じる無秩序な開発を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正な保全に努めます。
- ・農業従事者の担い手を確保するため、新規就農等の支援策の充実を検討します。
- ・耕作されていない農地の有効活用を図るため、農地中間管理機構（高知県農業公社）の活用を推進します。また、農地の利用集積・集約化を一体的に推進するため、集落ごとに「人・農地プラン」の実質化に取り組みます。
- ・市街地内農地については、良好な都市環境の形成や防災・減災の観点からも保全を視野に入れながら、計画的な利活用を図ります。



樹園地

水辺地

- ・都市計画区域を流下する河川が創り出す良好な自然環境は、都市環境に潤いを与える身近な自然として、生態系に配慮しながら、様々な形で活用を図ります。
- ・流域の人々に親しまれ、利用されている現状を踏まえ、市民が河川を身近に感じられ、周辺環境に調和した川づくりに努めます。また、関係機関等と連携して、多くの人々がより一層川に親しむことができるような取組の実施に努めます。
- ・松田川については、野鳥の生息地としての自然的価値が高いため、河川整備基本方針及び整備計画に基づき、河川環境の整備と保全を促進します。



松田川

都市緑地

- ・市街地等に所在する社寺林などの緑地は、日常生活に潤いを与える貴重な緑として保全を図ります。
- ・歴史・文化的資源については、その周辺の緑地も一体として保全を図ります。
- ・公共施設等や駅周辺・インターチェンジなど、地域の顔となる空間では、花や緑によるおもてなし空間の創出を促進するなど、緑地環境の形成を図ります。
- ・市民自らが行う緑化活動等に対しては、緑と水の森林ファンド事業の活用など、支援の充実を検討します。

水と緑のネットワーク体系

- ・緑の骨格の形成を図るため、都市計画道路等の主要幹線道路の緑化を検討します。
- ・中筋川及び松田川をはじめとした市内の主要な河川は、散策やサイクリング等の場となるネットワークとしての活用を図ります。

(2) 主要公園の整備

総合公園・運動公園等

- ・宿毛市総合運動公園や宿毛運動公園等については、地域住民の健康増進やスポーツ振興とともに、地域間や世代間が楽しく交流できるスポーツ・レクリエーションの場としての活用を図るため、「宿毛市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を図ります。
- ・宿毛市総合運動公園をはじめ、市内の各種公園を活用し、スポーツ大会の開催及び合宿先としての利用等を積極的に誘致することで、スポーツによる地域活性化を図る「スポーツツーリズム」を推進します。



宿毛市総合運動公園



宿毛運動公園

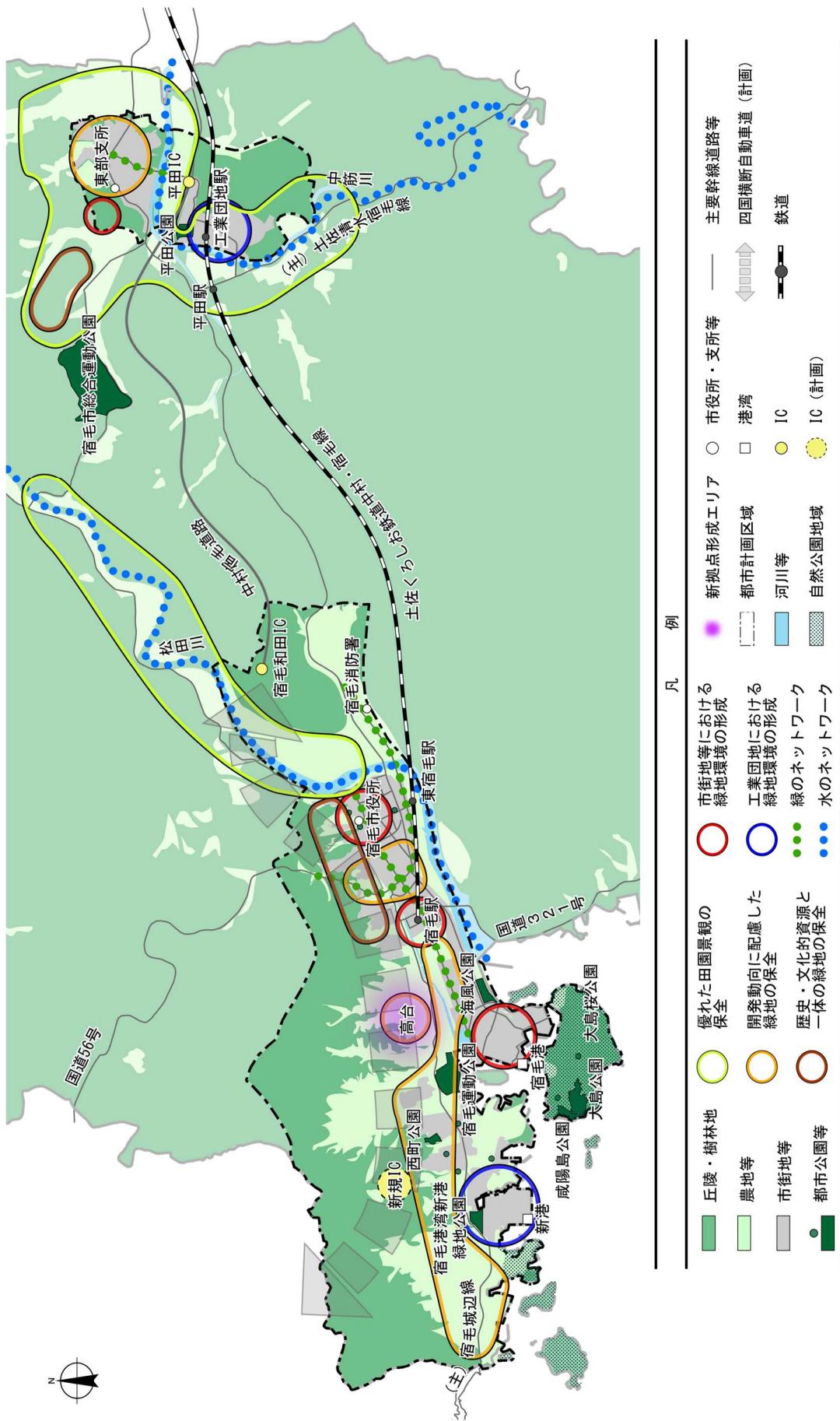
近隣公園・街区公園等

- ・市民の日常的な交流の場や遊びの場となる身近な公園については、人口動向や配置バランスを勘案しながら地区の実情に応じて適正に配置します。
- ・平田公園等については、「宿毛市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を図ります。
- ・その他の公園についても、安全性を最優先させながら、適切な維持・更新を図ります。



平田公園

■ みどりのまちづくり構想



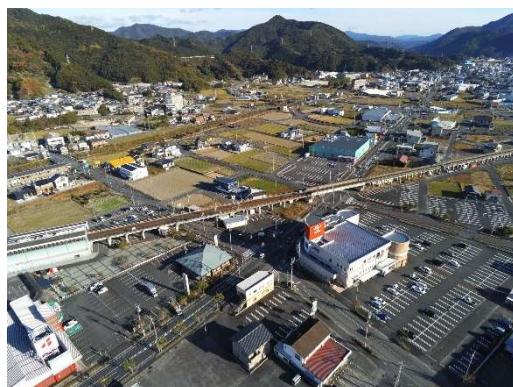
3－5 市街地・居住地整備の方針

基本的な考え方

- 将来都市構造を実現するため、拠点地域において必要となる都市機能の充実や居住の誘導を推進するとともに、既存ストックや低未利用地等を活用し、賑わいがある安全で快適な居住環境の形成を図ります
- 公営住宅等については、建替えをはじめ、全面的改修や個別修繕等、住環境の保全や向上を図るとともに、高齢者や身体障害者等に配慮して住宅のバリアフリー化を進め、既存や新規を問わず多様化する居住者の生活に対応した質の高い住宅ストックの形成を図ります

（1）コンパクトで良好な市街地の形成

- ・土地区画整理事業によって都市基盤施設が整備された市街地については、住宅等の適切な誘導によるまちなか居住及び都市機能の集積を推進し、快適で利便性の高い都市空間の形成を図ります。
- ・既成市街地については、旧城下町に形成された特徴あるまちなみを活かしつつ、狭隘な道路空間が残る部分については都市計画道路の整備の推進及び移動の円滑化に向けた無電柱化等の検討により、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・庁舎等の移転が計画されている高台周辺については、中心拠点や各地域とのネットワーク化を推進し、機能分担や相互の連携強化に配慮しながら都市施設等の整備を図ります。また、周辺の無秩序な市街化を抑制するため、地区計画等の活用による計画的な整備を検討します。
- ・公共施設等については、更新費用の抑制と平準化に努めながら市民の福祉の維持・向上を図るため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、更新・複合化・長寿命化など公共施設等の全体最適化を図ります。なお、公共施設等の再編に伴い発生した施設跡地等の公的不動産については、民間活力を活用した効率的な管理運営や地域に求められる都市機能の誘導を検討することで、賑わいの創出を推進します。
- ・既に形成されている工業団地等については、四国横断自動車道の整備を踏まえた企業誘致を図ります。



都市基盤施設が整備された市街地



既成市街地

（2）良質な住宅・宅地の供給

- ・市営住宅については、「宿毛市公営住宅等長寿命化計画」及び「宿毛市公営住宅再編計画」に基づき、建替えをはじめ、全面的改修や個別改善等を図るとともに、高齢者や身体障害者等に配慮して住宅のバリアフリー化を進めることで、多様化する居住者の生活に対応した、質の高い住宅ストックの形成を図ります。
- ・今後も増加が懸念される空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、移住・定住施策とも連携した空き家等の利活用を推進します。
- ・Iターン、Uターン等の移住希望者や宿毛市へ進出しようとする企業の従業員の住居として利用するなど、地域振興に寄与する住宅の確保を図ります。
- ・人に優しい都市環境の構築を図るため、公共施設等の公共空間のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進を図るとともに、民間住宅のバリアフリー改修等の支援制度の充実を検討します。

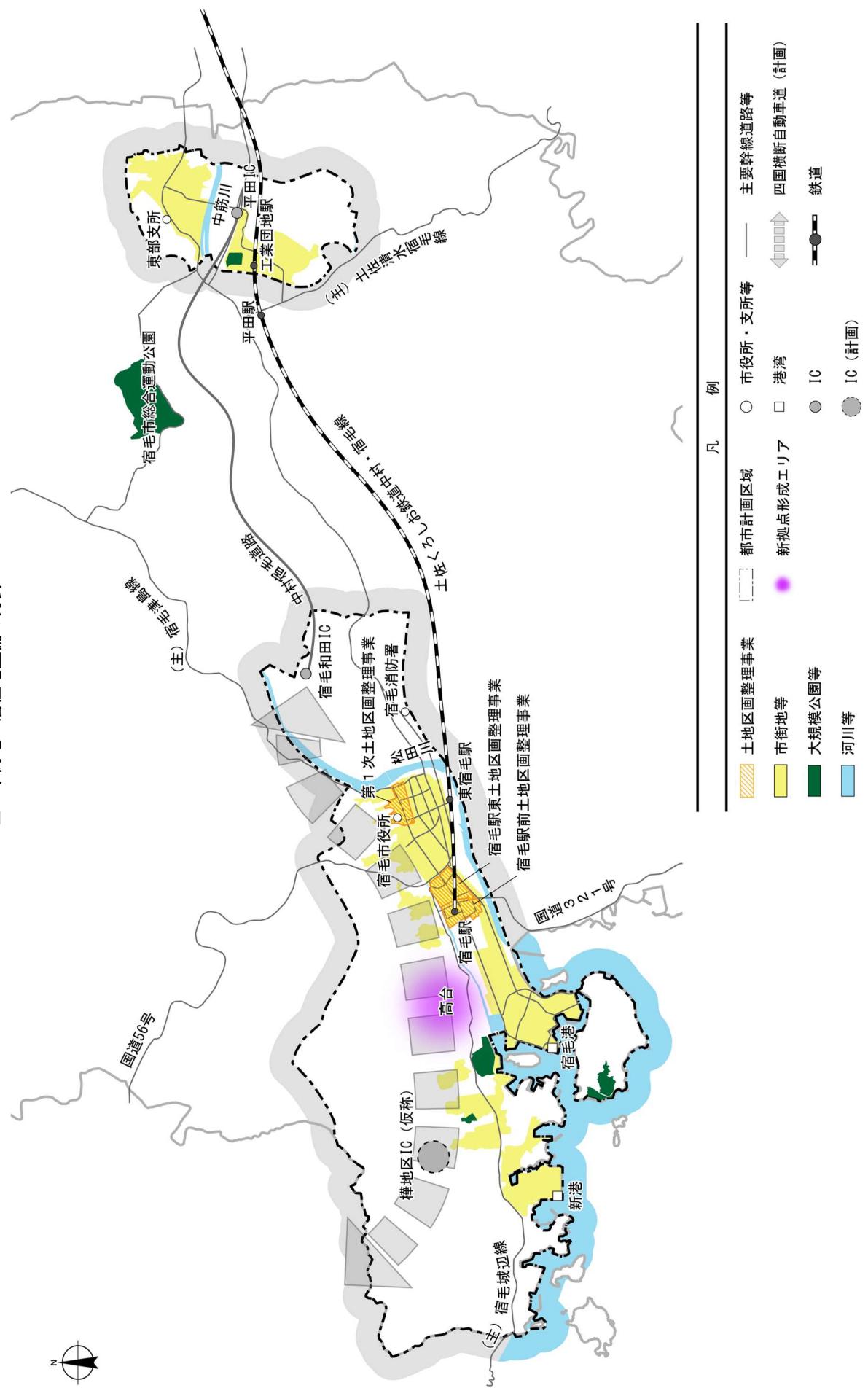


市営住宅



地域振興住宅

■ 市街地・居住地整備の方針



3－6 景観形成の方針

基本的な考え方

- 宿毛市には、海・山・川・田園など自然豊かな風景や豊富な自然景観が広がっています。また、国指定文化財をはじめ、市民が誇る固有の地域資源や歴史・文化的景観を有しています。これらの景観の保全に努めることで、美しい景観を形成し、良好な都市環境の確保を図ります

(1) 景観形成の基本方針

豊かな自然景観の保全

- 宿毛市を代表する景観資源である「だるま夕日」が眺望できる視点場の保全を図ります。
- 緑豊かな山並みに囲まれた漁港が集積する宿毛湾は、美しい景観を有するとともに、豊かな水産資源の宝庫となっていることから、海と関わる人々・組織と連携し、環境保全活動に加え、藻場造成などの環境創造にも努めます。
- 島独特の集落形態を有する沖の島、鵜来島については、足摺宇和海国立公園に指定されているため、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- リアス式海岸である宿毛湾は、大島、咸陽島等の島々が浮かぶ複雑で変化に富んだ海岸景観を有しており、飛び地である松田川沿いでは出井渓谷の甌穴群が見られます。これらは、高知県立自然公園に指定されているため、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- 四国の優れた自然景観や歴史的・文化的遺跡を歩道で結び、歩いてこれらに親しむ自然歩道である「四国のみち」については、良好な歴史・文化的景観として保全を促進します。

良好な市街地景観の保全

- 松田川河口に広がる市街地は、江戸期に山内可氏が初代領主として宿毛へ配されてから本格的に整備された町割り、三代領主山内節氏の時代に松田川の水害対策に築造された宿毛総曲輪、そして背後の尾根筋から構成されています。これらについては、後世に残すべき歴史・文化的資源として、適切な保全・継承を推進します。
- 国指定文化財である「浜田の泊り屋」、「宿毛貝塚」など歴史・文化的資源を保全するため、資源単体の保全と併せて周辺の景観を含めた保全等に取り組みます。

(2) 景観行政の推進

- 宿毛市の特色ある景観を今後も保全し、良好な景観の形成を図るため、対象区域の設定や行為制限に関する事項を定めた「景観計画」の策定を検討します。
- 広告物の周辺景観との調和及び質の向上を図るとともに、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、「高知県屋外広告物条例」に基づいた規制を継続します。
- 良好な景観誘導のために地区計画等を活用し、住民、事業者との協働によるまちなみ形成を図ります。

第4章 地域別構想

4-1 地域別構想の考え方

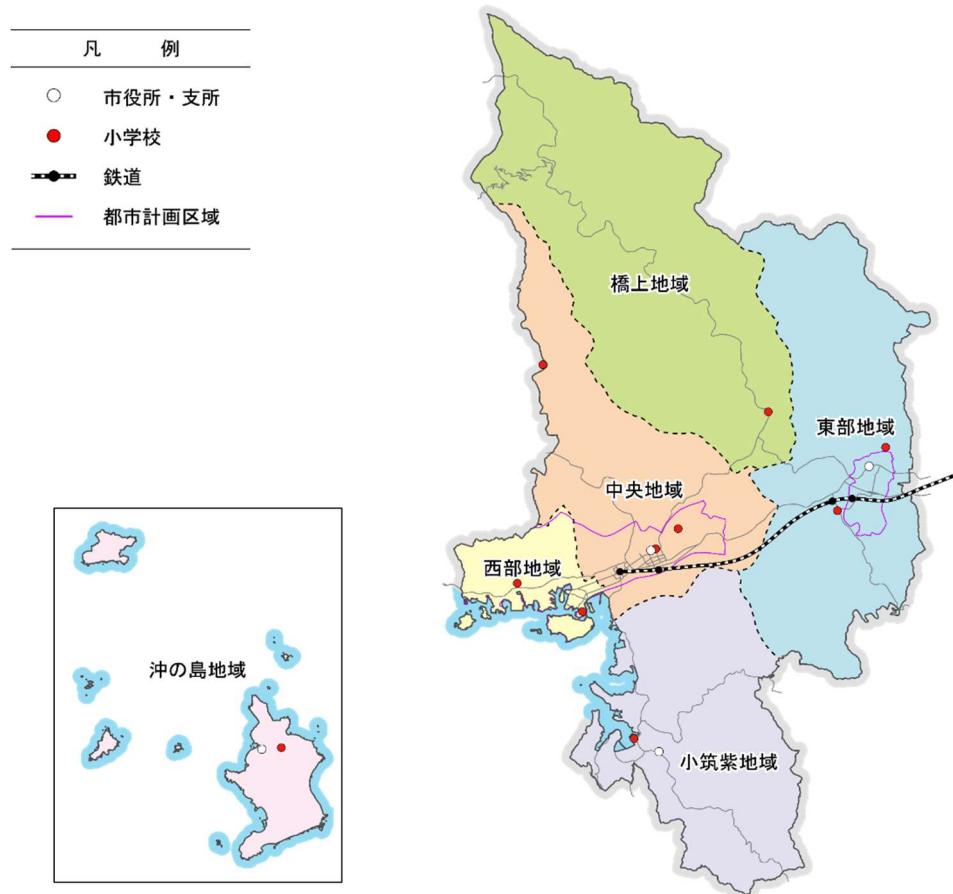
(1) 地域別構想の役割

地域別構想では、全体構想に示された全市的な観点からの都市づくりの方針を踏まえ、特性や課題が異なる地域ごとに地域づくりの方針を明確にします。

(2) 地域区分の考え方

地域区分にあたっては、市民の身近な生活行動単位である小学校区を基本に、歴史的な沿革や地理的条件等を考慮し、市域を「中央地域」「西部地域」「東部地域」「小筑紫地域」「橋上地域」「沖の島地域」の6地域を設定します。

■ 地域区分と小学校区



中央地域	宿毛小学校区（都賀川地区以外）・篠山小学校区
西部地域	咸陽小学校区・大島小学校区
東部地域	山奈小学校区・平田小学校区
小筑紫地域	小筑紫小学校区・宿毛小学校区（都賀川地区）
橋上地域	橋上小学校区
沖の島地域	沖の島小学校区

4 – 2 中央地域

(1) 地域の特性とまちづくりの課題

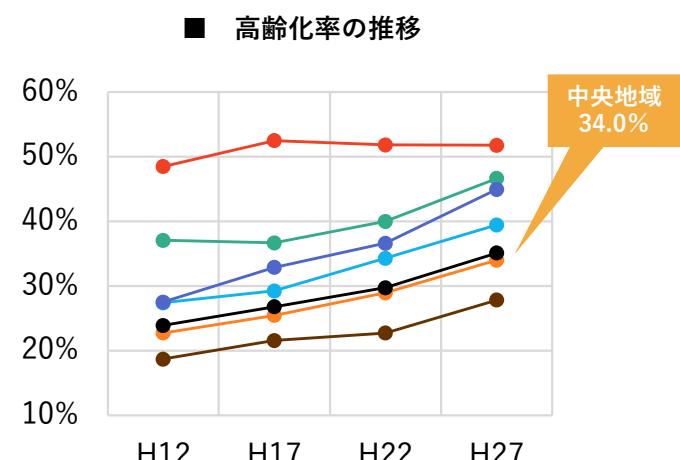
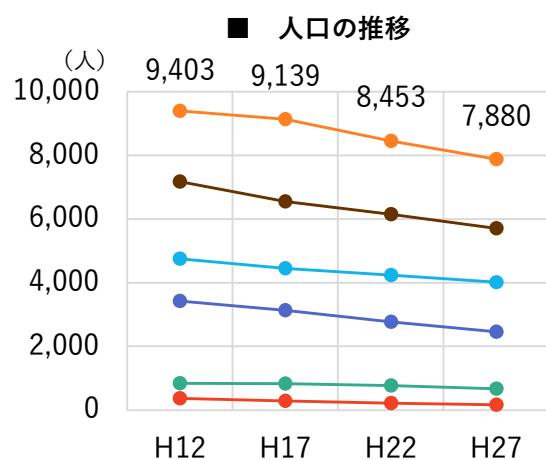
地域の概要

- ・中央地域は、宿毛小学校区(都賀川地区を除く)・篠山小学校区から構成されています。
- ・宿毛市を中心部として都市機能の集積が見られるほか、鉄道やバス等の公共交通結節点となっています。
- ・地域の南部には松田川が流れしており、河口部には数々の水鳥の乱舞が見られます。
- ・地域の北部は、篠山を主峰とした森林地帯となっており地域の約8割は森林となっています。
- ・中心部には宿毛城下町の町割りや宿毛総曲輪が残っています。また、まちのえき林邸は、令和元年に歴史的価値を尊重しながら改修し、新たな歴史観光施設・市民の交流施設として活用しています。



人口・高齢化率

- ・中央地域の人口は、平成27年は7,880人となっており、平成12年(9,403人)と比較すると1,523人減少(▲16.2%)しています。
- ・高齢化率は増加傾向にあり、平成27年は34.0%となっています。

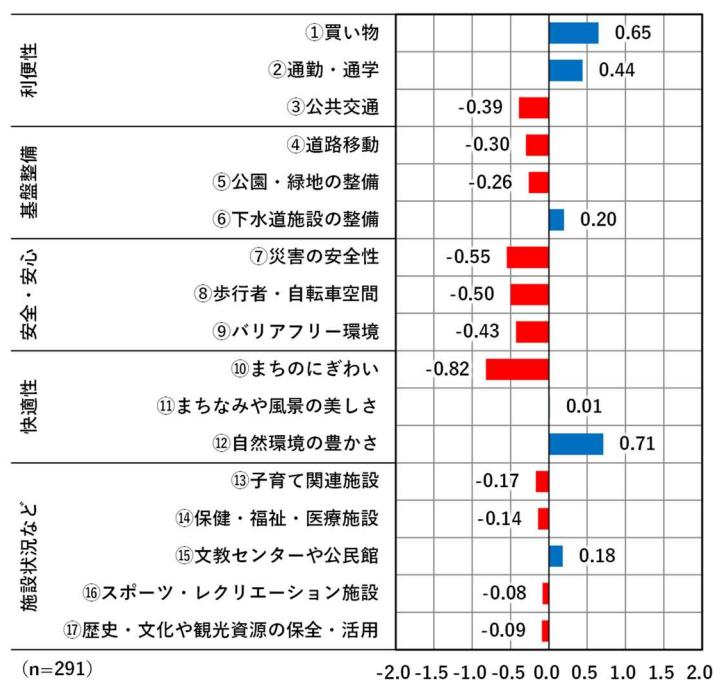


—○— 中央地域 —●— 東部地域 —●— 西部地域 —●— 小筑紫地域 —●— 橋上地域 —●— 沖の島地域 —●— 宿毛市

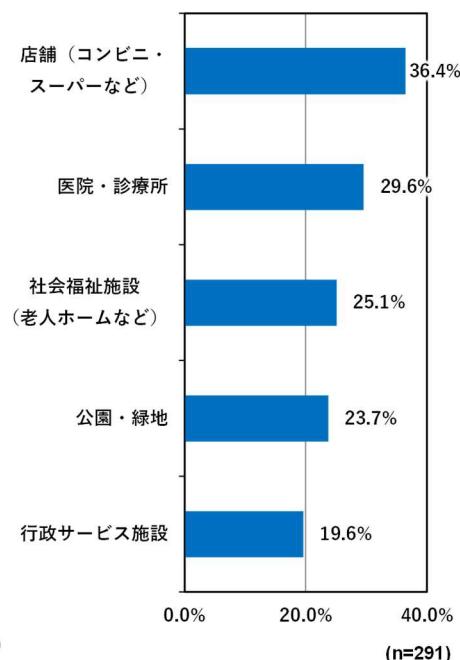
市民意向調査結果

- ・生活環境の満足度について尋ねたところ、「自然環境の豊かさ」や「買い物」の満足度が高くなっています。一方、「まちのにぎわい」や「災害の安全性」、「歩行者・自転車空間」は満足度が低くなっています。
- ・地域に必要な施設は「店舗（コンビニ・スーパーなど）」が最も多く、次いで「医療・診療所」、「社会福祉施設（老人ホームなど）」となっています。

■ 生活環境の満足度



■ 必要な施設（上位 5 項目）



地域づくり懇談会開催結果

- ・地域づくり懇談会による主な意見は以下のとおりになります。

◆ 地域の魅力・今後も残していきたい資源

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| ・スーパーや飲食店、商店街などがある | ・史跡が多い（神社、墓標、記念碑などの歴史的なもの）など |
| ・松田川や桜並木などの自然環境 | |

◆ 地域の課題

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ・災害対策が必要（津波等の浸水、古い住宅が多い） | ・人が集える場所がない（地元の人、若者、子ども） |
| ・高齢者が買い物する場所が少ない | ・道路整備が必要（駅前など） |
| ・空き家・空き店舗・空き地などが多い（商店街に貸店舗が少ない） | ・環境美化が必要（街路樹や草など）など |

◆ 地域づくりの目標・テーマ

- | |
|-------------------------|
| ・今あるものを活用しブランディングする地域 |
| ・災害に強い子育て環境が整った安全・安心な地域 |
| ・災害に強い顔の見えるまちづくり |

(2) 地域づくりの目標

- ・中央地域の地域づくりの目標を以下のとおり設定します。

地域づくりの目標

新しい拠点と地域の魅力が共存し 災害に強く 脳わいのあるまち

- ・新しい拠点や四国横断自動車道の整備を地域活性化の契機とし、防災性の向上と併せてまちの活力を育みます
- ・宿毛市の中心部として都市機能の集積を図り、利便性が高く快適な居住環境の形成を推進します
- ・施設跡地等や既存ストックを活用し、まちの脳わい創出を推進します
- ・地域の豊かな自然や貴重な歴史・文化的資源を保全・活用し、地域の魅力を活かしたまちづくりを推進します

(3) 地域づくりの方針

都市防災の方針

地域防災力の向上

- ・宿毛市役所については、警察署、海上保安署、土木事務所等と併せた一体的な高台移転を図り、防災拠点としての整備を推進します。
- ・消防庁舎及び防災センターは、防災拠点として適正な維持・管理を行います。
- ・避難所に指定されている施設等について、耐震性や老朽化等に課題があるものは計画的な更新等を図ります。
- ・山北地区など災害発生時に孤立が懸念される集落等については、道路法面の防災対策、道路施設や橋梁等の老朽化対策など、個別の計画に基づく市道の整備を計画的に推進します。
- ・市街地からの避難経路となる（都）中央線については無電柱化を推進し、避難経路の安全性を確保します。



高台整備による新たな拠点

風水害対策

- ・松田川や篠川等については、近年多発している局地的な豪雨災害等に対応するため、関係機関と連携し、治水に努めるとともに、日常生活に潤いを与えてくれる大切な自然環境として保全・活用を図ります。
- ・土砂災害危険箇所等及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、必要な対策事業の実施を検討します。
- ・浸水被害を防止するため、バイパス管や導水渠を設置するなど、雨水排水幹線管渠の浸水

対策を図ります。

- ・与市明川及び錦川の河川改修に併せて排水ポンプを設置し、錦地区及び新田地区の内水対策に努めます。

火災、地震・津波対策

- ・住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発生時に倒壊するおそれのある空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、適切な対策を推進します。
- ・南海トラフ地震等の津波災害から市民の生命、安全を確保するため、避難タワーの設置や津波避難ビルの指定を進めるなど、円滑な津波避難対策を推進します。
- ・津波浸水想定区域の大部分においては、地震発生後の地盤沈降による長期浸水が想定されているため、海岸（港湾）と河川堤防の一体的な整備を促進するとともに、排水機場の耐震・耐水化など、止水・排水対策を推進します。
- ・既成市街地における木造住宅が密集するエリアについては、災害時の安全性を確保するため、避難路の整備及び無電柱化等を検討します。
- ・準防火地域については、引き続き指定を継続し、建物の不燃化に努めます。
- ・耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。
- ・消防詰所の適正な維持管理を図るとともに、老朽化が進行している施設については今後の動向などを踏まえながら適宜更新等を実施します。

防災意識の醸成

- ・地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図ります。
- ・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行い、地域防災力の向上に努めます。

土地利用の方針

商業系市街地

- ・宿毛駅から東宿毛駅周辺を中心市街地とし、商業機能をはじめ、社会・文化、レクリエーション機能等の幅広い施設を誘導し、都市機能の集約を図ります。
- ・中心市街地の周辺や（都）桜町藻津線、（都）上町片島線、（一）片島港線等の沿道地区周辺については、まちの利便性や魅力を兼ね備えた周辺市街地として、商業系施設や沿道サービス施設等の立地の誘導を図ります。

住宅系市街地

- ・幸町地区周辺は、一般住宅地として周辺の田園環境との調和を図りつつ、商業系施設の立地を許容するなど、多様なニーズに対応した魅力ある住環境の形成を図ります。
- ・与市明地区、貝塚地区、四季の丘地区等は、戸建て住宅を中心とし、周辺環境と調和した専用住宅地として、快適な居住環境の形成を図ります。

保全地

- ・松田川及び篠川沿いに広がる農地等については、農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。
- ・篠山や白皇山等の樹林地については、集落及び市街地等の環境を保持する重要な資源として保全を図るとともに、レクリエーションの場としても活用を図ります。
- ・庁舎等の移転が計画されている高台周辺については、周辺の環境と調和した新たな拠点として整備を推進するとともに、無秩序な開発の進行や用途混在による環境の悪化等を防ぐため、必要に応じて用途地域の指定等の土地利用規制の導入等を検討します。

都市施設等の方針

主要幹線道路等

- ・広域的な連携・相互補完を担う広域幹線道路である四国横断自動車道の整備を引き続き促進します。
- ・宿毛和田 IC については、円滑な交通の確保及び地域防災力の向上、本市と他地域との連携を担う重要なインターチェンジとして、今後も適切な維持管理を促進します。
- ・国道 56 号、国道 321 号、(主)宿毛津島線、(主)宿毛城辺線、(一)片島港線については緊急輸送道路として、関係団体等と連携し、適切な整備・維持管理を促進します。
- ・市街地の骨格を形成する幹線道路である都市計画道路については、流入出交通の円滑化を図るため整備を推進します。なお、長期未着手となっている(都)三浦線、(都)中央線、(都)上町片島線、(都)桜町沖須賀線、(都)萩原沖須賀線、(都)宿毛宇和島線については、必要性について十分考慮したうえで、適宜見直しを検討します。
- ・市街地から(主)宿毛城辺線へのアクセス性向上を図るため、(市)新田 1 号線(廻角橋)の整備を推進します。
- ・庁舎等の移転先である高台へ緊急時に利用できる緊急輸送進入路の整備を検討します。

自転車・歩行者空間

- ・居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進するため、歩行者・自転車空間の充実を図るとともに、市民に対して施設跡地等を活用した公共空間の提供を検討するなど、滞在環境の向上を図ります。
- ・都市計画道路の整備に併せて歩道の設置を進め、安全で快適な道路環境の確保を図ります。
- ・日常生活や観光における自転車利用を支えるため、安全な自転車の通行空間を確保するとともに、点在する本市の資源をつなぎ、地域の魅力を味わい周遊を促すサイクリングコースをネットワーク化し、包括的な活用を目指します。
- ・まちのえき林邸をサイクルオアシスとして位置づけ、広域及び中心市街地双方のネットワークの中心として、サイクリングコースの発着点等に求められる機能を整備します。
- ・サイクルオアシスとなるまちのえき林邸から、ターミナル駅である宿毛駅や愛媛県境までのルートや道の駅すくもサニーサイドパーク等に繋ぐ道をサイクリングコースとして選定することを検討します。

公共交通機関

- ・広域交通ネットワークである鉄道、路線バスと地域内交通を担うコミュニティバスを宿毛駅において接続させるとともに、各種情報やサービスの連携を検討します。
- ・宿毛駅については、鉄道やバス、タクシー等に安全に乗り継ぎができ、待ち時間を快適に過ごせるとともに、必要な情報が整備された乗り換え拠点としての整備を推進します。
- ・鉄道及び路線バスについては、公共交通網を維持するため必要に応じて運行に対する支援を実施します。
- ・コミュニティバスについては、中心部と郊外をつなぐ地域に必要な交通手段として今後も維持・確保に努めます。

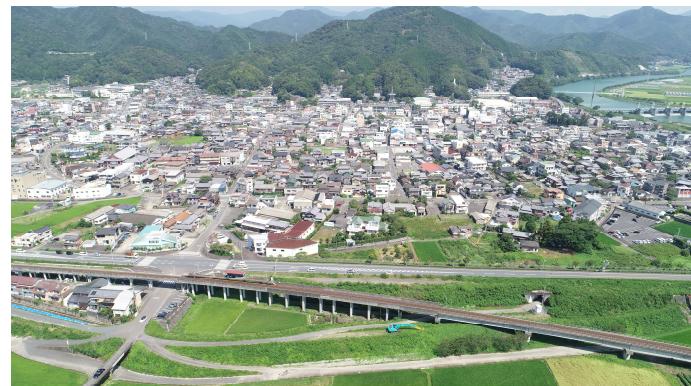
その他の施設

- ・宿毛文教センターを中心とする文化・コミュニティエリアにおいて、市民の文化意識の高揚や生涯学習活動の推進を図るため、(仮称)奥谷美術館等の施設整備について検討します。
- ・江戸時代、野中兼山との逸話を持つ河戸堰については、浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、観光資源として活用するダムツーリズムの視点も含め、関係団体等と連携しながら適切な維持管理を促進します。
- ・宿毛小学校及び宿毛中学校については、児童・生徒が安全安心に過ごせる学校教育の場の形成を目指すため、民間活力を活用した新校舎等の整備を推進します。
- ・宿毛高校については、幡多郡唯一の総合学科である高等学校として、今後も維持を促進します。
- ・平成6年3月に道の駅に指定された道の駅すぐもサニーサイドパークについては、地域の観光・交流拠点として適切な維持管理を図るほか、海辺のロケーションを活かした公園としての機能を強化します。
- ・宿毛ポンプ場は、ストックマネジメントに基づき、老朽化に伴う修繕・改修を図ります。
- ・大浦漁港は、施設・設備等の長寿命化・更新等を推進し、漁業経営基盤の強化に努めます。
- ・用途が廃止されたなど、本来の役割を終えた公共施設については、建物の利活用や除却、跡地活用など、地域の状況に合わせた使い方について検討します。

市街地・居住地整備の方針

コンパクトな市街地の形成

- ・宿毛駅から東宿毛駅周辺については、宿毛市の中心拠点として、商業・業務機能等の都市機能が集積し、鉄道やバス等の交通結節機能を活かしたアクセス利便性が高く、まちの活力や賑わいの創出を図るエリアとして位置づけます。
- ・庁舎等の移転が計画されている高台周辺については、中心拠点や各地域とのネットワーク化により、機能分担や相互の連携強



既成市街地

化を推進するとともに、今後の社会情勢等の動向を踏まえ、必要に応じて各種機能の充実・拡大等を検討します。

- ・空き店舗や施設跡地等を含めた低未利用地等については、地域住民や関係団体等と連携し、賑わい創出事業や各種イベントの実施を検討するとともに、民間活力を活用した効率的な管理運営や地域に求められる都市機能の誘導等を図るなど、まちなかの賑わい創出を推進します。
- ・土地区画整理事業により整備された良好な都市基盤施設を活用し、住宅等の適切な誘導によるまちなか居住及び都市機能の集積を推進します。

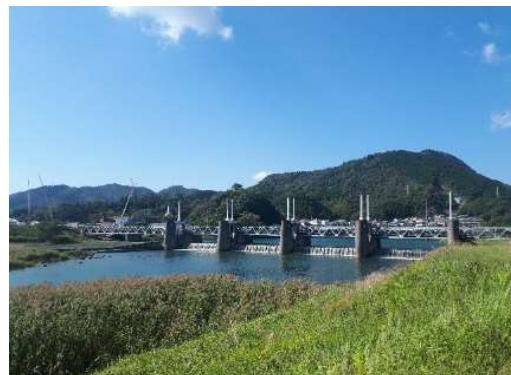
良質な住宅・宅地の供給

- ・市営住宅については、必要に応じた更新・改修を図るとともにバリアフリー化を推進し、質の高い住宅ストックの形成に努めます。
- ・今後も増加が懸念される空き家等については、空き家バンク等を活用するなど、移住・定住施策とも連携した利活用を推進します。
- ・人に優しい都市環境の構築を図るため、公共施設等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、民間住宅のバリアフリー改修等の支援制度の充実を検討します。

自然的環境保全の方針

優れた自然環境の保全

- ・松田川や桜並木、篠川等が創り出す良好な自然環境は、都市環境に潤いを与える身近な自然として保全を図るとともに、散策やサイクリング等の場として活用を推進します。
- ・松田川については、野鳥の生息地として自然的価値が高いため、関係団体と連携した河川環境の整備と保全を促進します。
- ・高台及び四国横断自動車道の整備など、まちの発展に伴う開発動向に配慮し、周辺環境との調和を図りながら、豊かな自然環境の保全活用を検討します。
- ・社寺林等の緑地は、日常生活に潤いを与える貴重な場として保全を図ります。



松田川と河戸堰

主要公園の整備

- ・春長街区公園、西谷街区公園、三浦街区公園、本町街区公園等の身近な公園については、今後も適切な維持管理を推進し、地域の実情に応じつつ人口動向や配置バランス等を勘案しながら適正に配置します。
- ・宿毛小学校グラウンド横に整備する歴史公園（仮称）には、「岩村礫水旧居の碑」、「野中兼山遺族幽閉地碑」移設をはじめ、関係者により岩村通俊、林有造、岩村高俊の3兄弟像を設置する計画も進められており、広く宿毛の歴史を実感できる公園整備に努めます。
- ・宿毛市街地を一望できる荒瀬山森林公园については、今後も関係機関と協力しながら市民の憩いの場となるよう整備に努めます。
- ・小野梓記念公園等その他の公園については、安全性を最優先させながら、適切な維持・更

新を図ります。

- ・新たな公園の整備にあたっては、計画段階から市民参加を進め、子どもや高齢者等の視点を踏まえるなど地域のニーズを反映した公園づくりを図るとともに、必要に応じて都市計画公園の適正な見直しを検討します。

歴史・文化的資源の保全・景観形成の方針

- ・「四国のみち」については、遍路道として四国霊場や各地に点在する身近な歴史に親しむことができる長距離自然歩道であるため、良好な歴史・文化的な景観として適切な保全を促進します。
- ・松田川河口に広がる、江戸期に山内可氏が初代領主として宿毛へ配されてから本格的に整備された町割り、三代領主山内節氏の時代に松田川の水害対策に築造された宿毛総曲輪等については後世に残すべき歴史・文化的資源として、適切な保全・継承を推進します。
- ・国指定文化財である宿毛貝塚や県指定文化財である宿毛の経塔、市指定文化財である押ノ川の一里塚など、市街地に点在する史跡等については、今後も適切な保全・活用を図り、歴史を生かしたまちづくりを推進します。
- ・まちのえき林邸については、新たな歴史観光施設及び市民の交流拠点施設として、今後も適切な維持管理を図ります。



まちのえき林邸

コラム

現代に引き継がれる宿毛の志

早稲田大学建学の母、小野梓は自らを「東洋」と号しました。これは彼の師、酒井南嶺の「日本人」に触発されたのでしょう。藩が国家の意味合いをもった江戸時代の土佐藩宿毛領で、このような開明的な教育者がいたことが、明治維新以降に多くの人材を輩出した一因になっています。梓や竹内綱、大江卓、林有造などの教え子が日本に限らず世界へ進出し、宿毛にはグローバルな発想をもつ地域性が育まれました。そして次世代、綱五男の吉田茂も外交官時代に培った国際感覚を地力にして戦後復興の舵を取り、林譲治はその強力なリーダーシップをしっかりと下支えしました。きっと今後も、宿毛の人びとの躍動は続くことでしょう。



衆議院の吉田茂総理大臣・林譲治議長

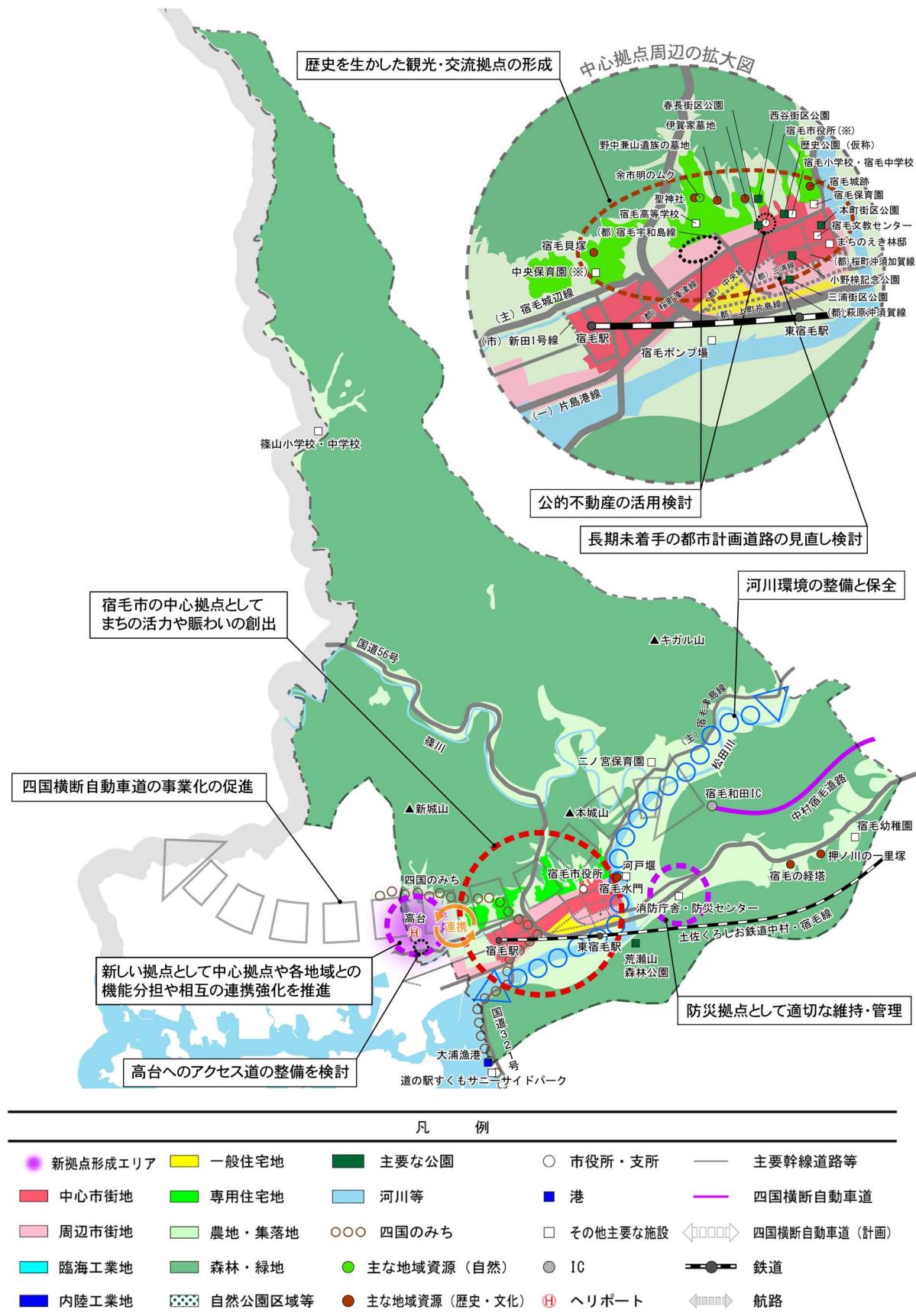


吉田茂帰郷



早稲田大学建学の母
小野梓

(4) 地域づくりの方針図



4 – 3 西部地域

(1) 地域の特性とまちづくりの課題

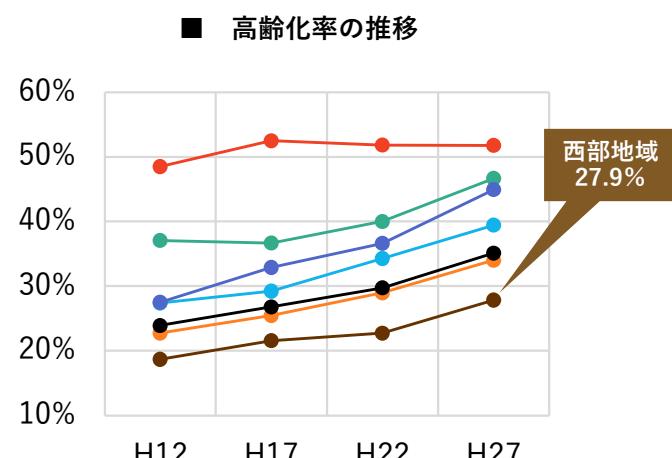
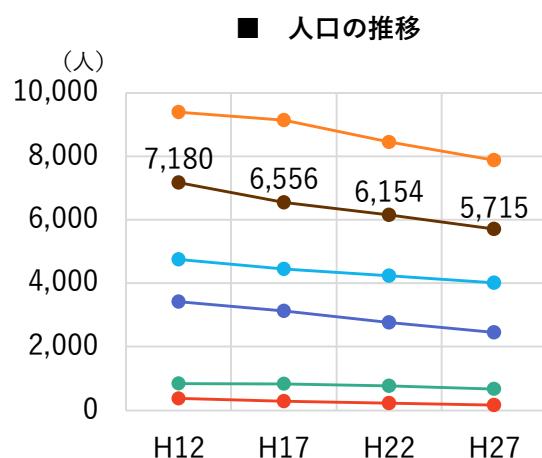
地域の概要

- ・西部地域は、咸陽小学校区・大島小学校区から構成されています。
- ・愛媛県との県境に位置し、片島や大島、咸陽島、桐島や大藤島等の島しょエリアを含むほか、片島からは沖の島・鵜来島への定期船が出ています。
- ・水深が深いことなど港湾としての自然条件に恵まれた重要港湾宿毛湾港があります。
- ・大型港湾施設を備えた企業用地として、4万tクラスの大型船舶着岸にも対応可能な岸壁が整備された宿毛湾港工業流通団地があります。
- ・地域の北部は、市内最大規模の樹園地が広がっており、文旦や直七等の柑橘類の生産が行われています。
- ・咸陽島とだるま夕日等の美しい景観を見ることができるとともに、一部戦争遺構も残っています。



人口・高齢化率

- ・西部地域の人口は、平成27年は5,715人となっており、平成12年(7,180人)と比較すると1,465人減少(▲20.4%)しています。
- ・高齢化率は増加傾向にあり、平成27年は27.9%となっています。

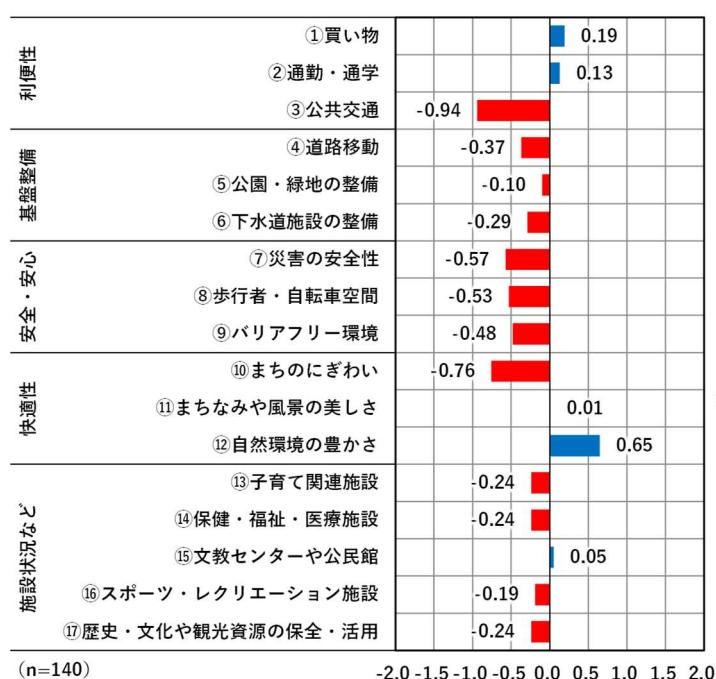


—●— 中央地域 —●— 東部地域 —●— 西部地域 —●— 小筑紫地域 —●— 橋上地域 —●— 沖の島地域 —●— 宿毛市

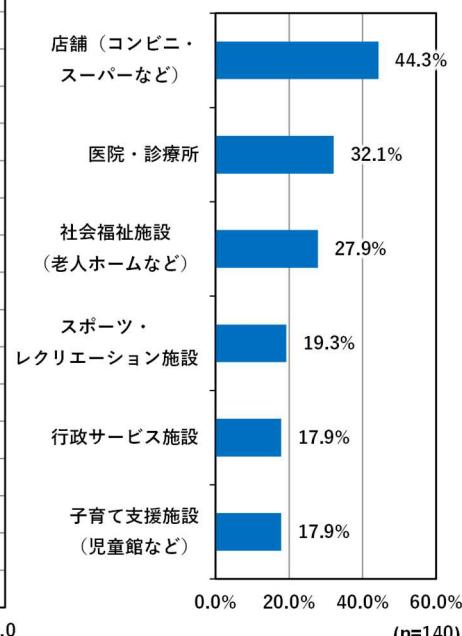
市民意向調査結果

- ・生活環境の満足度について尋ねると、「自然環境の豊かさ」や「買い物」は満足度が高くなっています。一方、「公共交通」や「まちのにぎわい」、「災害の安全性」は満足度が低くなっています。
- ・地域に必要な施設は「店舗（コンビニ・スーパーなど）」が最も多く、次いで「医療・診療所」、「社会福祉施設（老人ホームなど）」となっています。

■ 生活環境の満足度



■ 必要な施設（上位 5 項目）



地域づくり懇談会開催結果

- ・地域づくり懇談会による主な意見は以下のとおりになります。

◆ 地域の魅力・今後も残していきたい資源

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| ・新港、すくも 84 ターミナル | ・咸陽島公園、大島桜公園（桜・サイクリングロード）、西町公園、海風公園 |
| ・沖の島への航路 | ・戦災遺構が残っている など |
| ・咸陽島とだるま夕日の景色 | |

◆ 地域の課題

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・災害時の避難路や避難施設の強化 | ・四国横断自動車道との接続性の確保 |
| ・新港の稼働率が良くない | ・暗くて危ない通学路がある |
| ・空き家が多く、密集している | など |

◆ 地域づくりの目標・テーマ

- | |
|------------------------|
| ・うみ・ひと・歴史・未来につながるみなとまち |
| ・沖の島と連携してつくるリゾートプラン |
| ・子ども達の未来にあかるい地域 |

(2) 地域づくりの目標

- ・西部地域の地域づくりの目標を以下のとおり設定します。

地域づくりの目標

海・山・島に囲まれた 未来につながる みなとまち

- ・四国横断自動車道の整備に伴う広域交通の利便性向上を活かした企業誘致を図るなど、宿毛湾港周辺を核とした地域活力の向上を推進します
- ・自然豊かな環境と調和を図りつつ、中心部とのアクセス性を確保し、快適で利便性が高い居住地環境の形成を推進します
- ・全国を代表する柑橘類の生産地として、西部丘陵地に広がる樹園地を保全します
- ・咸陽島やだるま夕日など、宿毛市を代表する眺望を保全・活用し、地域の魅力向上を図ります

(3) 地域づくりの方針

都市防災の方針

地域防災力の向上

- ・新たな防災拠点となる高台周辺と西部地域との連携を図るため、アクセス道路の整備を検討します。
- ・新港については、災害発生時の救助物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、適正な維持・管理を行います。
- ・避難所に指定されている施設等について、耐震性や老朽化等に課題があるものは計画的な更新等を図ります。
- ・西地区防災コミュニティセンターについては、災害対策活動の拠点及び避難所としても機能する施設であるため、今後も適切な維持管理を図ります。
- ・災害発生時に孤立が懸念される集落等については、道路法面の防災対策、道路施設や橋梁等の老朽化対策など、個別の計画に基づく市道の整備を計画的に推進します。



高台周辺から南部を望む

風水害対策

- ・海岸保全施設については、堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設整備を促進します。
- ・土砂災害危険箇所及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、必要な対策事業の実施を検討します。

火災、地震・津波対策

- ・耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。
- ・消防詰所の適正な維持管理を図るとともに、老朽化が進行している施設については今後の動向などを踏まえながら適宜更新等を実施します。

- ・住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発生時に倒壊するおそれのある空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、適切な対策を推進します。
- ・南海トラフ地震等の津波災害から市民の生命、安全を確保するため、津波避難ビルの指定を進めるなど、円滑な津波避難対策を推進します。
- ・津波浸水想定区域の大部分においては、地震発生後の地盤沈降による長期浸水が想定されているため、海岸（港湾）と河川堤防の一体的な整備を促進するとともに、排水機場の耐震・耐水化など、止水・排水対策を推進します。
- ・大規模な地震が発生した直後における避難者及び緊急物資の海上輸送を確保するため、「宿毛湾港港湾計画」に基づき、耐震強化岸壁の整備等を促進します。
- ・新港の防波堤については、津波の被害を受けた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる構造の整備を促進します。

防災意識の醸成

- ・地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行い、地域防災力の向上に努めます。

土地利用の方針

商業系市街地

- ・高砂地区周辺及び（一）片島港線等の沿道地区については、まちの利便性や魅力を兼ね備えた周辺市街地として、商業系施設や沿道サービス施設等の立地の誘導を図ります。

工業系市街地

- ・宿毛湾周辺及び宿毛港湾工業流通団地周辺については、産業拠点として四国横断自動車道や新規 IC の整備により向上する広域交通の利便性を活かした産業集積や新たな企業の誘致を図るとともに、海上交通と陸上交通の結節点という特性を活かした臨海工業地として、雇用の創出と産業振興を図ります。

住宅系市街地

- ・片島地区周辺は、一般住宅地として商業系施設の立地を許容するなど、多様なニーズに対応した魅力ある住環境の形成を図ります。
- ・自由ヶ丘地区、西町地区、港南台地区は、戸建て住宅を中心とし、周辺環境と調和した専用住宅地として、快適な居住環境の形成を図ります。

保全地

- ・新城山等の樹林地については、集落及び市街地等の環境を保持する重要な資源として保全を図ります。

- ・宇須々木地区周辺の広大な樹園地等については、農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。
- ・庁舎等の移転が計画されている高台周辺や四国横断自動車道及び新港との連携を強化する新規 IC 周辺における開発エリアについては、周辺の



樹園地

環境と調和した整備を推進するとともに、無秩序な開発の進行や用途混在による環境の悪化等を防ぐため、必要に応じて用途地域の指定等の土地利用規制の導入等を検討します。

都市施設等の方針

主要幹線道路等

- ・広域的な連携・相互補完を担う広域幹線道路である四国横断自動車道及び新規 IC の整備を引き続き促進します。
- ・(主)宿毛城辺線、(一)片島港線については、緊急輸送道路として関係団体等と連携し、適切な整備・維持管理を促進します。
- ・市街地の骨格を形成する幹線道路である都市計画道路については、流入交通の円滑化を図るため整備を推進します。なお、長期未着手となっている(都)中田塩浜線、(都)片島線の一部区間については、必要性について十分考慮したうえで、適宜見直しを検討します。
- ・(市)藻津4号線については、藻津漁港から(主)宿毛城辺線へのアクセス道路として整備を推進します。
- ・老朽化が進行している(市)大島北線(大島橋)については、更新を図ります。
- ・庁舎等の移転先である高台へ緊急時に利用できる緊急輸送進入路の整備を検討します。

自転車・歩行者空間

- ・居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進するため、歩行者・自転車空間の充実を図るとともに、市民に対して施設跡地等を活用した公共空間の提供を検討するなど、滞在環境の向上を図ります。
- ・都市計画道路の整備に併せて歩道等の設置を進め、安全で快適な道路環境の確保を図ります。
- ・大島桜公園頂上から国民宿舎椰子の湯周辺の市道大島中央線へ接続するオフロードのサイクリングロードについては、自然体験型観光として適切な維持管理を行い、観光入込客数の増加及び市内滞在時間の延長を目指します。
- ・宿毛湾港や新港周辺では大型車両等の通行が多いため、通過交通の混入を防ぐ観点から四国横断自動車道や新規 IC の整備を促進するとともに、交通安全施設等の導入により安全で快適な道路環境の整備を促進します。

公共交通機関

- ・路線バスについては、公共交通網を維持するため、必要に応じて運行に対する支援を行います。
- ・コミュニティバスについては、中心部と郊外をつなぐ地域に必要な交通手段として今後も維持・確保に努めます。
- ・片島港から沖の島・鵜来島を結ぶ市営定期船については、沖の島・鵜来島と本土を結ぶ重要な航路であるため、今後も維持・確保を図るとともに、効率的な運営に努めます。

その他の施設

- ・宿毛湾港については、大型公共岸壁を備え、近隣には四万十川、足摺岬などの観光資源を多く有しているため、クルーズ客船の四国西南地域の寄港地としての活用や宿毛湾港工業流通団地への企業誘致に取り組みます。
- ・宿毛湾港における交流人口の拡大及び港湾機能の充実を図るため、多目的交流拠点施設 すくも 84 マリンターミナルを活用し、活気と賑わいのあるまちづくりを推進します。
- ・新港内の公園・緑地等については、市民のレクリエーション活動の場としての観点も含めた活用を促進します。
- ・藻津漁港、宇須々木漁港、池島漁港等については、施設・設備等の長寿命化・更新等を推進し、漁業経営基盤の強化に努めます。
- ・宿毛クリーンセンターや高砂ポンプ場、宿毛排水機場については、ストックマネジメントに基づき、老朽化に伴う修繕・改修を図ります。
- ・用途が廃止されたなど、本来の役割を終えた公共施設については、建物の利活用や除却、跡地活用など、地域の状況に合わせた使い方について検討します。



すくも 84 マリンターミナル

市街地・居住地整備の方針

コンパクトな市街地の形成

- ・庁舎等の移転が計画されている高台周辺については、各地域とのネットワーク化を推進し、機能分担や相互の連携強化に配慮しながら都市施設等の整備を図ります。
- ・宿毛湾港工業流通団地については四国横断自動車道に係る新規 IC の整備が計画されているため、宿毛港湾との連携による広域交通の利便性を活かし、工場等の企業誘致を推進します。

良質な住宅・宅地の供給

- ・市営住宅については、必要に応じた更新・改修を図るとともに、バリアフリー化を推進し、質の高い住宅ストックの形成を図ります。
- ・宿毛市営地域振興住宅については、I ターン、U ターンの希望者や宿毛市へ進出しようとする企業の従業員の住居としても活用を図ります。

- ・今後も増加が懸念される空き家等については、空き家バンク等を活用するなど、移住・定住施策とも連携した利活用を推進します。
- ・人に優しい都市環境の構築を図るため、公共施設等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、民間住宅のバリアフリー改修等の支援制度の充実を検討します。

自然的環境保全の方針

優れた自然環境の保全

- ・宿毛湾岸の海岸線はリアス式海岸で、湾内には大島、咸陽島、池島等の島々が浮かび複雑で変化に富んだ海岸景観を有しており、大島及び咸陽島ではウバメガシ、トベラの群生を見ることができ、多種の野鳥も観察できます。このような高知県立自然公園に指定されている区域については、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- ・高台及び四国横断自動車道の整備など、まちの発展に伴う開発動向に配慮し、周辺環境との調和を図りながら、豊かな自然環境の保全活用を検討します。
- ・社寺林等の緑地は、日常生活に潤いを与える貴重な場として保全を図ります。

主要公園の整備

- ・宿毛運動公園については、適正な維持管理を図るとともに、予防保全の視点に立ち、長寿命化・更新を推進します。
- ・西町公園及び西町街区公園等の身近な公園については、今後も適切な維持管理を推進し、地域の実情に応じつつ人口動向や配置バランス等を勘案しながら適正に配置します。
- ・咸陽島公園については周辺施設と併せて活用し、滞在型観光の拠点としての機能充実に努めます。
- ・その他の公園については、安全性を最優先させながら、適切な維持・更新を図ります。
- ・新たな公園の整備にあたっては、計画段階から市民参加を進め、子どもや高齢者等の視点を踏まえるなど地域のニーズを反映した公園づくりを図るとともに、必要に応じて都市計画公園の適正な見直しを検討します。

歴史・文化的資源の保全・景観形成の方針

- ・咸陽島やだるま夕日、宿毛湾港等の風景は、宿毛市を代表する景観として、その視点場の保全を図ります。
- ・松尾峠を含めた「四国のみち」については、遍路道として四国霊場や各地に点在する身近な歴史に親しむことができる長距離自然歩道であるため、良好な歴史・文化的な景観として適切な保全を促進します。
- ・宇須々木地区に残り、第八特攻戦隊司令部でもあった旧海軍基地については、太平洋戦争における貴重な戦争遺構として、平和学習等への活用を検討します。



宿毛湾港（片島岸壁）

(4) 地域づくりの方針図



凡 例

新拠点形成エリア	一般住宅地	主要な公園	市役所・支所	主要幹線道路等
中心市街地	専用住宅地	河川等	港	四国横断自動車道
周辺市街地	農地・集落地	○○○ 四国のみち	その他主要な施設	四国横断自動車道（計画）
臨海工業地	森林・緑地	● 主な地域資源（自然）	IC	鉄道
内陸工業地	□□□ 自然公園区域等	● 主な地域資源（歴史・文化）	◎ ヘリポート	航路

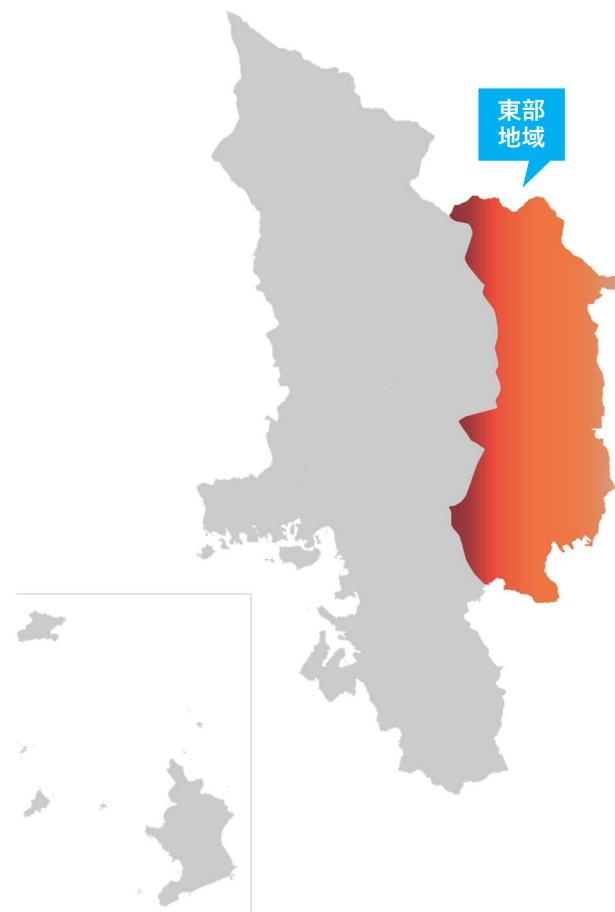
※咸陽保育園は高台に移転予定

4-4 東部地域

(1) 地域の特性とまちづくりの課題

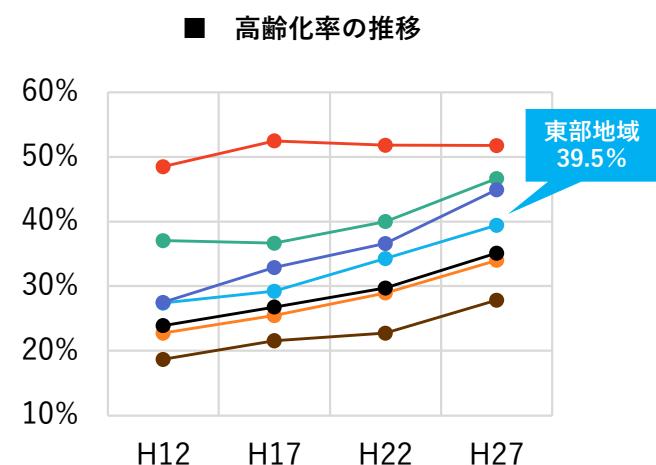
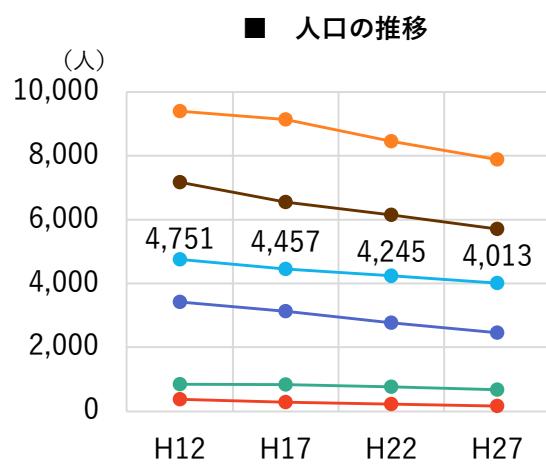
地域の概要

- 東部地域は、山奈小学校区・平田小学校区から構成されています。
- 地域を鉄道が横断するほか国道 56 号中村宿毛道路（四万十 IC～宿毛和田 IC 区間）が令和 2 年度より全面開通されています。
- 白皇山から中筋平野を東流し、四万十川と合流する 1 級河川である中筋川や、その支流である山田川等が流れています。
- 各種スポーツのほか、多くの大会やスポーツ合宿の場としても活用されている宿毛市総合運動公園があります。
- 幡多圈域における医療の中核となる病院である幡多けんみん病院が立地しています。
- 地域の北部に横瀬川ダム、南部に中筋川ダムが整備されています。
- 平田町戸内地区に県西南地域の中核となる高知西南中核工業団地が整備されています。
- 四国遍路三十九番札所である延光寺のほか、国・県の文化財に指定されている泊り屋が 4 件あります。



人口・高齢化率

- 東部地域の人口は、平成 27 年は 4,013 人となっており、減少傾向にあります。
- 高齢化率は増加傾向にあり、平成 27 年は 39.5% となっています。

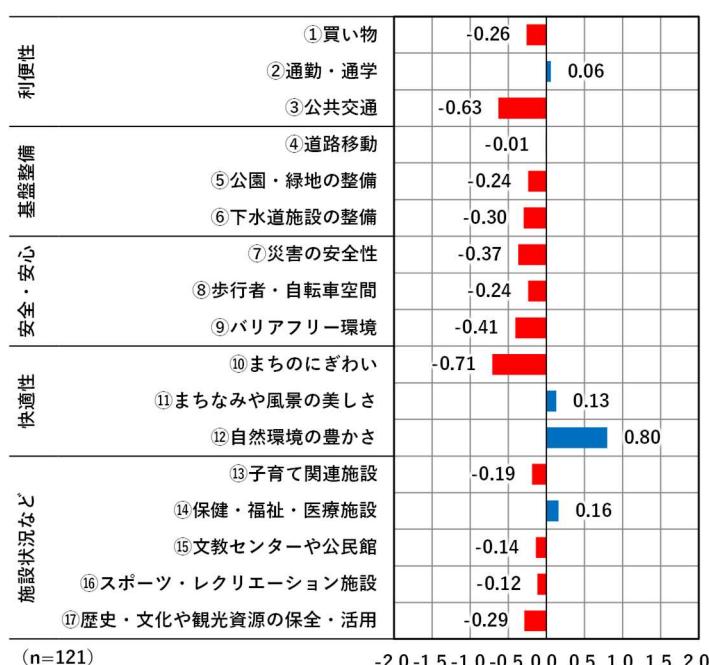


—○— 中央地域 —●— 東部地域 —●— 西部地域 —●— 小筑紫地域 —●— 橋上地域 —●— 沖の島地域 —●— 宿毛市

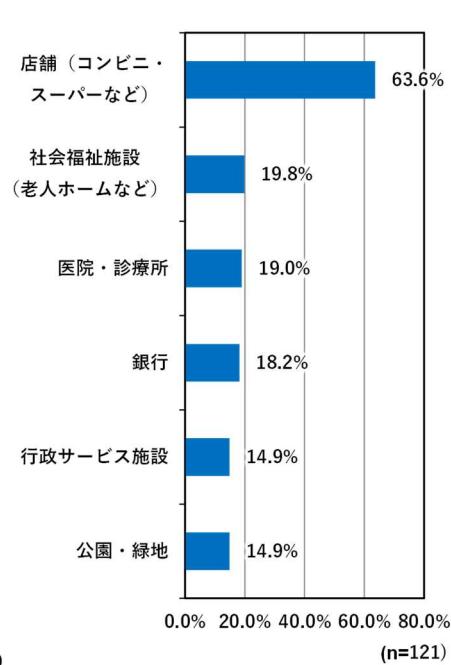
市民意向調査結果

- 生活環境の満足度について尋ねると、「自然環境の豊かさ」や「保健・福祉・医療施設」は満足度が高くなっています。一方、「まちのにぎわい」や「公共交通」をはじめ多くの項目で満足度が低くなっています。
- 地域に必要な施設は「店舗（コンビニ・スーパーなど）」が最も多く、次いで「社会福祉施設（老人ホームなど）」、「医療・診療所」となっています。

■ 生活環境の満足度



■ 必要な施設（上位 5 項目）



地域づくり懇談会開催結果

- 地域づくり懇談会による主な意見は以下のとおりになります。

◆ 地域の魅力・今後も残していきたい資源

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・工業団地やバイオマス発電所 | ・螢を見ることができる黒川地区 |
| ・幡多けんみん病院、宿毛市総合運動公園 | ・泊り屋、延光寺、藤林寺などの多くの歴史 |
| ・日本初のクライミングができる横瀬川ダム | 資源 など |

◆ 地域の課題

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・災害時の避難所の見直しを行うべき | ・ダム以外の治水 |
| ・道路が狭く緊急車両が通れない場所がある | ・小中学生の集まる場所がない |
| ・買い物に不便 | など |

◆ 地域づくりの目標・テーマ

- | |
|---------------------|
| ・地域の魅力を活かしたまちづくり |
| ・若者が働きやすい医療・防災に強いまち |

(2) 地域づくりの目標

- ・東部地域の地域づくりの目標を以下のとおり設定します。

地域づくりの目標

防災と医療が連携し 働きやすく 地域の魅力があふれるまち

- ・ 災害医療拠点である宿毛市総合運動公園や幡多けんみん病院が立地する特性を活かし、防災と医療が連携した災害に強いまちづくりを推進します
- ・ 四国横断自動車道の整備に伴い向上する広域交通の利便性を活かし、高知西南中核工業団地の更なる充実を図ります
- ・ 中筋川ダムや横瀬川ダムなど、治水のためだけではなく、観光資源として活用するダムツーリズムの視点を含めた検討を行います
- ・ 中筋川流域の豊かな自然の恵みや桜並木、螢の里等を保全するとともに、泊り屋や延光寺など、地域に数多く残る歴史・文化的資源を活用し、地域の魅力があふれるまちづくりを推進します

(3) 地域づくりの方針

都市防災の方針

地域防災力の向上

- ・ 幡多圏域の広域的な総合防災拠点及び災害医療拠点（広域医療搬送拠点）である宿毛市総合運動公園については、予防保全の視点を含めた適切な維持管理を図ります。
- ・ 災害医療拠点（災害拠点病院）である幡多けんみん病院については、宿毛市総合運動公園や他の病院・診療所等との連携を促進します。
- ・ 避難所に指定されている施設等について、耐震性や老朽化等に課題があるものは計画的な更新等を図ります。
- ・ 災害発生時に孤立が懸念される集落等については、道路法面の防災対策、道路施設や橋梁等の老朽化対策など、個別の計画に基づく市道の整備を計画的に推進します。



宿毛市総合運動公園



幡多けんみん病院

風水害対策

- ・中筋川や山田川等の河川については、国や県等の関係機関と連携し、治水と環境のバランスに配慮した治水対策を促進します。
- ・土砂災害危険箇所及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、必要な対策事業の実施を検討します。

火災、地震・津波対策

- ・住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発生時に倒壊するおそれのある空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、適切な対策を推進します。
- ・耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。
- ・消防詰所の適正な維持管理を図るとともに、老朽化が進行している施設については今後の動向などを踏まえながら適宜更新等を実施します。

防災意識の醸成

- ・地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図ります。
- ・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行い、地域防災力の向上に努めます。

土地利用の方針

商業系市街地

- ・国道 56 号及び（都）平田 2 号線の沿道地区については、まちの利便性や魅力を兼ね備えた周辺市街地として、商業系施設や沿道サービス施設等の立地の誘導を図ります。

工業系市街地

- ・高知西南中核工業団地周辺については、産業拠点として広域交通の利便性を活かした産業集積や新たな企業の誘致を図るとともに、製造業及び物流センターが立地する内陸工業地として、既存工場等の操業環境の保全等を図ります。



高知西南中核工業団地

住宅系市街地

- ・戸内地区や黒川地区、山田地区周辺は一般住宅地として、商業系施設の立地を許容するなど、多様なニーズに対応した魅力ある住環境の形成を図ります。
- ・東平地区は、戸建て住宅を中心とし、周辺環境と調和した専用住宅地として、快適な居住環境の形成を図ります。

保全地

- ・中筋川や山田川等の河川沿いに広がる農地等については、農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。
- ・北部の鍋が森や南部の白皇山、貝ヶ森、医法山等の樹林地については、集落及び市街地等の環境を保持する重要な資源として保全を図ります。

都市施設等の方針

主要幹線道路等

- ・広域的な連携・相互補完を担う広域幹線道路である四国横断自動車道及び平田 IC については、新規整備区間への接続等を踏まえた適切な維持管理を促進します。
- ・国道 56 号、(主) 土佐清水宿毛線、(一) 橋上平田線については緊急輸送道路として、関係団体等と連携し、適切な整備・維持管理を促進します。
- ・市街地の骨格を形成する幹線道路である都市計画道路については、流入出交通の円滑化を図るため、必要性を勘案した上で適切な維持管理を推進します。

自転車・歩行者空間

- ・居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進するため、歩行者・自転車空間の充実を図るとともに、市民に対して施設跡地等を活用した公共空間の提供を検討するなど、滞在環境の向上を図ります。
- ・日常生活や観光における自転車利用を支えるため、安全な自転車の通行空間を確保するとともに、点在する本市の資源をつなぎ、地域の魅力を味わい周遊を促すサイクリングコースをネットワーク化し、包括的な活用を目指します。
- ・宿毛市総合運動公園内にマウンテンバイクコースを整備し、自転車活用の推進を図ります。

公共交通機関

- ・鉄道や路線バスについては、公共交通網を維持するため必要に応じて運行に対する支援を実施します。

その他の施設

- ・東部支所については、行政サービス機能を有する地域の拠点施設として、老朽化等の対策を行い、適切な維持管理を図ります。
- ・中筋川ダム及び横瀬川ダムについては、浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、観光資源として活用するダムツーリズムの視点も含め、関係団体等と連携しながら適切な維持管理を促進します。特に、横瀬川ダムにおいては日本初となるダム壁面を活用したクライミング施設を活用するなど、観光客が長期滞在できるような観光メニューの更なる充実等を図ります。
- ・市内唯一の斎場である宿毛市斎場は、計画的な改修等を実施し、適切な維持管理を図ります。
- ・幡多圏域における唯一の工業高校である宿毛工業高等学校や幡多けんみん病院に隣接する幡多看護専門学校については、地域特有の教育機関として、今後も機能の維持・確保を促

進します。

- ・用途が廃止されたなど、本来の役割を終えた公共施設については、建物の利活用や除却、跡地活用など、地域の状況に合わせた使い方について検討します。



横瀬川ダム



横瀬川ダム（クライミングの様子）

市街地・居住地整備の方針

コンパクトな市街地の形成

- ・東部支所周辺は地域の生活拠点として、必要となる都市機能の充実や居住の誘導を推進します。
- ・高知西南中核工業団地については、四国横断自動車道の整備に伴い向上する広域交通の利便性を活かし、操業環境の更なる充実及び工場等の企業誘致を推進します。

良質な住宅・宅地の供給

- ・市営住宅については、必要に応じた更新・改修を図るとともに、バリアフリー化を推進し、質の高い住宅ストックの形成を図ります。
- ・今後も増加が懸念される空き家等については、空き家バンク等を活用するなど、移住・定住施策とも連携した利活用を推進します。
- ・人に優しい都市環境の構築を図るため、公共施設等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、民間住宅のバリアフリー改修等の支援制度の充実を検討します。

自然的環境保全の方針

優れた自然環境の保全

- ・中筋川は、美しい桜並木や蛍が生息する豊かな環境を有しているため、関係団体と連携した河川環境の整備と保全を促進するとともに、散策やサイクリング等の場となるネットワークとして活用を図ります。
- ・社寺林等の緑地は、日常生活に潤いを与える貴重な場として保全を図ります。



中筋川

主要公園の整備

- ・宿毛市総合運動公園については、スポーツ大会の開催及び合宿先としての利用等を積極的に誘致することで、スポーツによる地域活性化を図るスポーツツーリズムを推進します。
- ・平田公園等については、「宿毛市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を図るとともに、予防保全の視点に立った施設の長寿命化を推進します。
- ・東部運動場等その他の公園については、安全性を最優先させながら、適切な維持・更新を図ります。
- ・新たな公園の整備にあたっては、計画段階から市民参加を進め、子どもや高齢者等の視点を踏まえるなど地域のニーズを反映した公園づくりを図るとともに、必要に応じて都市計画公園の適正な見直しを検討します。



平田公園

歴史・文化的資源の保全・景観形成の方針

- ・国指定重要文化財である浜田の泊り屋や県指定文化財である芳奈の泊り屋等については、資源単体の保全と併せて周辺の景観を含めた保全を図るなど、歴史を生かしたまちづくりの推進を図ります。
- ・日本遺産にも指定されている四国霊場三十九番札所延光寺については、多くの観光客等が訪れる歴史的な建造物であるため、遍路道と併せた適切な保全を促進します。

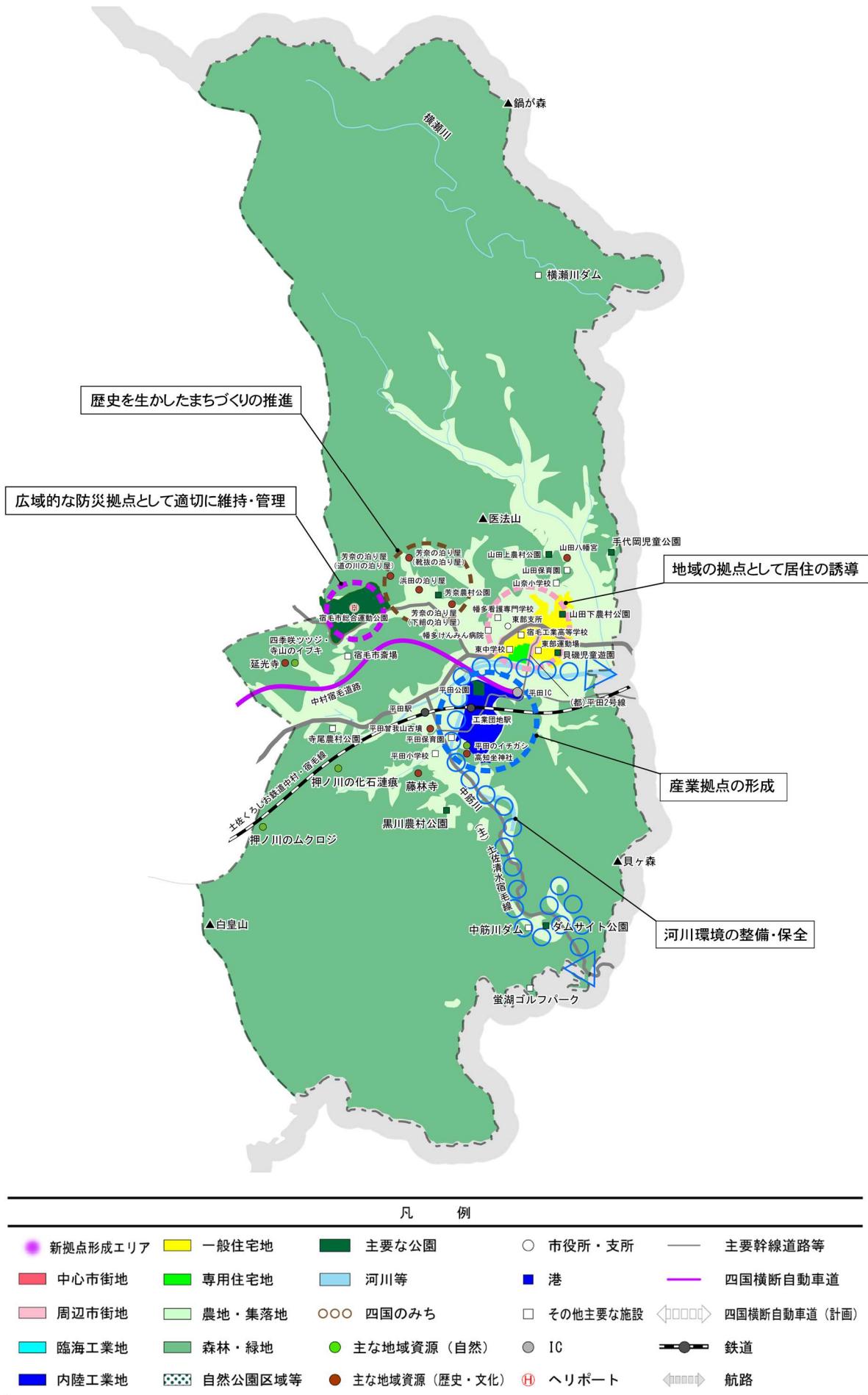


浜田の泊り屋



四国霊場三十九番札所 延光寺

（4）地域づくりの方針図

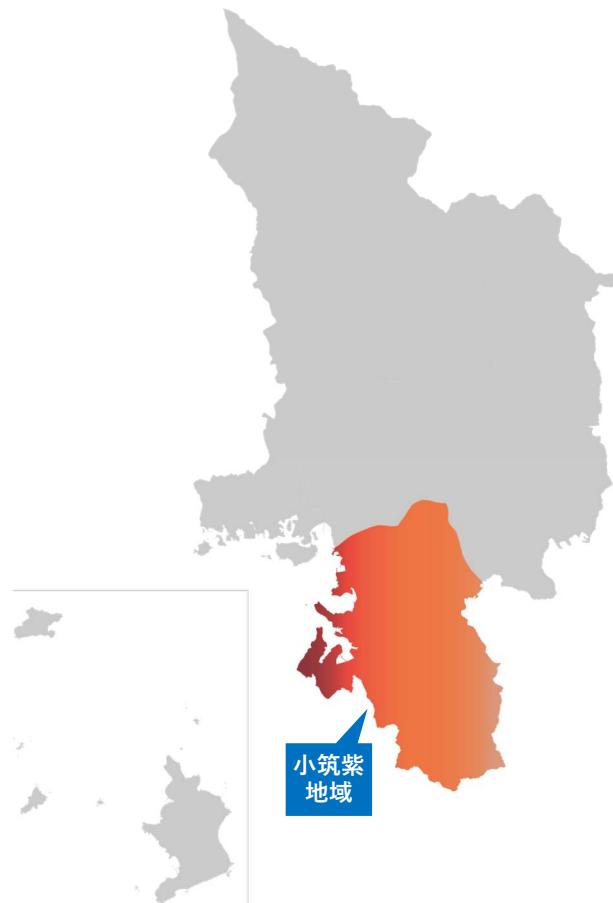


4 – 5 小筑紫地域

(1) 地域の特性とまちづくりの課題

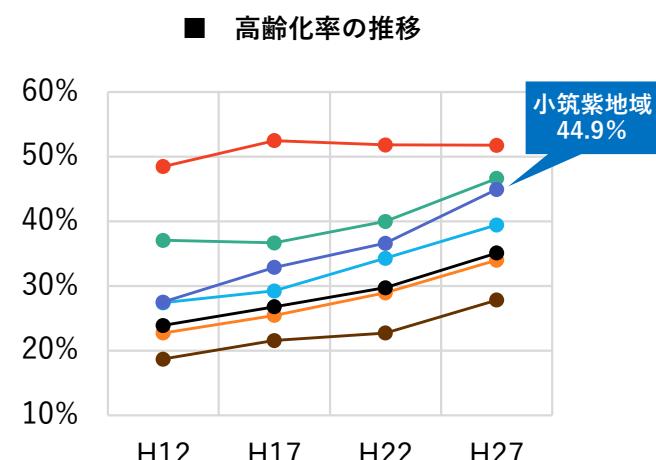
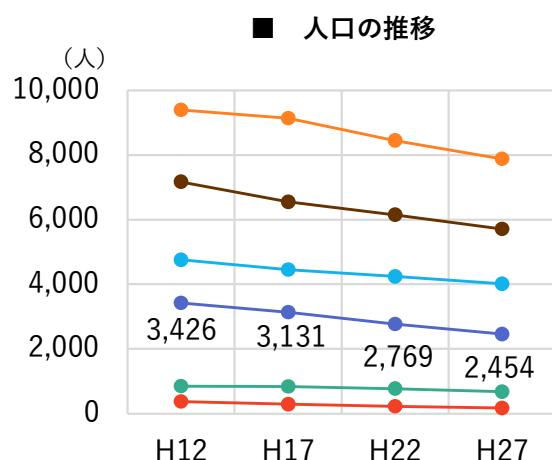
地域の概要

- ・小筑紫地域は、小筑紫小学校区・宿毛小学校区（都賀川地区）から構成されています。
- ・地域の西部は宿毛湾に面しており、ウルメイワシやアジ、サバ、キビナゴなど豊富な魚種を対象とした多様な漁業が営まれ、マダイ・カンパチ等の魚類養殖も盛んに行われています。
- ・清流である伊与野川や福良川が宿毛湾へ流れています。
- ・坂ノ下の国道321号沿いに、市民の憩いの場、観光客の休憩場として利用されている道の駅すくもサニーサイドパークがあります。
- ・小筑紫はかつて菅原道真が九州へ遷される途中、暴風雨のために船が漂着し「ここが筑紫か」と尋ねたことから小筑紫と呼ばれたと言われており、菅原道真ゆかりの地となっています。



人口・高齢化率

- ・小筑紫地域の人口は、平成27年は2,454人となっており、減少傾向にあります。
- ・高齢化率は増加傾向にあり、平成27年は44.9%となっています。

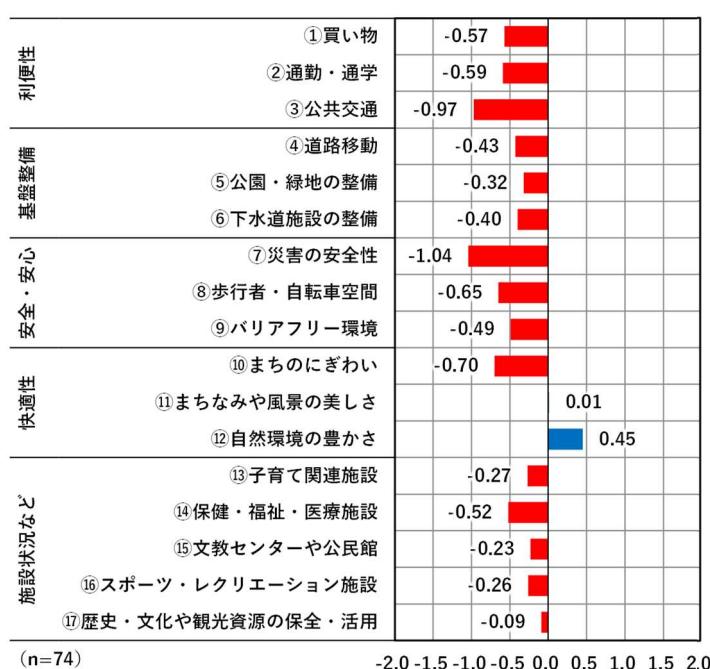


—○— 中央地域 —●— 東部地域 —●— 西部地域 —●— 小筑紫地域 —●— 橋上地域 —●— 沖の島地域 —●— 宿毛市

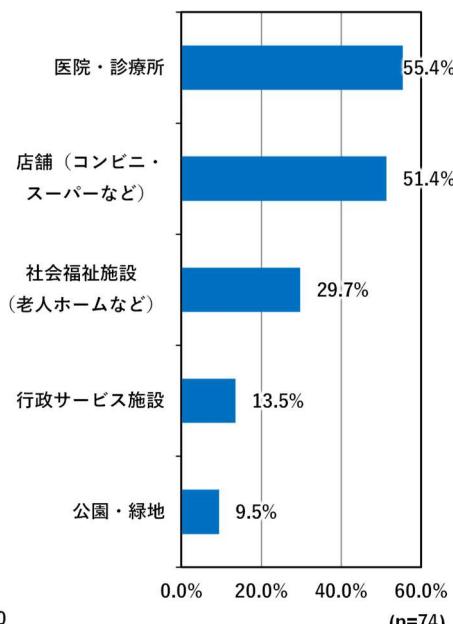
市民意向調査結果

- ・生活環境の満足度について尋ねると、「自然環境の豊かさ」の満足度が高くなっている一方、他の項目では概ね満足度が低くなっています。特に「災害の安全性」や「公共交通」で低くなっています。
- ・地域に必要な施設は「医療・診療所」が最も多く、次いで「店舗（コンビニ・スーパーなど）」、「社会福祉施設（老人ホームなど）」となっています。

■ 生活環境の満足度



■ 必要な施設（上位 5 項目）



地域づくり懇談会開催結果

- ・地域づくり懇談会による主な意見は以下のとおりになります。

◆ 地域の魅力・今後も残していきたい資源

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・道の駅すくもサニーサイドパーク | ・七日島と天満宮 |
| ・魚の市場、魚種が多い | ・国道 321 号とだるま夕日の見える風景 |
| ・伊与野川の清流 | など |

◆ 地域の課題

- | | |
|------------------|-----------|
| ・津波が怖い、高台の住宅地がない | ・道路の安全性 |
| ・買い物をする場所がない | ・森林の保全が必要 |
| ・働く場所がない | など |

◆ 地域づくりの目標・テーマ

- | |
|-------------------------|
| ・心豊かな子育てのできる地域 |
| ・サニーサイドを核として自然と伝統を活かす地域 |

(2) 地域づくりの目標

- ・小筑紫地域の地域づくりの目標を以下のとおり設定します。

地域づくりの目標

自然豊かな宿毛湾とサニーサイドを活かした 多世代交流を生むまち

- 生活の利便性向上を図りつつ、既存集落の活性化やコミュニティを維持するため、地域の生活拠点の形成を推進します
- 道の駅すぐもサニーサイドパークの地域性を活かした利用及び地域住民のコミュニティ形成を図る場としての活用を検討します
- 多様な魚種が生息する宿毛湾や清流である伊与野川等の自然環境を保全し、これらを活かした地域づくりを目指します

(3) 地域づくりの方針

都市防災の方針

地域防災力の向上

- ・田ノ浦漁港については、災害発生時の救助物資などの備蓄拠点又は集積拠点として適切な維持管理を推進します。
- ・避難所に指定されている施設等について、耐震性や老朽化等に課題があるものは計画的な更新等を図ります。
- ・災害発生時に孤立が懸念される集落等については、道路法面の防災対策、道路施設や橋梁等の老朽化対策など、個別の計画に基づく市道の整備を計画的に推進します。
- ・七日島及び大海避難場所については、緊急時にはヘリポートとして活用を図ります。



田ノ浦漁港

風水害対策

- ・伊与野川や福良川等の河川については、国や県等の関係機関と連携し、治水と環境のバランスに配慮した治水対策を促進します。
- ・土砂災害危険箇所及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、必要な対策事業の実施を検討します。

火災、地震・津波対策

- ・住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発生時に倒壊するおそれのある空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、適切な対策を推進します。
- ・耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。

- ・消防詰所の適正な維持管理を図るとともに、老朽化が進行している施設については今後の動向などを踏まえながら適宜更新等を実施します。
- ・海岸保全施設については、堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設整備を促進します。
- ・南海トラフ地震等の津波災害から市民の生命、安全を確保するため、避難道の整備など、円滑な津波避難対策を推進します。
- ・津波浸水想定区域の大部分においては、地震発生後の地盤沈降による長期浸水が想定されているため、海岸（港湾）と河川堤防の一体的な整備を促進するとともに、橋梁の耐震化等を推進します。

防災意識の醸成

- ・地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図ります。
- ・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行い、地域防災力の向上に努めます。

土地利用の方針

保全地

- ・伊与野川や福良川沿いに広がる農地等については、農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。
- ・荒瀬山や中畠山、熊が森等の樹林地については、集落及び市街地等の環境を保持する重要な資源として保全を図ります。

都市施設等の方針

主要幹線道路等

- ・国道321号については緊急輸送道路として、関係団体等と連携し、適切な整備・維持管理を促進します。

自転車・歩行者空間

- ・日常生活や観光における自転車利用を支えるため、安全な自転車の通行空間を確保するとともに、点在する本市の資源をつなぎ、地域の魅力を味わい周遊を促すサイクリングコースをネットワーク化し、包括的な活用を目指します。

公共交通機関

- ・路線バスについては、公共交通網を維持するため、必要に応じて運行に対する支援を実施します。
- ・コミュニティバス及びスクールバスについては、中心部と郊外をつなぐ地域に必要な交通手段等として今後も維持・確保に努めます。

その他の施設

- ・小筑紫支所については、行政サービス機能を有する地域の拠点施設として、今後も適切な維持管理を図ります。
- ・平成6年3月に道の駅に指定された道の駅すくもサニーサイドパークについては、地域の観光・交流拠点として適切な維持管理を図るほか、海辺のロケーションを活かしたアウトドア施設としての機能を強化します。
- ・内外ノ浦漁港、湊浦漁港、大海漁港、栄喜漁港については、施設・設備等の長寿命化・更新等を推進し、漁業経営基盤の強化に努めます。
- ・特別養護老人ホーム千寿園については、在宅生活が困難になった高齢者の介護施設として適切な維持管理に努めます。
- ・用途が廃止されたなど、本来の役割を終えた公共施設については、建物の利活用や除却、跡地活用など、地域の状況に合わせた使い方について検討します。



道の駅すくもサニーサイドパーク



特別養護老人ホーム千寿園

市街地・居住地整備の方針

良好な集落環境の形成

- ・小筑紫基幹集落センター（旧小筑紫支所）周辺では、地域の生活拠点として、日常生活に必要となる機能の充実に努めます。

良質な住宅・宅地の供給

- ・市営住宅については、必要に応じた更新・改修を図るとともに、バリアフリー化を推進し、質の高い住宅ストックの形成を図ります。
- ・今後も増加が懸念される空き家等については、空き家バンク等を活用するなど、移住・定住施策とも連携した利活用を推進します。
- ・人に優しい都市環境の構築を図るため、公共施設等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、民間住宅のバリアフリー改修等の支援制度の充実を検討します。

自然的環境保全の方針

- ・宿毛湾を囲む内外ノ浦地区、大海地区、栄喜地区等については、優れた海岸景観を有しており、高知県立自然公園に指定されている区域については、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- ・伊与野川や福良川については、関係団体と連携した河川環境の整備と保全を促進するとともに、散策やサイクリング等の場となるネットワークとしての活用を図ります。



伊与野川



福良川

歴史・文化的資源の保全・景観形成の方針

- ・菅原道真ゆかりの地名と伝わる七日島や七日島天満宮については、今後も適切な維持・保全に努めます。
- ・だるま夕日を望む風景や宿毛湾と漁港の風景は、宿毛市を代表する景観として、その視点場の保全を図ります。
- ・「四国のみち」については、遍路道として四国霊場や各地に点在する身近な歴史に親しむことができる長距離自然歩道であるため、良好な歴史・文化的な景観として適切な保全を促進します。

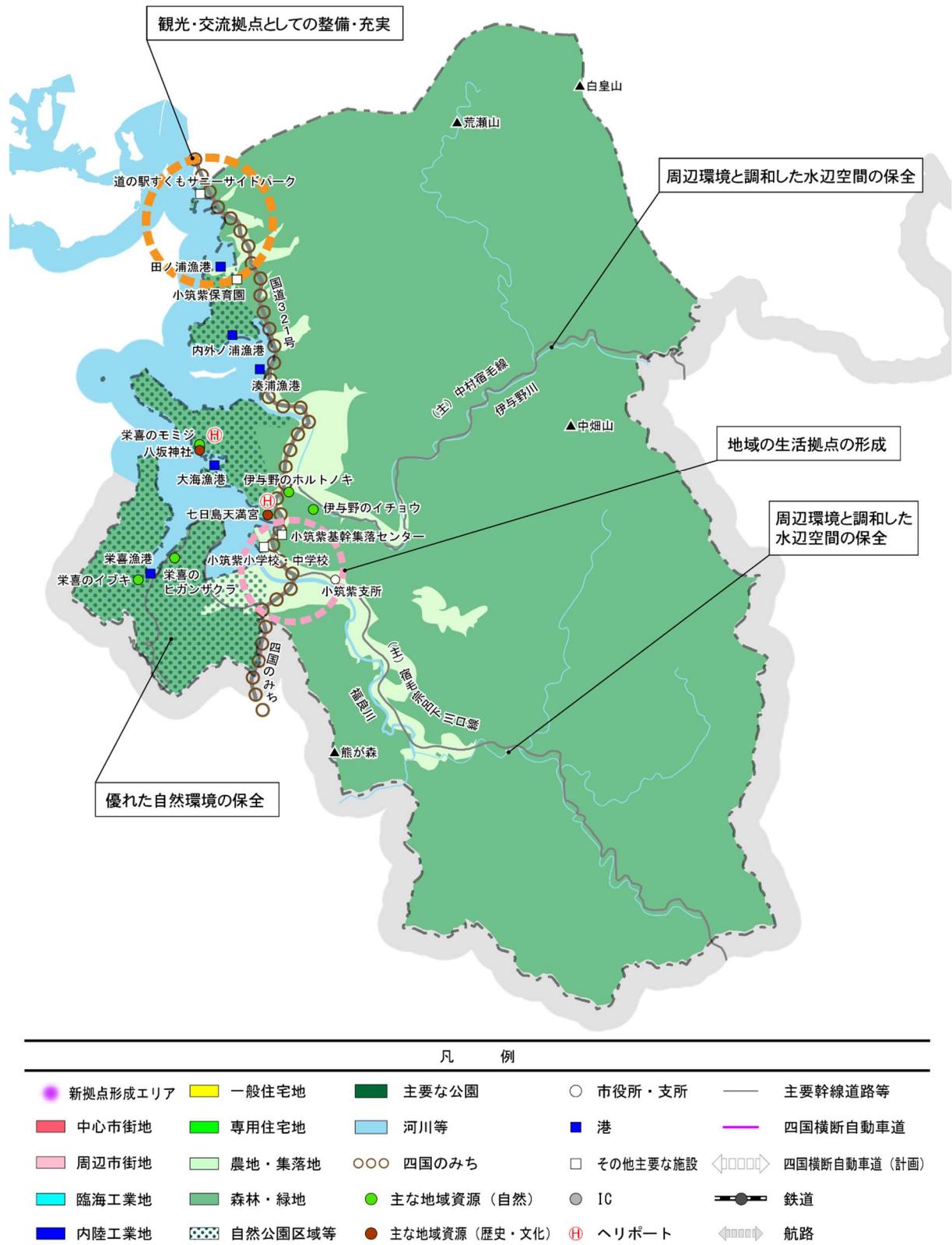


栄喜漁港



七日島天満宮

(4) 地域づくりの方針図

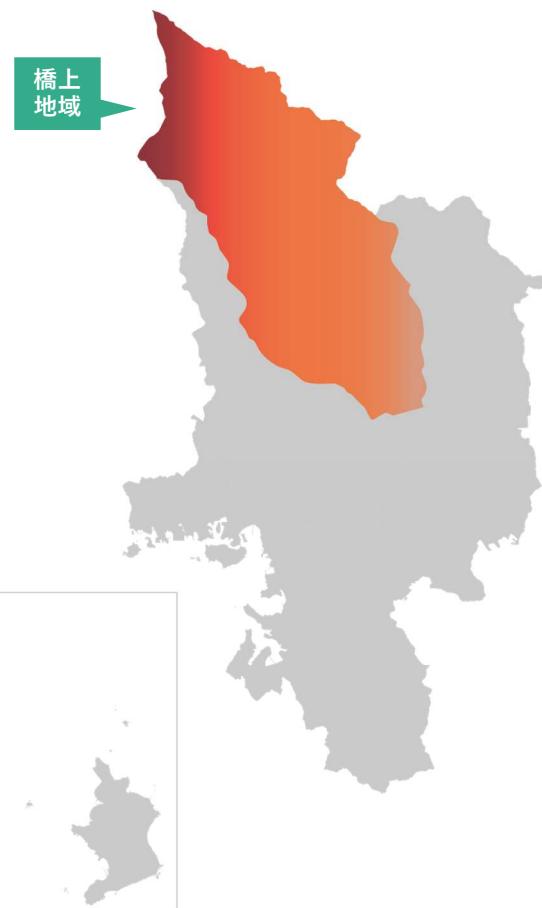


4 – 6 橋上地域

(1) 地域の特性とまちづくりの課題

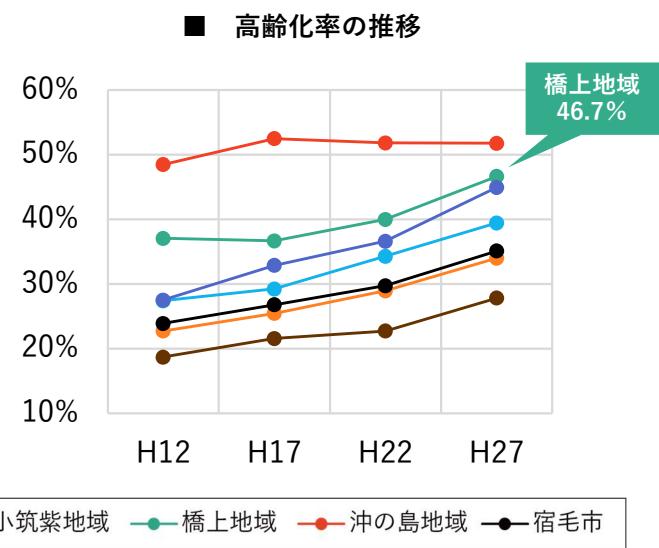
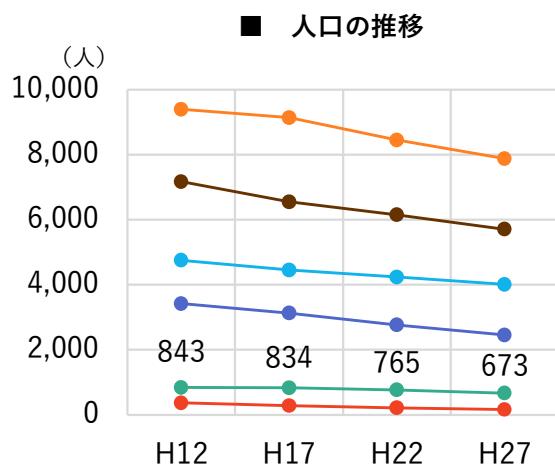
地域の概要

- ・橋上地域は、橋上小学校区となります。
- ・地域の面積は市内で最も大きいものの、9割以上が森林地帯となっており、南保の平野や松田川沿い等に居住地があります。
- ・地域の北部は、国立公園に指定されている篠山や県立自然公園に指定されている出井甌穴のほか、一部自然林が残るなど豊かな自然が広がっています。
- ・自然環境を活かし、日平に県営キャンプ場があるなど、レクリエーション機能も充実しています。
- ・地域の南北に松田川が流れしており、その沿道に県道が縦断しています。
- ・坂本ダムがあるなど、市街地の治水を担う地域となっています。



人口・高齢化率

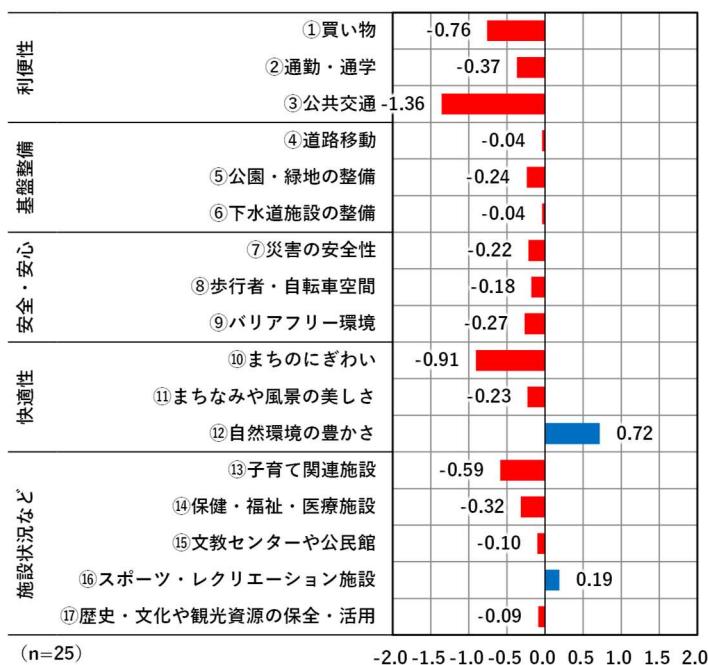
- ・橋上地域の人口は、平成 27 年は 673 人となっており、減少傾向にあります。
- ・高齢化率は増加傾向にあり、平成 27 年は 46.7% となっています。



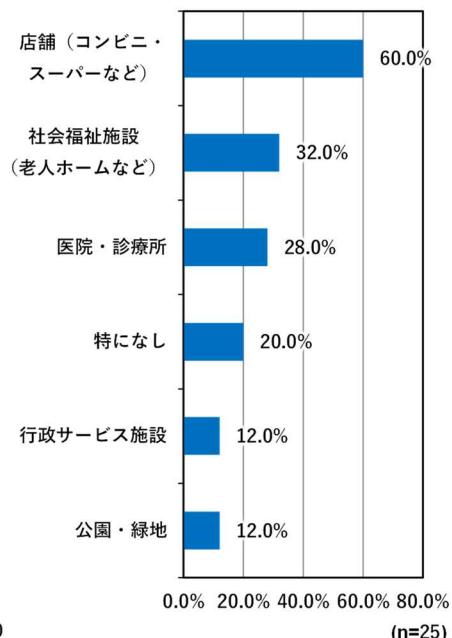
市民意向調査結果

- 生活環境の満足度について尋ねると、「自然環境の豊かさ」や「スポーツ・レクリエーション施設」の満足度が高くなっている一方、他の項目は満足度が低く、特に「公共交通」や「まちのにぎわい」で低くなっています。
- 地域に必要な施設は「店舗（コンビニ・スーパーなど）」が最も多く、次いで「社会福祉施設（老人ホームなど）」、「医療・診療所」となっています。

■ 生活環境の満足度



■ 必要な施設（上位 5 項目）



地域づくり懇談会開催結果

- 地域づくり懇談会による主な意見は以下のとおりになります。

◆ 地域の魅力・今後も残していきたい資源

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・津波の心配がない | ・松田川や沿線の自然豊かな地域 |
| ・宿毛市内で最も広い地域 | ・出井甌穴 |
| ・道路が広く、交通量が少ない | ・神有地区の名前 など |

◆ 地域の課題

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・大雨になると危ない | ・農作物を作る人が減少している |
| ・中山間地域で耕作放棄地が多い | ・森林の保全が必要 |
| ・公共施設が有効に使用されていない | など |

◆ 地域づくりの目標・テーマ

- | |
|-----------------|
| ・自然・文化・伝統！ |
| ・自然と共生した住みやすい地域 |

(2) 地域づくりの目標

- ・橋上地域の地域づくりの目標を以下のとおり設定します。

地域づくりの目標

自然と共生し 潤いと安らぎのあるまち

- ・生活の利便性向上を図りつつ、既存集落の活性化やコミュニティの維持を図るため、地域の生活拠点の形成を推進します
- ・松田川沿いに広がる田園風景等の豊かな自然環境を守り育て、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します
- ・足摺宇和海国立公園に指定されている篠山や高知県立自然公園に指定されている出井甌穴、ダムツーリズムとしての活用が期待される坂本ダム等については、観光振興に寄与する地域資源として、適切な保全・活用を促進します

(3) 地域づくりの方針

都市防災の方針

地域防災力の向上

- ・避難所に指定されている施設等について、耐震性や老朽化等に課題があるものは計画的な更新等を図ります。
- ・災害発生時に孤立が懸念される集落等については、道路法面の防災対策、道路施設や橋梁等の老朽化対策など、個別の計画に基づく市道の整備を計画的に推進します。

風水害対策

- ・松田川については、国や県等の関係機関と連携し、治水と環境のバランスに配慮した治水対策を促進します。
- ・土砂災害危険箇所及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、必要な対策事業の実施を検討します。

火災、地震・津波対策

- ・住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発生時に倒壊するおそれのある空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、適切な対策を推進します。
- ・耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。
- ・消防詰所の適正な維持管理を図るとともに、老朽化が進行している施設については今後の動向などを踏まえながら適宜更新等を実施します。

防災意識の醸成

- ・地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図ります。

- ・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行い、地域防災力の向上に努めます。

土地利用の方針

保全地

- ・松田川沿いに広がる農地等については、農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。
- ・篠山をはじめ、郷木山、八が森等の樹林地については、集落地等の環境を保持する重要な資源として保全を図ります。

都市施設等の方針

主要幹線道路等

- ・(主)宿毛津島線については、緊急輸送道路として関係団体等と連携し、適切な整備・維持管理を促進するとともに、安全な交通環境を形成するため道路幅員の拡幅についても検討を行います。

自転車・歩行者空間

- ・日常生活や観光における自転車利用を支えるため、安全な自転車の通行空間を確保するとともに、点在する本市の資源をつなぎ、地域の魅力を味わい周遊を促すサイクリングコースをネットワーク化し、包括的な活用を目指します。

公共交通機関

- ・コミュニティバス及びスクールバスについては、中心部と郊外をつなぐ地域に必要な交通手段等として今後も維持・確保に努めます。

その他の施設

- ・坂本ダムについては、浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、観光資源として活用するダムツーリズムの視点も含め、関係団体等と連携しながら適切な維持管理を促進します。
- ・笹平の公園や日平キャンプ場については、自然林の下で森林浴、せせらぎでの水遊び、散策道など大自然の中で自由な自然体験ができる観光・レクリエーションの拠点として、維持・保全を図ります。
- ・旧小学校を活用した山里の家については、学校の体験学習やクラブの合宿など、子どもから大人まで楽しめる体験型宿泊施設として、引き続き活用を図ります。
- ・用途が廃止されたなど、本来の役割を終えた公共施設については、建物の利活用や除却、跡地活用など、地域の状況に合わせた使い方について検討します。



坂本ダム

市街地・居住地整備の方針

良好な集落環境の形成

- ・橋上小学校周辺では、地域の生活拠点として、日常生活に必要となる機能の充実に努めます。

良質な住宅・宅地の供給

- ・市営住宅については、必要に応じた更新・改修を図るとともに、バリアフリー化を推進し、質の高い住宅ストックの形成を図ります。
- ・今後も増加が懸念される空き家等については、空き家バンク等を活用するなど、移住・定住施策とも連携した利活用を推進します。
- ・人に優しい都市環境の構築を図るため、公共施設等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、民間住宅のバリアフリー改修等の支援制度の充実を検討します。

自然的環境保全の方針

優れた自然環境の保全

- ・標高 1,065m に達する篠山については、土佐清水市在岬から幡多郡大月町勤崎に至る海岸線と、宿毛市沖の島、鵜来島、姫島等の島々と併せて足摺宇和海国立公園に指定されているため、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- ・松田川沿いの出井渓谷の甌穴群が見られる区域については、高知県立自然公園に指定されているため、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- ・松田川や京法川、下藤川等の河川については、関係団体と連携した河川環境の整備と保全を促進するとともに、散策やサイクリング等の場となるネットワークとしての活用を図ります。



出井甌穴

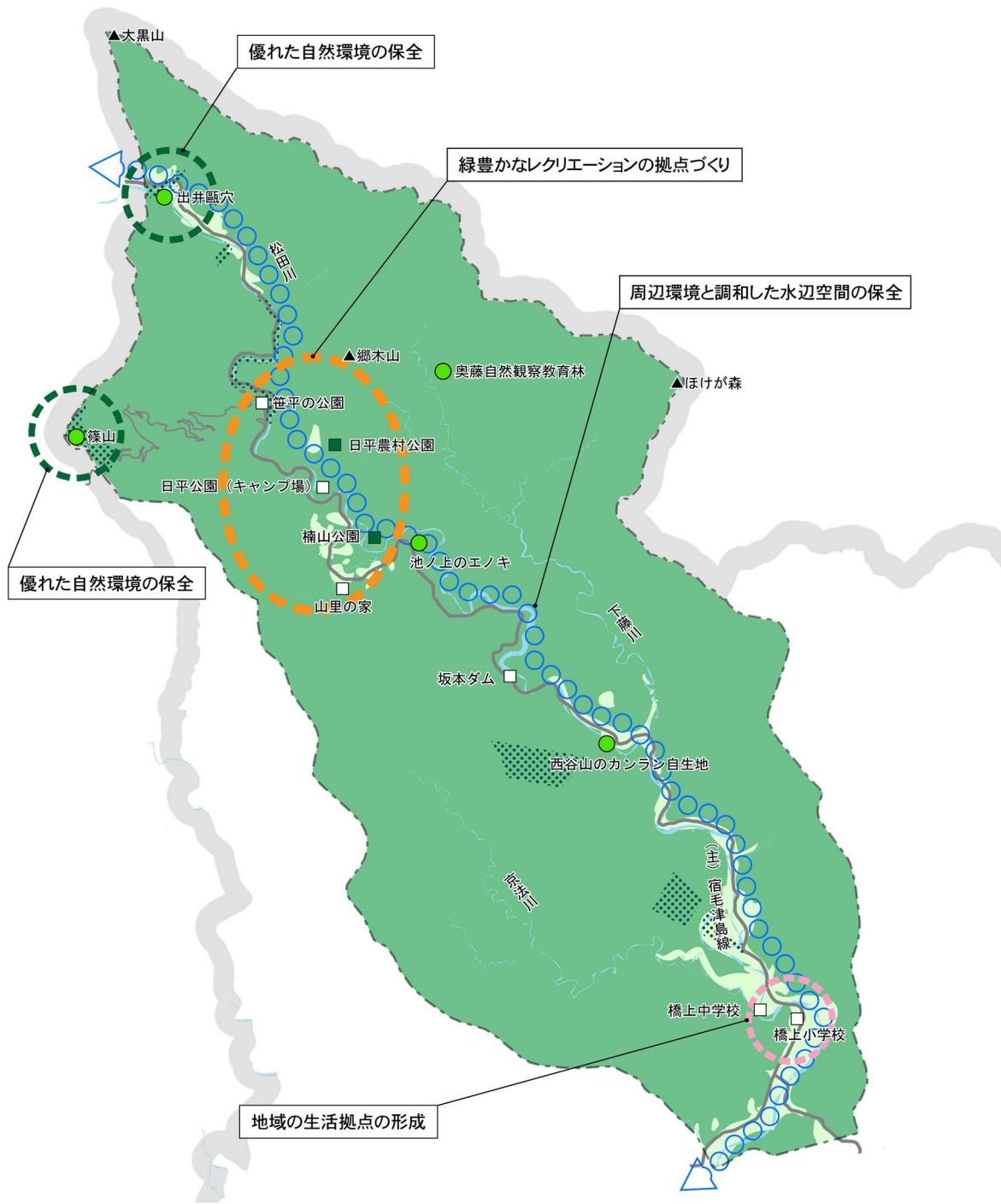
主要公園の整備

- ・梅の木（紅・白）が約 600 本植栽されている楠山公園や日平農村公園等その他の公園については、安全性を最優先させながら、適切な維持・更新を図ります。



楠山公園

（4）地域づくりの方針図



凡　例

新拠点形成エリア	一般住宅地	主要な公園	市役所・支所	主要幹線道路等
中心市街地	専用住宅地	河川等	港	四国横断自動車道
周辺市街地	農地・集落地	四国のみち	その他主要な施設	四国横断自動車道（計画）
臨海工業地	森林・緑地	主な地域資源（自然）	IC	鉄道
内陸工業地	自然公園区域等	主な地域資源（歴史・文化）	ヘリポート	航路

4 – 7 沖の島地域

(1) 地域の特性とまちづくりの課題

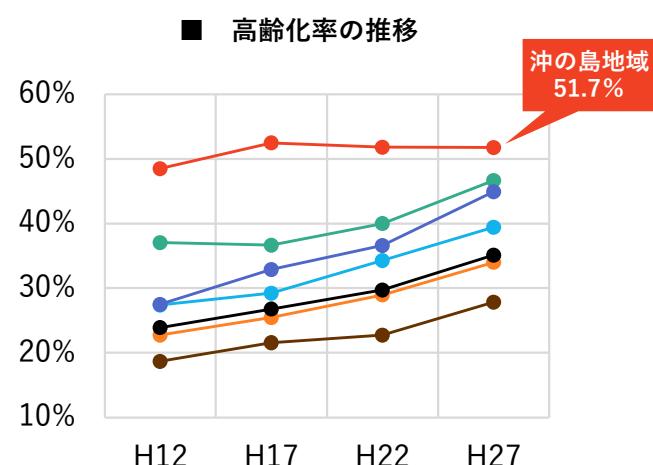
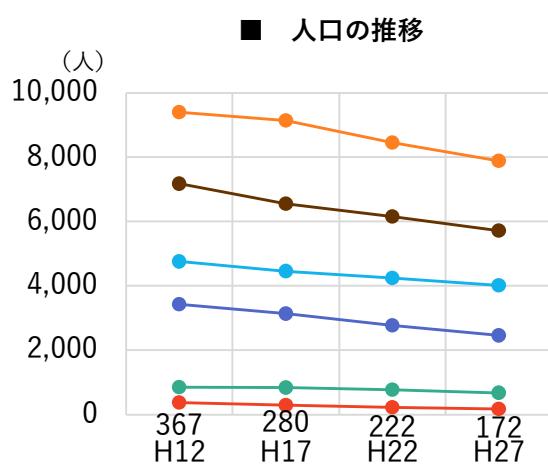
地域の概要

- 沖の島地域は、沖の島小学校区となります。
- 沖の島と鵜来島のほか、無人島である姫島、水島、三ノ瀬島等から構成されています。
- 市営定期船沖の島航路が運行されており、片島港を出航して沖の島の母島港や弘瀬港、鵜来島を巡航しています。
- 沖の島地域全体が足摺宇和海国立公園に指定されており、海岸地形の優れた自然景観に恵まれた地域となっています。
- 沖の島及び鵜来島の集落は、急峻な地形的条件から石垣を築いて住宅が建てられ、集落の家々が迷路のように張り巡らされた石段でつながれており、その景観は「島の宝 100 景」(国土交通省)にも登録されています。



人口・高齢化率

- 沖の島地域の人口は、平成 27 年は 172 人となっており、平成 12 年 (367 人) の半数以下になるなど、減少傾向にあります。
- 高齢化率は横ばい傾向にありますが、平成 27 年は 51.7% となっており、既に過半数となっています。

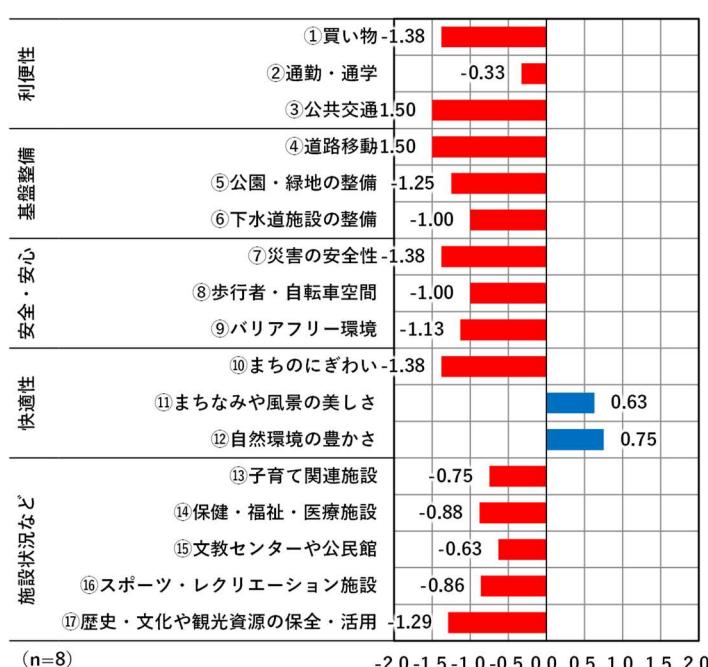


—○— 中央地域 —●— 東部地域 —●— 西部地域 —●— 小筑紫地域 —●— 橋上地域 —●— 沖の島地域 —●— 宿毛市

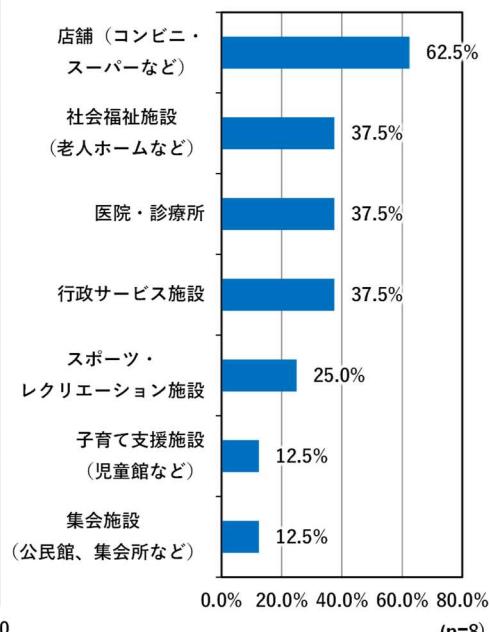
市民意向調査結果

- ・生活環境の満足度について尋ねると、「自然環境の豊かさ」や「まちなみや風景の美しさ」の満足度が高くなっている一方、他の項目は満足度が低く、特に「公共交通」や「道路移動」で低くなっています。
- ・地域に必要な施設は「店舗（コンビニ・スーパーなど）」が最も多く、次いで「社会福祉施設（老人ホームなど）」、「医療・診療所」となっています。

■ 生活環境の満足度



■ 必要な施設（上位 5 項目）



地域づくり懇談会開催結果

- ・地域づくり懇談会による主な意見は以下のとおりになります。

◆ 地域の魅力・今後も残していきたい資源

- | | |
|------------------|--------------|
| ・灯台（四国最南端の沖の島灯台） | ・だるま朝日・夕日 |
| ・美しい自然、青い海 | ・七ツ洞 |
| ・ウミガメが見られる | ・鵜来島の砲台跡地 など |

◆ 地域の課題

- | | |
|---------------|----------------|
| ・土砂災害の発生 | ・空き家対策 |
| ・買い物が不便、医療の充実 | ・観光客が使える施設が少ない |
| ・1周道路の未整備区間 | など |

◆ 地域づくりの目標・テーマ

- | |
|--------------------------|
| ・自然とともに笑顔で暮らせる島 |
| ・美しい自然を残し、活気に満ちた賑わいのある地域 |

(2) 地域づくりの目標

- 沖の島地域の地域づくりの目標を以下のとおり設定します。

地域づくりの目標

島が織りなす美しい自然と 石段・石垣と共に暮らすまち

- 美しい海と急峻な地形が織りなす豊かな自然環境と石垣で構成された歴史あるまちなみによる、他の地域にはない個性あふれる景観形成を目指します
- 地域の持つ自然や歴史・文化を活用し、観光客を呼び込む環境づくりを検討します
- 既存集落地の生活利便性の向上や交通環境の充実など、住みやすい地域づくりを目指します

(3) 地域づくりの方針

都市防災の方針

地域防災力の向上

- 沖の島漁港（母島、弘瀬、古野屋、久保浦、鵜来島）については、災害発生時の救助物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、適切な維持管理を促進します。
- 沖の島診療所については、地域の災害医療拠点（救護病院）として維持・保全を図ります。
- 避難所に指定されている施設等について、耐震性や老朽化等に課題があるものは計画的な更新等を図ります。
- 災害発生時に孤立が懸念される集落等については、道路法面の防災対策、道路施設や橋梁等の老朽化対策など、個別の計画に基づく市道の整備を計画的に推進します。

風水害対策

- 土砂災害危険箇所及び土砂災害特別警戒区域等の災害発生のおそれのある地域については、必要な対策事業の実施を検討します。

火災、地震・津波対策

- 住宅の倒壊等による被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修補助等の支援に努めます。また、災害発生時に倒壊するおそれのある空き家等については、「宿毛市空家等対策計画」に基づき、適切な対策を推進します。
- 消防車両格納庫の適正な維持管理を図るとともに、老朽化が進行している施設については今後の動向などを踏まえながら適宜更新等を実施します。
- 南海トラフ地震等の津波災害から市民の生命、安全を確保するため、避難所の指定や防災に必要な物資及び資材の備蓄確保を推進するなど、円滑な津波避難対策を推進します。

防災意識の醸成

- 地域住民の自主的で効果的な防災活動を促進するため、行政の防災施策と連携する自主防災組織の充実・育成を図ります。また、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図ります。

- ・市民に対して各種ハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布及び情報提供を行い、地域防災力の向上に努めます。

土地利用の方針

保全地

- ・島内の一部の農地等については、農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における快適で良好な生活環境の形成を図ります。
- ・妹背山や龍頭山等の樹林地については、集落地等の環境を保持する重要な資源として保全を図ります。

都市施設等の方針

主要幹線道路等

- ・(一) 沖ノ島循環線については、島内の交通ネットワークを形成する重要な道路であるため、未整備区間の整備を促進します。

公共交通機関

- ・ゆるりんバス及びスクールバスについては、島内を巡回する必要な交通手段として今後も維持・確保に努めます。
- ・沖の島・鵜来島と片島港を結ぶ市営定期船については、沖の島地域と本土を結ぶ重要な航路であるため、今後も維持・確保を図るとともに、効率的な運営に努めます。

その他の施設

- ・沖の島支所については、行政サービス機能を有する地域の拠点施設として、老朽化等の対策を行い、適切な維持管理を図ります。
- ・島内の集落活動センター（「妹背家」及び「鵜来島」）については、地域外の人材等を活用しながら近隣集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動を行うなど、地域に必要な取組であるため、今後も維持・充実を図ります。
- ・用途が廃止されたなど、本来の役割を終えた公共施設については、建物の利活用や除却、跡地活用など、地域の状況に合わせた使い方について検討します。

市街地・居住地整備の方針

良好な集落環境の形成

- ・母島地区及び弘瀬地区周辺は、地域の生活拠点として、日常生活に必要となる機能の充実に努めます。

良質な住宅・宅地の供給

- ・今後も増加が懸念される空き家等については、空き家バンク等を活用し、離島ならではの雰囲気を味わうことができる魅力的なエリアとして、移住・定住施策とも連携した利活用を推進します。

自然的環境保全の方針

優れた自然環境の保全

- 沖の島、鵜来島、姫島等については、黒潮が作った自然のアート、七ツ洞などの奇観のほか、熱帯樹など豊かな自然環境に恵まれています。このような沖の島地域は、足摺宇和海国立公園に指定されているため、自然公園法に基づいた管理・保護を促進します。
- 四国 100 名山の一つである妹背山のほか、ウドの浜海水浴場や久保浦海岸、白岩岬公園キャンプ場など、沖の島を語る上で欠かせない地域の自然環境を今後も適切に保全・検討し、レクリエーション活動の拠点として活用を検討していきます。



久保浦海岸

歴史・文化的資源の保全・景観形成の方針

- 沖の島及び鵜来島は、急峻な山裾に形成されている集落など、人と自然が共生する中でできた魅力あふれるまちであるため、今後も生活景観の保全に努めます。
- 沖の島・鵜来島内の集落における数百年にわたって積み上げられた石垣・石段や石段の上に物を干したり夕涼み等に使う「干棚」がある風景は、「島の宝 100 景」に指定されるなど、沖の島地域を代表する景観であるため、今後も保全を図るとともに、観光資源としての活用を検討します。
- 鵜来島にある砲台跡地については、太平洋戦争の戦争遺構として調査の上、適切な活用を検討します。

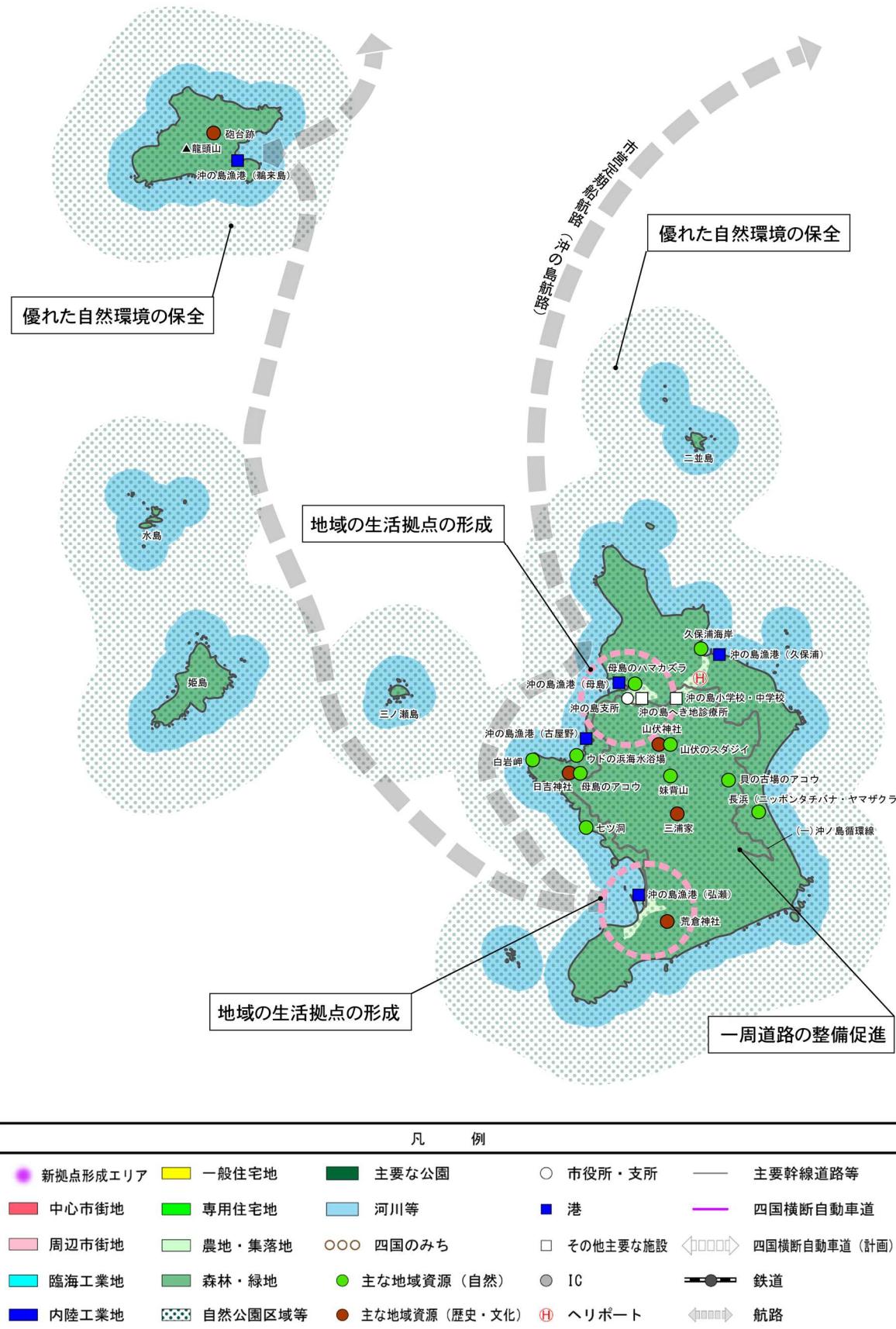


集落の風景（母島）



集落内の石段・石垣

（4）地域づくりの方針図



第5章 実現化方策

5-1 目指すべき都市像の実現に向けて

(1) 災害に強いまちづくりへ向けた更なる取組

「安全なまちづくり」の推進

東日本大震災による津波被害や、頻発するゲリラ豪雨等を踏まえ、都市計画においても自然災害による被害の防止・軽減を位置付けるとともに、防災部局との連携が求められており、今後は防災まちづくりへの取組を推進する必要があります。

一方、国では頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題であるとして、令和2年に都市再生特別措置法等の改正を行っています。

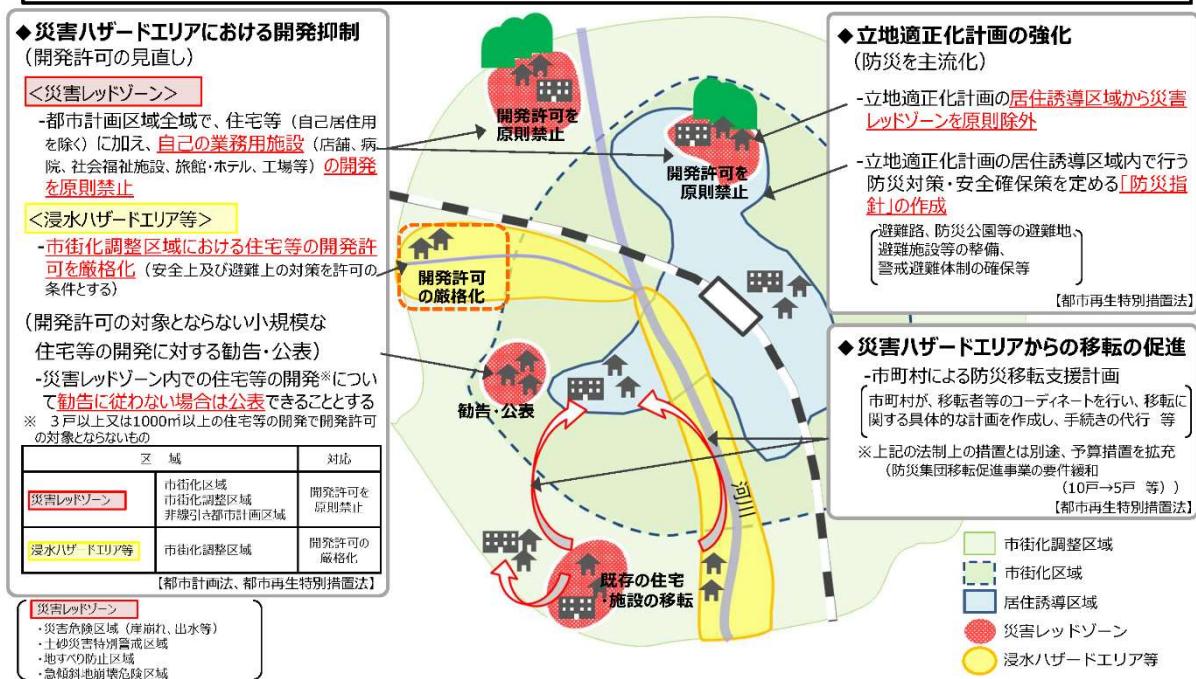
本市においても、土砂災害や河川浸水に加え、市街地等において南海トラフ地震による津波浸水が予測されていることから、今後は「安全なまちづくり」を推進するため、高台移転等による災害対策を引き続き推進するとともに、災害リスクが残存するエリアに対して総合的な対策を検討するなど、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組みます。

■ 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」【都市計画法、都市再生特別措置法】



- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。



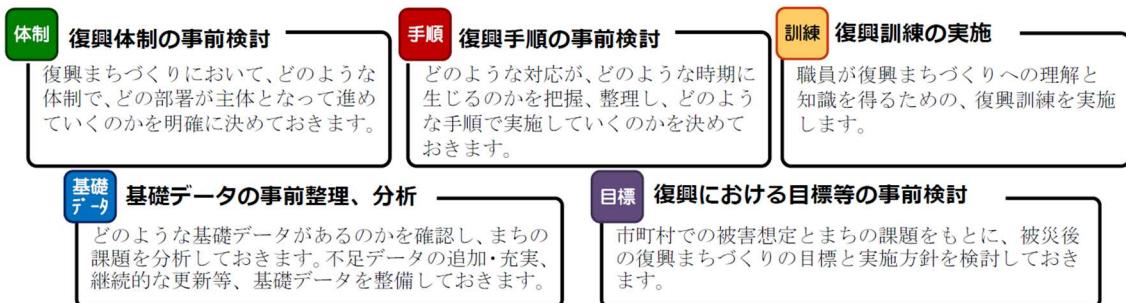
資料：.国土交通省

「復興まちづくり計画」の策定

大規模災害の被災後は早期の復興まちづくりが求められますが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じたことがありました。こうしたことから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えることが重要となっています。

県では、南海トラフ地震の発生後、速やかに復興まちづくりが行われるよう検討会を立ち上げ、被害を想定した基本的な考え方をとりまとめた「復興まちづくりの方針」を策定しています。本市もこの方針に基づき、発災前に「復興まちづくり計画」の策定に努めます。

■ 復興事前準備の取組内容



資料：.復興まちづくりのための事前準備について

国土強靭化の推進

東日本大震災という未曾有の大災害を経験する中で、その教訓を踏まえ「強くしなやかな国民生活を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が制定されました。

この中で、地方公共団体の責務として、国土強靭化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することとされています。

のことから、本市としても大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な地域づくりを推進するため、国土強靭化地域計画を策定するとともに、当該計画に即した事業実施に努めています。

(2) 社会経済情勢に対応した都市計画等の推進

適正な土地利用の誘導と都市施設の適正な見直し

本市では、今後の主なプロジェクトとして、四国横断自動車道の整備や庁舎等の高台移転等が計画されているため、土地利用や都市施設の中には、新たに位置付けが必要なものがあると考えられます。一方で、今後の人口減少・高齢化等の進行等を踏まえると、その必要性に変化が生じているものもあると考えられます。

今後も良好な地域環境が維持された市街地の形成を図るため、地域地区の指定や見直しなど、適切な土地利用の誘導施策について検討します。

また、限られた財源の中で効率的、効果的なまちづくりを図るため、既存ストックの活

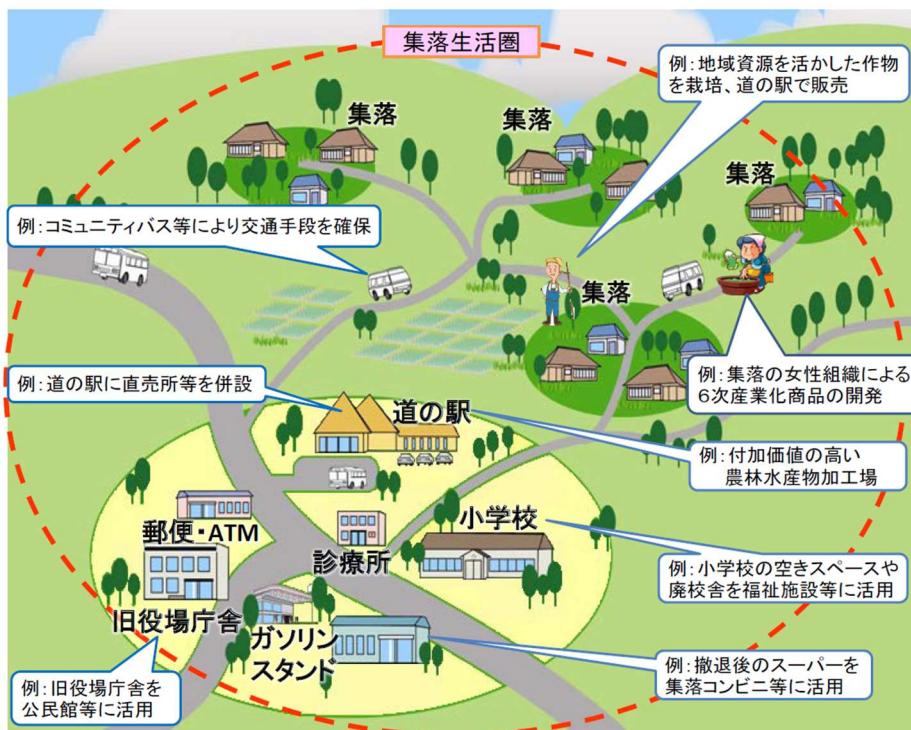
用の可能性や地域の実情等を踏まえ、必要性や実現性について検討を行った上で都市施設の見直しを推進します。

「小さな拠点づくり」の促進

都市計画区域外の地域においては、人口減少等の進行が特に顕著であるため、生活利便施設の維持が困難となり、生活サービスの質が低下することが懸念されています。

このような地域においては、今後も安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、支所や小学校等の生活拠点を中心とした集落生活圏において地域住民が行政や事業者、関係団体等と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能の集約・確保や地域資源を活用したしごと・収入を確保する取り組みである「小さな拠点づくり」の活用を検討します。

■ 「小さな拠点づくり」の取組イメージ



資料：内閣府

(3) 持続可能なまちづくりの推進

SDGs達成に向けた取組

平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向け、本市も基礎自治体として可能な取組を進めることができます。

一方で、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、「新しい生活様式」の普及を図り、まちづくりのあらゆる場面で衛生管理を徹底していくことも求められます。

そのため、本市においても公共交通機関への支援など、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を引き続き検討するとともに、長期的視点に基づく大きな枠組みである SDGs の達成に向けた取組と連携し、効果的で持続可能なまちづくりを推進します。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsとは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す、2030年を年限とする17の国際目標（その下に169のターゲット、232の指標が決められている）

ICT等を活用したまちづくりへの取組

近年、ICT、IoT、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術開発が進んでおり、まちづくりの分野においては、「スマートシティ」（都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区）として、これらの技術を取り入れた都市の構築に向けた検討が進められています。

本市においても、今後は住民や民間事業者等と連携し、MaaS（交通手段によるモビリティ（移動）を一つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念）やビッグデータなど、まちづくりに活かされるICT等の様々な技術の活用を検討し、都市の抱える諸問題の解決に向けた取り組みを推進します。

■ スマートシティのイメージ



出典：国土交通省

5-2 今後のまちづくりの進め方

(1) 市民等と行政の協働による取組

目指すべき都市像を実現するためには、市民や事業者、行政等がそれぞれの役割に応じて協働しながらまちづくりを進める必要があります。

そのためには、市民等がまちづくりに対する理解と関心を高めていくことが重要となるため、都市計画に関する情報の公開・提供を積極的に進めるなど、市民等と行政が一緒に議論できる場づくりを進めます。特に、身近な公園や道路、河川などの都市施設の整備等については、計画づくりの段階から情報の公開やワークショップ等を行うなど、市民参加の機会の充実を図り、利用者の視点に立った整備を進めます。

(2) エリアマネジメント活動等への支援

これまでのまちづくりは、行政が主体の都市計画や公共施設等の整備が中心となって展開されてきましたが、今後は市民やNPO等が担い手となって、地域の価値の向上に取り組む「エリアマネジメント（地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業主、地権者等による主体的な取組）」が重要となります。

本市では、各種団体による地域活動やまちづくりイベント等が開催されているため、まちづくりに関する相談体制の充実や専門家の派遣、国や県等による支援事業を紹介するなど、今後もまちづくり活動に対して積極的な支援を推進します。

また、エリアマネジメント活動等に不可欠であるまちづくりを担う人材を育成するため、住民等が関わり合いを持てるような交流機会の創出や担い手の育成に関するセミナーの開催等を検討します。



商店街を活用したイベントの様子

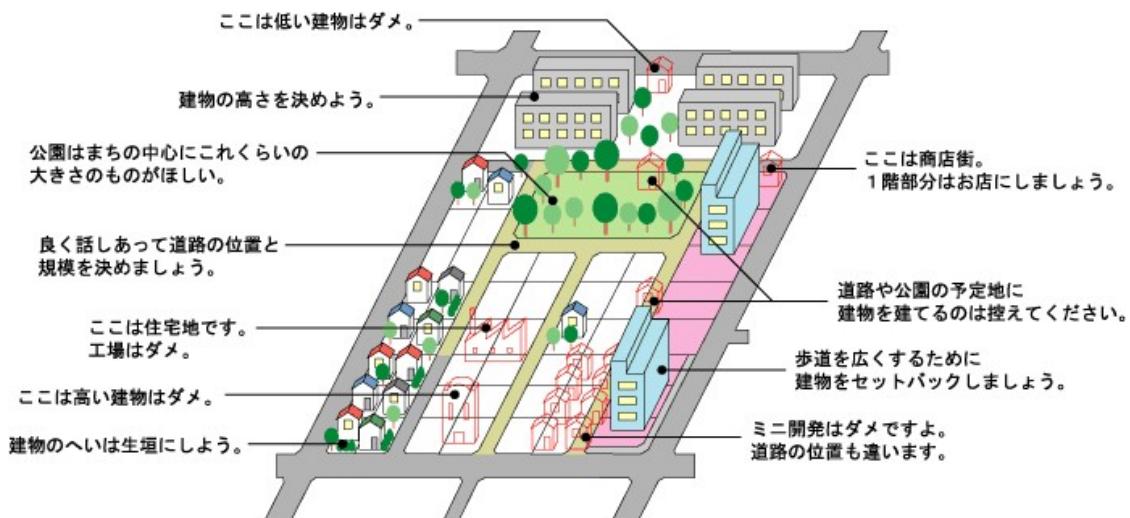
(3) 地区計画制度の活用

地区計画は、生活に密着した身近な地区において、土地や建物の所有者などが主体となって話し合い、考えを出しながら地区の将来像を描き、その実現に向けて身近な生活環境を整備したり、保全したりすることを応援するきめ細やかな都市計画の制度です。

また、美しいまちなみの実現、土地の有効利用の促進など、自分たちが住むまちをより住みよく潤いのあるものにしていくためには、きめ細かなルールを設けることができる地区計画が有効です。

そのため、地区計画制度を活用しながら、特に地域住民が主体となったきめ細かな計画・ルールづくりを推進します。

■ 地区計画の活用イメージ

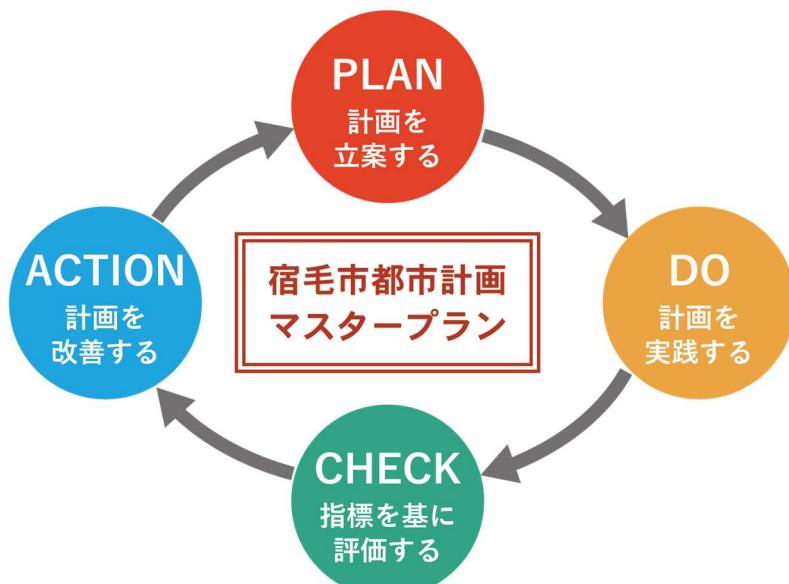


（4）計画の進行管理

都市計画マスターplanは、中長期的な展望に立って定めた計画であり、社会経済情勢の変化等に対応しながら、都市計画マスターplanに掲げた事業等を着実に実施していくことが重要です。そのため、関係部局がこのマスターplanを共有し、個々の取組について整合を確保するとともに、事業等の実施状況等を把握しながら、計画の進捗を評価します。

計画の進捗については、定期的なフォローアップを通じ、必要に応じて改善を図るなど、PDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実践）」「Check（評価）」「Action（改善）」を繰り返し、継続的に改善する手法）で進行管理を行うとともに、社会や住民生活の変化等に対応した計画の運用がされるよう、総合計画等の上位・関連計画との整合を図りながら、計画内容の充実を図ります。

■ PDCAサイクルによる推進

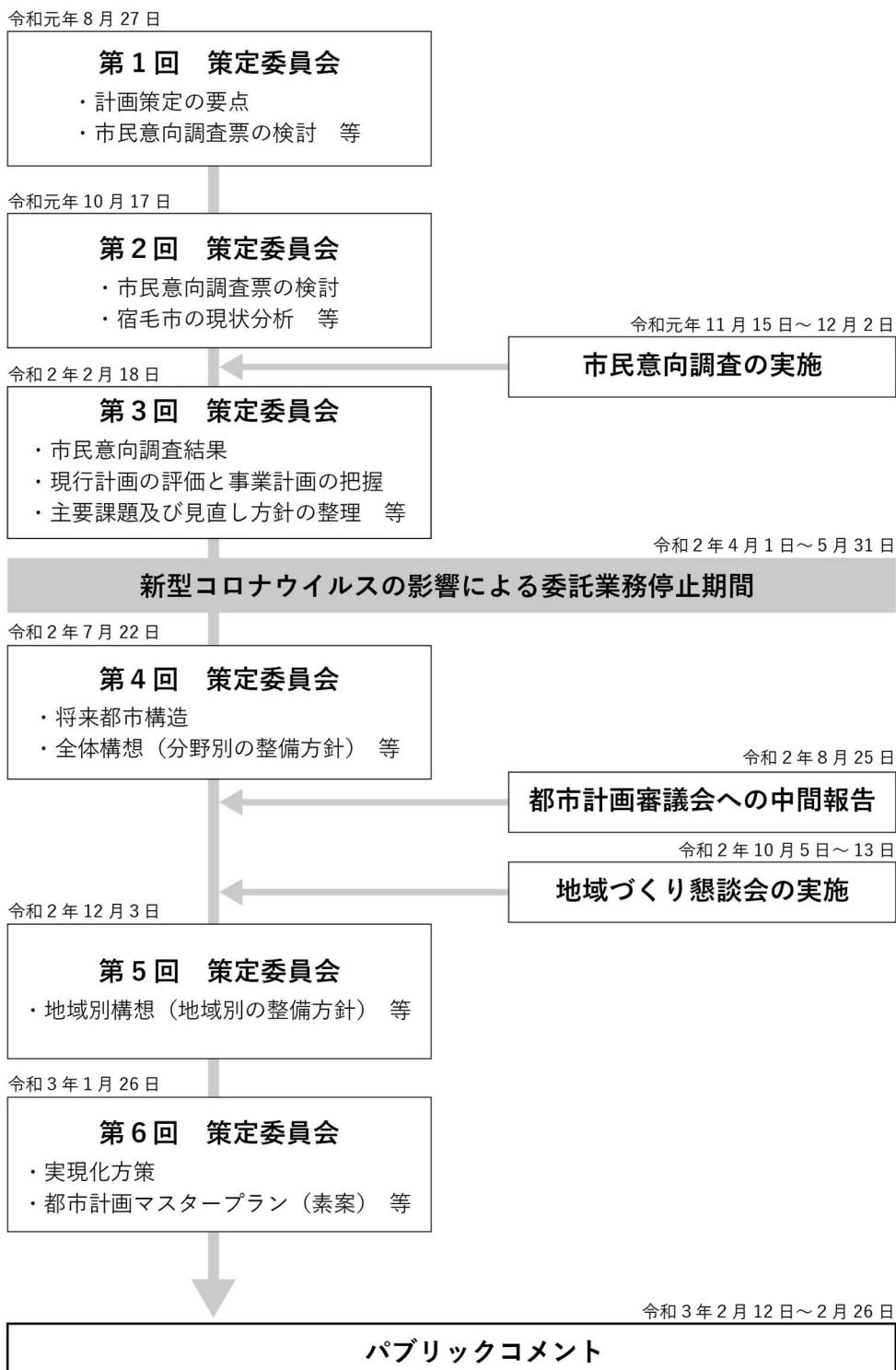


策定の経過

1 策定の手順

宿毛市都市計画マスタープランの見直しは、学識経験者や関係団体等などで構成する「宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会」において検討を重ねるとともに、アンケート調査、地域づくり懇談会等を開催しながら、以下のとおり進めました。

■ 策定の手順



2 宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会

(1) 宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である宿毛市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マスタープランの策定及び変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

2 委員のうち欠員を生じた場合は、補充することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が決定するまでに行われる会議については、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市計画事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

氏名	団体名	役職	備考
坂本 淳	高知大学	講師	会長
吉田 晋	高知工科大学	准教授	副会長 (～令和2年3月)
岩本 昌彦	宿毛市	副市長	令和2年 (令和2年4月～)
長尾 美姫	宿毛商工会議所女性会	会長	(～令和2年6月)
中平 佳宏	社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会	事務局長	
西村 幸祐	一般社団法人 宿毛市観光協会	業務執行理事	
伊賀 達也	国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所	事務所長	
小松 信彦	高知県土木部	都市計画課長	
橋詰 淳	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策推進 幡多地域本部	地域防災企画監	(～令和2年3月)
窪田 佳史	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策推進 幡多地域本部	地域防災監	(令和2年4月～)
岡村 好知	宿毛市地区長連合会	会長	
田村 総一郎	公益社団法人 宿毛青年会議所	理事長	(～令和2年1月)
立田 昌敬	公益社団法人 宿毛青年会議所	理事長	(令和2年1月～)
所谷 昌幸	宿毛地区建設協会	会長	
澤田 雄一	梓会	会長	
黒田 令子	宿毛小学校	校長	
大塚 美穂	宿毛観光市民ガイドの会	会長	
鬼谷 秀樹	高知西南交通株式会社	総務部長	

(3) 策定委員会の検討内容

第1回策定委員会

日 時	令和元年8月27日（火） 午後1時30分～
場 所	宿毛市役所3階 委員会室
内 容	1 開会挨拶 2 自己紹介 3 会長・副会長の選出 4 委員長・副委員長就任挨拶 5 都市建設課長より諮問書の手交 6 『都市計画マスターplan』とは 7 宿毛市におけるこれまでの都市計画マスターplanの概要 8 宿毛市都市計画マスターplan改定の概要、幡多圏域都市計画区域マスターplanについて 9 質疑応答 10 まちづくりに関する意見交換 11 閉会



第1回策定委員会の様子

第2回策定委員会

日 時	令和元年10月17日（木） 午後1時30分～
場 所	宿毛市役所3階 委員会室
内 容	1 委員長挨拶 2 宿毛市の現状分析について 3 市民アンケート調査について 4 今後のスケジュールについて 5 その他



第2回策定委員会の様子

第3回策定委員会

日 時	令和2年2月18日（火） 午後1時30分～
場 所	宿毛市役所3階 委員会室
内 容	1 委員長挨拶 2 市民意向調査結果について 3 現行計画の進捗と今後の事業計画について 4 主要課題の見直し方針について 5 その他



第3回策定委員会の様子

第4回策定委員会

日 時	令和2年7月22日（水） 午後1時30分～
場 所	宿毛市役所3階 委員会室
内 容	1 委員長挨拶 2 目指すべき都市像について 3 分野別の整備方針について 4 地域づくり懇談会について 5 その他



第4回策定委員会の様子

第5回策定委員会

日 時	令和2年12月3日（木） 午後1時30分～
場 所	宿毛市役所3階 委員会室
内 容	1 委員長挨拶 2 第4回策定委員会における意見と対応について 3 地域づくり懇談会の開催結果について 4 地域別構想（素案）について 5 その他



第5回策定委員会の様子

第6回策定委員会

日 時	令和3年1月26日（火） 午後1時30分～
場 所	宿毛市役所3階 委員会室
内 容	1 委員長挨拶 2 第5回策定委員会における意見と対応について 3 実現化方策について 4 宿毛市都市計画マスタープラン（素案）について 5 その他（今後のスケジュールなど）



第6回策定委員会の様子

3 地域づくり懇談会

地域づくり懇談会は、宿毛市の目指すべき都市像を踏まえつつ、市民の皆様に地域の魅力や課題、今後必要な取組等について意見交換を行うことで、市民が思い描く「地域づくりの目標」を把握し、都市計画マスタープラン（地域別構想）の改定に反映させることを目的として開催しました。

なお、懇談会は市内を区分した6地域を対象にワークショップ形式で実施するとともに、新型コロナウイルス拡大を抑制するため、一定の関係者に絞って参加いただきました。

（1）開催概要

開催日	地域	時間	会場
10月5日（月）	小筑紫	19時～21時	小筑紫基幹集落センター 2F 会議室 (宿毛市小筑紫町小筑紫220番地1)
10月6日（火）	橋上	19時～21時	橋上中学校 1F 会議室 (宿毛市橋上町奥奈路103番地)
10月7日（水）	沖の島	10時～12時	沖の島開発総合センター 2F 会議室 (宿毛市沖の島町母島1003番地)
	中央	19時～21時	宿毛市役所 3F 会議室 (宿毛市桜町2番1号)
10月12日（月）	西部	19時～21時	宿毛市総合社会福祉センター 2F 会議室 (宿毛市高砂4-56)
10月13日（火）	東部	19時～21時	東部農村環境改善センター 1F ホール (宿毛市平田町戸内3357番地)

（2）開催プログラム

番号	項目	内容等
①	はじめに	・あいさつ
②	ガイダンス	・都市計画マスタープランの改定について ・懇談会の進め方
③	意見交換 (ステップ1)	・自己紹介 ・地域の魅力や今後も残していきたい地域資源 など
休憩		
④	情報提供	・地域の現況、住民意向調査結果、今後の主なプロジェクト など
⑤-1	意見交換 (ステップ2)	・地域の課題 ・今後必要な取組 など
⑤-2	意見交換 (ステップ3)	・地域づくりの目標の検討
休憩		
⑥	発表	・グループごとに発表
⑦	閉会	・今後の予定 ・総評

(3) 参加状況

地域	地区長	民生委員	自主防災組織	消防団	PTA	一ターン	青年会議所（JC）	森林組合	漁業組合	小中校教員	体育協会	若手農業（4h）・漁業	ボランティア	県・市職員	工業団地	計
中央	4		1	1	6	1	2					1	1	2		19
西部	4				6	1	1		1			2	1			16
東部	6				4			1			1				1	13
小筑紫	4	1		1	4		1									11
橋上	3	1	2	1	3					1						11
沖の島	2	1		1	1	1				1				1		8
計	23	3	3	4	24	3	4	1	1	2	1	3	2	3	1	78

(4) 開催状況

新型コロナウイルス拡大防止の観点から、受付時の検温、連絡先の登録（名簿で把握）、消毒の準備、マスクの着用等の対応を各会場で実施しました。



宿毛市都市計画マスタープラン

発行年月：令和 3 年（2021 年）3 月

発 行：宿毛市役所 都市建設課

〒788-8686 高知県宿毛市桜町 2 番 1 号

TEL:0880-63-1120 FAX:0880-63-0174

E-mail:kensetu@city.sukumo.lg.jp
